

## 市谷議員 要望項目一覧

### 令和4年度当初分

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p><b>【新型コロナ・感染症対策】</b></p> <p>①新型コロナ第6波及びオミクロン株の急拡大は深刻である。ワクチンの3回目追加接種体制とワクチン確保と供給の見通しを急いで明らかにすること。</p>	<p>ワクチンの3回目の接種については、市町村において集団接種や個別接種により実施することを基本としつつ、県営大規模接種会場での接種や職域団体による接種により実施することとしており、県、市町村、医師会等の関係団体が引き続き連携・協力して円滑な実施に向けて取り組んでいく。</p> <p>なお、ワクチン確保と供給の見通しについては、3回目の接種の前倒し実施にも対応できるワクチンを確実に供給できる体制を整えるとともに、ワクチンの供給に関する情報を早期に示すよう、全国知事会等を通じて国に対して要望しているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業 21,866千円</li> <li>・職域等におけるワクチン接種推進強化事業 47,000千円</li> </ul>
<p>②無症状者への無料検査が実施開始され良かったが、1月末までの期間限定である。現在実施されている無料検査は、「電話が繋がらなかった」「予約が取れなかった」「働いているので日曜日に受けない」との声も出ており、予約体制や検査場所の補強、土日や午後6時以降の実施、期間延長など拡充すること。また、今後の感染の早期発見と経済活動回復のためにも、「いつでも・だれでも・無料」の大規模・頻回・無料検査を、当分の間、恒常的な取組とすること。</p>	<p>感染不安を感じる県民等に対して行っている無料検査は、特措法第24条第9項に基づく要請として、国とも協議を行った上で実施しているものであり、検査場所については順次拡大している。また、2月以降の対応についても、感染拡大が続いている状況を踏まえ、延長することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業 473,000千円</li> </ul>
<p>③クラスター化しやすくコロナ対策にも影響する、医療機関や介護事業所等での無料定期検査を実施し、感染拡大しやすい学校・保育所・幼稚園・学童保育・職場・家庭などでの自主検査を大規模かつ無料で行えるよう県が支援すること。子どもの体調不良時にすぐ検査できるよう、検査キットを家庭配布すること。</p>	<p>従来株より感染拡大スピードの速いオミクロン株の特徴を踏まえ、隣県でのオミクロン株感染確認を受け、昨年末から県内薬局等に検査費用を助成することにより、感染不安のある無症状者を対象とした無料検査を実施している。検査キットの家庭配布は考えていない。</p>
<p>④在日米軍基地は、米軍関係者の入国制限、入国時の検査、外出制限が不十分であったため、日本国内でのオミクロン株の急拡大の大きな原因となった。米軍基地でのこれらコロナ対策の制限措置の実施と、日米地位協定にも制限事項を明記するよう求めること。</p>	<p>令和3年12月28日に米軍基地が所在する主要都道府県で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会が「在日米軍に係る新型コロナウイルス感染症の水際対策等に関する緊急要請」において米軍基地の大規模感染の原因究明、水際対策等を外務省及び防衛省に要請している。全国の米軍基地所在自治体で不安が高まっていることを受けて、本年1月6日に、外務大臣が米国の国務長官に、米兵の外出制限を含む新型コロナ感染拡大防止措置の強化と徹底を求める等政府として対応されており、県として米軍基地における新型コロナ対策について要請等を行うことは考えていない。</p>
<p>⑤県は、第6波対策は「鳥取方式+α」とし、入院を原則としながら宿泊療養と在宅を組み合わせるとしているが、在宅療養は周囲に感染を広げ、急変時に対応が遅れる危険性がある。原則入院・臨時医療施設・宿泊療養とし、やむを得ず在宅療養とする場合は、生活支援や対面の往診・訪問看護も実施し、手遅れで自宅で命が失われることがないように十分手立てを講じること。</p>	<p>オミクロン株感染における軽症例の多さや新たな治療薬の流通等を踏まえ、原則入院の体制から「鳥取方式+α」の体制に切り替え、医師会、看護協会、薬剤師会、市町村とも連携し在宅療養の更なる充実を図っている。</p> <p>オミクロン株による感染拡大状況に応じて引き続き機動的に対策を講じ、医療ひっ迫を回避しながら患者への適切な医療提供を維持してまいりたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症医療環境整備等事業 8,901,019千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥医療機関への減収補填と財政支援に県も取り組むこと。医療従事者への処遇改善は、目的の異なる病床確保料（空床補償料）を活用するのではなく別枠で設定し、コロナ受け入れの有無にかかわらず病院職員全体への支給を国に求めること。県独自に慰労金制度を創設し不十分な国制度を補うこと。	医療機関の安定経営に向けた財政支援や医療従事者の処遇改善については、国の責任において財政措置を講ずるべきであり、全国知事会を通じて国に要望している。県独自に慰労金制度を創設することは考えていない。
⑦新型コロナで利用抑制や支出増に苦しむ介護事業所に、減収補填と慰労金を支給すること。	介護事業所への慰労金は国制度であり、再支給については国において適切に判断すべきと考える。
⑧すべての保育士や学童保育指導員にコロナ慰労金を支給すること。	保育士及び放課後児童支援員は、社会を支える基盤として、日々、子どもたちや自身の感染防止に努めながら継続してサービスを提供していることから、慰労金の対象に含めるよう国へ要請しており、引き続き全国知事会等と連携して国に働きかけていく。
⑨希望する障がい者・福祉労働者が、無料定期PCR検査が受けられるようにすること。	障がい者、障がい福祉事業従事者に対する無料定期PCR検査の実施については考えていない。なお、オミクロン株の感染拡大に対応するため、障がい福祉施設の職員等へのPCR検査等への支援について、当面、補助対象を利用者へも拡大するほか、補助率を10/10に引上げるなど大幅に拡充し、新型コロナ陽性者の早期発見を図る。
⑩障害者就労支援事業所に対し、コロナによる減収の補填・工賃補填をすること。コロナ収束後もそもそも少ない工賃に対し補助し、利用料の負担を廃止すること。	令和3年度11月補正により、新型コロナの影響で生産活動収入が減少した事業所に対し、新たな生産活動への展開や販路開拓等に要する経費への支援、また、利用者の工賃水準を維持するために必要な経費への支援を行っている。 障害者就労支援事業所は、生産活動により生じた収入から、必要な経費を除いたものを利用者に工賃として支払うこととなっており、県は、工賃への直接補助ではなく、事業所の生産活動収入が増加するよう、自主事業を展開する事業所の新商品開発への支援等を実施しているところである。引き続き、工賃3倍計画に基づく各事業所の特性に応じた支援を実施し、工賃向上を目指していく。 利用者負担については世帯の収入状況に応じて負担上限月額が定められており、低所得の場合は全額免除となっている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪保健所体制は、臨時採用や他部署からの派遣など緊急増員を確保しつつ、保健師などを中心に更に職員定数と予算を増やすこと。</p>	<p>保健所の定数については、令和3年4月に、総合事務所を再編し「保健所」を総合事務所内局として設置した上で、職員を16名増員した。</p> <p>その上で、新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に設置した「クラスター対策チーム」が42名体制（全員が兼務）により保健所内でクラスター対策にあたっているほか、県退職保健師や市町村保健師の受入、県庁や総合事務所による業務応援等により機動的に対応している。</p> <p>また、1月20日から西部管内、1月26日から中部管内において、オミクロン株緊急体制にシフトし、農業改良普及や観光等の担当職員を固定的に保健所業務に従事させている。</p> <p>さらに、1月28日からは、これまで保健所が行っていた初動対応を担う特命チーム（学校、子ども関係施設、社会福祉施設）を発足させた。</p> <p>このように増員や業務応援等により休日も含めて対応できる体制としており、今後も業務の状況に応じて機動的な体制を確保していく。</p>
<p>⑫感染症病床と救命・救急体制への国補助金の増額と、ICU病床への新たな補助制度の創設を求め、感染症や救急病床、ICU病床を増床すること。診療報酬を抜本的に増額し、急性期病床の評価基準項目（重症度の考えや割合）の削減・変更による診療報酬削減の中止を求めること。</p>	<p>地域医療構想は、2025年に向けて地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制の構築を目指すものであり、感染症病床など医療機関の病床削減や統合を進めるものではないことから、国に対して、地域医療構想の撤廃を求めることは考えていない。地域医療構想の実現に向けては、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、新型コロナへの対応や地域の実状を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。</p>
<p>⑬病床削減につながる公的・公立病院統廃合計画や「地域医療構想」は撤回を求めること。</p>	<p>なお、感染症対応や救急医療等に係る国庫補助金や診療報酬については、新型コロナの影響を踏まえ、国において地域の医療提供体制をしっかりと支えることができるものとしていただくよう全国知事会等を通じて強く要望している。</p>
<p>⑭鳥大医学部の「臨時増員措置」の継続を求め、医師の増員計画を持つこと。</p>	<p>鳥取大学医学部医学科の臨時定員の継続については既に機会を捉えて国に要望を行っているところである。また、県内で従事する医師の確保については、「鳥取県医師確保計画」（令和2年度策定）に基づき対策に取り組んでいるところである。</p>
<p>⑮看護師の配置基準と労働条件の改善を求め、「病院看護師」の増員計画を持つこと。</p>	<p>看護師については、国の推計基本方針に基づき、2025年における看護職員の需給推計を行っているが、引き続き看護師の確保が必要な結果となっており、今後も、県内の医療機関等において事業が継続できるよう、看護師確保対策を行っていく。</p>
<p>⑯県衛生環境研究所の体制と予算を増やすこと。</p>	<p>衛生環境研究所の体制については、新型コロナのPCR検査が急増した令和2年度以降、公衆衛生の研究・検査を所管する「保健衛生室」の体制を拡充し、衛生技師22名（専任8名、所内応援5名、兼務9名）により、休日等も含めて対応でき、非常時にもバックアップできる体制を確保しており、今後も現体制を維持していく。</p> <p>予算に関しては、検査機器の整備など、必要に応じて予算を確保しており、今後も検査体制に支障が生じないように維持していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑰国保傷病手当金のコロナ特例の継続と、対象を自営業者にも拡大し、陽性者の休業時の所得を保障すること。また国保料コロナ減免は、コロナ前より減収となった幅広い人に適用すること。</p>	<p>国民健康保険の傷病手当金については、権限を有する市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県独自の新たな制度を創設することは考えていない。また、国民健康保険料（税）の減免の対象者についても同様に、市町村がそれぞれの判断で実施されるものであり、県独自の負担による対象範囲の拡大は考えていない。</p>
<p>⑱コロナによる収入減少は非課税世帯だけではない。特別給付金は、非課税世帯だけでなく、中間層（年収1,000万円未満程度）も含め幅広く対象とするよう国に求め、県も独自支援すること。</p>	<p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付対象については、コロナの影響等を踏まえ、国が責任をもって適切に判断すべきものであり、国に対して見直しを求めることや、県独自の支援制度の創設は考えていない。</p>
<p>⑲中小企業・個人事業主、フリーランス等への「持続化給付金」は「事業復活支援金」に変わったが、補填対象期間や支援額が少なく不十分であり抜本的な拡充を求めること。また申請には、「登録確認機関」（商工会、商工会議所、金融機関、税理士・行政書士）による「事前確認」が必要だが、各所が確認作業を引き受けてくれるかどうか、また手数料が心配される。各自治体の「中小企業振興条例」に位置付けられた「支援団体」も「確認機関」として認め、また「県サポートセンター」を設置して、行政書士等を無料紹介するなどして、支援金の申請を応援すること。また感染状況を見て、次の県応援金制度を創設すること。また「家賃支援給付金」の再支給を国に求めること。</p>	<p>国「事業復活支援金」については、全国知事会を通じ繰り返し要望を重ねてきた結果、売上要件が大きく緩和されたほか、登録確認機関に生活衛生同業組合や商店街振興組合が追加されるなど制度改善が図られており、経済対策予算ワンストップ相談窓口において行政書士等専門家による無料相談体制を構築するなどし、国「事業復活支援金」の個別申請支援を行っている。また、長期化するコロナ禍により経営上の影響を受けた新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業者に対し、固定費にも活用可能な新たな応援金「コロナ禍再生応援金」を設けたところである。</p> <p>なお、家賃等固定費にも活用可能な事業復活支援金が創設されたところであり、家賃支援給付金の再支給を国に求めることは考えていない。</p>
<p>⑳コロナで学校や保育園が休業となる場合の、フリーランスも含めた保護者の休業補償制度を確立すること。</p>	<p>令和3年9月7日、厚生労働省は令和2年度実施の小学校休業等対応支援金を再開し、委託を受けて業務を行う個人事業主（フリーランスを含む）の学校臨時休業に係る事業休業への支援を行っている。また、経済産業省の事業復活支援金においても、フリーランス等が事業を休業した際の収入の減少を支援している。</p>
<p>㉑コロナの影響を受けた観光事業者の減収を補填すること。</p>	<p>観光事業への減収補填を実施する予定はないが、新型コロナウイルスの影響により大きなダメージを受けた観光業界の回復に向け取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナから立ち上がる観光支援事業 2,000,000千円</li> <li>・ポストコロナ時代の新たな観光推進事業 72,130千円</li> <li>・とっとりサウナツーリズム推進事業 4,400千円</li> <li>・健康のびのびアウトドアツーリズム事業 28,880千円</li> <li>・サイクリストの聖地鳥取県整備事業（サイクルツーリズム推進事業） 46,401千円</li> <li>・とっとり発ユニバーサルデザイン施設普及促進事業（バリアフリーマップアプリ開発事業） 10,492千円</li> <li>・観光情報提供事業 46,550千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②バス・タクシー・トラックなどの物流や人の輸送は、社会的に必要不可欠な仕事である。その自動車運転者に対し、コロナの優先的なワクチン接種や定期的な無料PCR検査、賃金の減収分を補填すること。運転事業者にも、感染対策支援、減収補填を実施すること。</p>	<p>県内運転事業者に対して、鳥取県バス協会、鳥取県ハイヤータクシー協会及び鳥取県トラック協会直接に又は業界団体を通じて、感染対策への支援を行ってきており、今後も状況に応じて引き続き感染対策への支援を行うとともに、業界団体への職域接種の実施の勧奨やワクチン接種機会、無料PCR検査の活用についての情報提供に努める。 また、減収補填については考えていない。</p>
<p>③新型コロナによる魚価の低迷や販路喪失に対し、影響に見合った給付金制度を創設すること。</p>	<p>直接の給付金制度の創設は検討していないが、新型コロナの影響を受けた農林水産業者等への販路拡大等の支援として、令和4年度当初予算案において、県産魚消費拡大の取組やデジタル化による販路拡大についての支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売りたい・食べたいとつとりの魚発信プロジェクト 11,633千円</li> <li>・食のみやこ鳥取県・魅力ある食づくり活動支援事業（県産魚ブランド発信事業） 1,350千円</li> <li>・デジタル化で取組む販路開拓支援事業 20,000千円</li> </ul>
<p>④文化・芸術関係の団体やフリーランスへの支援は、新規事業の実施を前提とせず、用途を問わない特別給付金や休業補償等を抜本的に強化するよう国に求め、県も独自支援すること。</p>	<p>国に対しては、文化芸術分野の活動者、団体等の活動基盤が維持されるよう支援のあり方を検討することなどを要望し、国のR3補正において、コロナの影響を受ける文化芸術団体等への補助事業が予算化された。</p> <p>また、県事業としては、活動者の方々からの要望等を伺った上で、コロナの影響を受けたキャンセルに対する支援など文化芸術活動の継続支援の充実を図っている。加えて、「鳥取県コロナ禍再生応援金」により、個人事業者の方が一定の要件を満たした場合に、新型コロナウイルス感染症による経営上の影響を支援することが可能である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②⑤大学生への定期的なコロナ検査を支援すること。生活困窮している学生への「学生臨時給付金」の継続実施を求め、県も独自支援すること。コロナで休学や卒業延長した学生の学費を補助すること。奨学金返済のメドがたたない若者には奨学金返済緊急免除すること。「住宅確保給付金」は失業・離職しないと使えず学生が対象外となっている。学生も対象となるようにすること。民間団体が行う「学生食糧支援」を行政・大学も支援し共に学生生活を支えること。</p>	<p>大学生への定期的なコロナ検査の支援について、感染防止のためには、一人一人が基本的な感染防止対策を徹底することが大切であり、PCR検査費用の支援は考えていない。なお、体調不良等の学生のうち、身近にかかりつけ医等がないなど、診療・検査医療機関でPCR検査を受けることが難しい者等については、速やかにPCR検査につなげられるよう、県内大学等へPCR検査の検体採取容器を常時配備し、大学と連携して検査・相談体制を整備しているほか、令和4年2月末まで、無症状で感染不安を感じる者を無料PCR等検査の対象としている。</p> <p>生活困窮している学生への「学生臨時給付金」については、国の令和3年度補正予算の成立を踏まえ、学生等の学びを継続するための緊急給付金の支給手続きが進められているところであり、同給付金の継続実施を求めることや県の独自支援は考えていない。</p> <p>コロナで休学や卒業延長した学生の学費の支援や民間団体が行う「学生食糧支援」への支援については、各大学において、それぞれの状況を踏まえながら学生アルバイト紹介などの学生支援が行われていることから考えていない。</p> <p>鳥取県育英奨学資金については、新型コロナウイルスの影響による収入減なども返還猶予の対象としている。返還免除については、収入状況が回復すれば返還していただくことが可能であることから、新型コロナウイルスの影響による収入減を理由として直ちに奨学金の返還を免除することは考えていない。</p> <p>住居確保給付金は、住居の確保と就労の自立を目的に主たる生計維持者を支援する制度である。主たる生計維持者以外の者までも対象に加えることは制度の趣旨にそぐわないため、国に対する要望は考えていない。</p> <p>また、県は、地域住民を対象としたこども食堂等への支援を行っているが、学生のみを対象とした支援は考えていない。</p>
<p>②⑥「住宅確保給付金」「生活福祉資金特例貸付」は期間延長・増額し、返済困難な場合は給付に切り替えること。</p>	<p>住居確保給付金や生活福祉資金の特例貸付については、制度継続や借入額の増額のほか、返済免除の要件緩和も国に要望してきている。</p>
<p>【大雪被害対策】</p> <p>①年末年始の大雪による農業被害額は約1億円にのぼり、昨年の雪害と同程度の被害額となった。被災ビニールハウスや牛舎などの撤去・再建費用や、歯折れした白ネギ等の農作物に対し支援をすること。また、雪に強いビニールハウスへと改良をすすめること。</p>	<p>年末の大雪被害については、パイプハウスや牛舎などの復旧及び雪害農産物の販売促進支援を行っているところであるが、降雪等によりハウスが損壊した主な原因として、支柱補強等の未実施、パイプやビニールの経年劣化、非耐雪構造などが挙げられるため、ハウスの改良は考えていない。一方で、新規にハウス導入を考えている生産者に対してはJAと連携を図りながら、耐雪型低コストハウスを進めていく。</p> <p>【11月補正(国補正分)】</p> <p>・鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 266,602千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【医療】</b></p> <p>①安心できる国民健康保険制度とするために</p> <p>○低所得世帯が多く財政基盤が弱いため、保険料が健康保険の約2倍にもなっている。皆保険制度の最後の砦として役割が果たせるよう、全国知事会が求める1兆円の公費負担増の実現で、健康保険にはない「均等割」「平等割」を廃止して、国保料を引き下げる。収入のない子どもへの「均等割」は直ちに廃止すること。</p>	<p>社会保険である国民健康保険の保険料（税）の賦課には受益に応じた負担も必要であり、県として応益割（均等割、平等割）の廃止を求めていくことは考えていない。</p> <p>子どもの均等割の減額措置については、法改正により令和4年4月1日から未就学児に係る国民健康保険料（税）の均等割額の5割を減免する措置が実施されるが、均等割の軽減の対象範囲及び軽減割合の拡充については、引き続き機会を捉えて国に対して要望していく。</p> <p>保険料（率）の統一については、各市町村の意見等を踏まえて、第2期鳥取県国民健康保険運営方針において「将来的には保険料水準の統一を目指す」ことを盛り込んでいくところであり、今後、具体的な議論を深めていくこととしている。</p>
<p>○国保料引き上げにつながり、市町村自治を壊す「保険料統一」は行わないこと。</p>	<p>国民健康保険の新型コロナウイルス対応の減免制度や傷病手当金については、権限を有する市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県として制度のあり方を示すことは考えていない。</p>
<p>○国保料「コロナ減免」や「傷病手当」は、恒常的な制度とすること。</p>	<p>短期保険証や資格証明書の交付は、適切に保険料を納めている者との公平性の観点から設けられている制度であり、市町村においては被保険者の特別の事情の有無などを把握しながら適切に対応されているものと認識している。</p>
<p>○保険証取り上げの制裁措置を規定した国保法第9条改正を求め、「短期証明書」「資格証明書」の発行は止めること。国保料滞納者に対し検診を受診させないなどのペナルティをやめるよう市町村を指導すること。</p>	<p>特別医療費助成に対する国庫負担金の減額調整措置の全廃については、これまでも機会のあるごとに国に要望しているところであり、今後も引き続き要望していく。</p> <p>医療費の窓口負担（一部負担金）の減免は、特別な理由により生活が著しく困難になった場合において、保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、県としては、認定対象の拡大について財政負担等の支援は考えていない。</p>
<p>○県特別医療費助成に対する国庫負担の減額措置をやめるよう国に求めること。</p>	<p>医療費の窓口負担（一部負担金）の減免は、特別な理由により生活が著しく困難になった場合において、保険者である市町村が必要であると認めるときに行うものであり、県としては、認定対象の拡大について財政負担等の支援は考えていない。</p>
<p>○国保法 44 条に基づく生活困窮者への医療費窓口負担減免の実施と対象拡大を、市町村に働きかけること。県も財政支援すること。</p>	<p>無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。</p>
<p>②無料低額診療事業を普及し、院外処方も対象となるよう求め、県としても独自に院外処方の負担を軽減すること。</p>	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担の見直しは、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、国に対して中止を求めることは考えていない。</p>
<p>③10 月実施予定の 75 歳以上の後期高齢者医療の窓口負担 2 倍化は、中止を求めること。</p>	<p>小児特別医療費助成について、一部負担金をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。</p>
<p>④18 歳までの子どもの医療費無料化を国に求め、県も完全無料化すること。</p>	<p>特別医療費助成については、安定的かつ持続可能な制度となるよう、利用に応じた一定の自己負担を求めており、収入状況に応じて負担月額上限を定めていることから現時点で見直しは考えていない。</p>
<p>⑤障がい者の県特別医療費助成は、元の自己負担無料に戻すこと。</p>	<p>高額療養費制度の持続可能性を高めるため、負担能力に応じた所得区分の変更については、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。</p>
<p>⑥高額療養費制度の所得区分を増やし、負担限度額上限を、現役世代も高齢者も、入院も通院も大幅引き下げを求めること。重い病気の患者ほど患者負担が自動的に高くなる「1%」の定率部分をなくすよう求めること。限度額の設定を月ごとから治療ごとに改めるよう求めること。</p>	<p>高額療養費制度の持続可能性を高めるため、負担能力に応じた所得区分の変更については、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑦協会けんぽへの国庫負担を、早急に法定上限の20%まで引き上げるよう求めること。	協会けんぽへの国の財政支援については、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。
⑧保険診療は消費税非課税であるのに、病院が購入する医薬品や医療機器は消費税が課税され医療機関の大きな負担となっている。保険診療非課税を継続しつつ、医療機関に消費税負担がかからない仕組みづくりを国に求めること。	平成31年度与党税制改正大綱において、「診療報酬の配点方法を精緻化することにより、医療機関種別の補てんのばらつきが是正されることとなる。今後必要に応じて、診療報酬の配点方法の見直しなど対応していくことが望まれる。」として、国においては診療報酬の見直しによって解決を図ることとされたことから、税制を見直す要望は考えていない。 なお、令和3年度に厚生労働省の専門部会において実態把握が進められた結果、令和4年度診療報酬改定においては配点方法の見直しは行わず、引き続き消費税負担額と診療報酬の補てん状況を把握し、診療報酬の配点方法の検証を行うとされている。
⑨病院への人工透析「夜間・休日加算」が引き下げられ、外来夜間透析が受けにくくなっている。加算引き上げを求めること。	診療報酬については、医療費の増大等に対し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して診療報酬の見直しを求めることは考えていない。
⑩出産に係る費用が高騰しており、出産一時金の額を大幅に引き上げること。	出産一時金の額については、国において出産費用の状況や医療保険財政の状況を勘案して適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して制度変更を求めることは考えていない。
⑪コロナ禍で経営が悪化している歯科医療機関・歯科技工所への減収を補填すること。歯科衛生士の役割が適正に評価される診療報酬へと改善を求めること。歯科技工士が安心して仕事が継続できるよう、歯科技工物に対する診療報酬の改善を求めること。	コロナ禍により経営が厳しくなっている医療機関等に対し、医療提供体制の維持・強化のための支援を行うよう全国知事会で要望しているほか、診療報酬の引上げや緊急包括支援交付金等による財政措置など、経営に支障を来たすことのないよう特段の支援について県独自でも国に要望しているところである。 診療報酬については、医療費の増大等に対し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが図られているものであり、国に対して診療報酬の見直しを求めることは考えていない。
【介護・高齢者支援】 ①他職種平均より格段に賃金が安い介護・福祉職員の処遇を改善するため、処遇改善額を増額し、利用者負担増につながる介護報酬とは別建ての公費投入で実施するよう求めること。	令和3年度の国補正予算において、介護職員の収入の引上げのため、令和4年2月から介護職員の収入を3%程度引き上げるための処遇改善支援補助金（全額国費）が創設されたことを受けて、県としても当該補助金が幅広く介護事業所で活用されるように準備を進めていく。また、国に対しては、介護職員の処遇改善を更に進めるよう、引き続き要望していく。



要望項目	左に対する対応方針等
<p>②介護保険の利用料は、当初の1割から、2割（単身で年金収入280万円以上）、3割（年収340万円以上）に引き上げられ、所得が低い施設利用者の食費・居住費を軽減する「補足給付」（世帯分離している配偶者が住民税課税／預貯金500万円以上／非課税年金の受給者）も打ち切られた。こうした負担増の中止・撤回を国に求め、介護保険料・利用料の減免制度を創設すること。施設の食費・居住費の補足給付に県として支援すること。介護保険料滞納に対する利用制限や利用料全額負担等のペナルティはやめること。介護保険の国庫負担割合（在宅25%、施設20%）を50%まで引き上げるよう求めること。</p>	<p>介護保険制度は、公費50%（国費25%、県12.5%、市町村12.5%）、保険料50%の負担割合により、各市町村において運営されている。利用者の負担割合、補足給付の給付範囲、国庫負担割合等については、社会保障審議会介護保険部会等において、制度の持続可能性を確保するための観点から、継続的に制度見直し等が議論されており、こうした議論を踏まえて国において総合的に判断されるべきものとする。</p> <p>介護保険制度においては、低所得高齢者に対する介護保険料、利用料の軽減措置が設けられており、令和元年10月の消費税率引上げにあわせて、介護保険料の軽減措置が拡充されたところであり、国に要望することは考えていない。また、こうした軽減措置に対しては、県として既に応分の財政負担をしており、県独自の支援制度を創設することは考えていない。</p> <p>また、制度見直し等により補足給付の対象外とされた者に対して、県独自の負担軽減措置を設けることは考えていないし、国に対して国庫負担率の引き上げを求めることも考えていない。</p>
<p>③ケアプランの有料化に反対すること。</p>	<p>ケアプラン作成等に係る有料化（自己負担の導入）については、社会保障審議会介護保険部会等において検討が続いているところであり、これは介護サービス利用に大きな影響を与える課題であることから、引き続き、国の動向を注視していく。</p>
<p>④介護施設での医療行為について医療保険適用を認めること。要介護者への通院・付き添い介助ができるようにすること。</p>	<p>介護施設での医療行為への医療保険適用等については、介護報酬制度との整合性の観点からの検討が必要であり、国において適切に判断すべきとする。</p>
<p>⑤地域の高齢者の実情を把握・支援する地域包括支援センターの人員体制を強化すること。</p>	<p>地域包括支援センターは、県内全市町村において、地域の高齢者数、生活圏域等を考慮して設置されていることから、センターの適切な人員体制を確保しているものと認識しており、県としては、研修の実施や専門職の派遣等を通じて、センターの機能強化を支援していく。</p>
<p>⑥低所得・高齢者・障がい者が住み慣れた地域で暮らせるよう「軽費老人ホーム」を増設すること。</p>	<p>近年、サービス付き高齢者向け住宅等が増加し、高齢者の住まいのあり方が多様化しているところであり、現状では軽費老人ホームの増設は考えていない。</p>
<p>⑦特別養護老人ホームや老人保健施設の職員配置基準は、現行の3：1から2：1に引き上げ、夜間訪問介護を2人体制にすること。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の職員配置については、介護報酬制度との整合性の観点からの検討が必要であり、国において適切に判断すべきとする。</p>
<p>⑧特別養護老人ホームを抜本的に増設し、待機者解消計画を策定すること。要介護1・2の方を特養入所から締め出さないこと。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の施設整備については、保険者である市町村が、地域の実情に合わせて、給付と負担のバランスを考慮しながら決定することが基本であり、今後、市町村の意見を聞きながら検討していきたい。県としては、地域医療・介護総合確保基金を活用した整備費への支援等を通じて、市町村と連携しながら、必要な施設整備の推進に取り組んでいく。</p> <p>また、特別養護老人ホームの入所については、要介護1、2の者であっても居室において日常生活を営むことが困難な場合、やむを得ない事由があると認められる者は特例入所が認められている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑨小規模多機能施設、グループホーム等の多様な施設の整備を進め、食費や居住費を公費支援し、低所得者が利用できるようにすること。</p>	<p>小規模多機能型居宅介護事業所等の施設整備については、保険者である市町村が、地域の実情に合わせて、給付と負担のバランスを考慮しながら決定することが基本であり、今後、市町村の意見を聞きながら検討していきたい。県としては、地域医療・介護総合確保基金を活用した整備費への支援等を通じて、市町村と連携しながら、必要な施設整備の推進に取り組んでいく。</p> <p>食費や居住費の支援の是非については、社会保障審議会介護保険部会等において、制度の持続可能性を確保するための観点から議論されるべきであり、県において独自の負担軽減措置を設ける考えはない。</p>
<p>⑩「要支援1・2」の訪問・通所事業の介護保険から市町村総合事業への置き換えは進めず、保険給付に戻すこと。「要介護1・2」の在宅サービスの介護保険外し（2021年4月厚労省令で実施）は止めるよう求めること。地域の高齢者を支える自主組織は、介護保険の肩代わりをさせるのではなく、地域の社会的資源として財政や後継者づくりを支援すること。</p>	<p>要支援者については、市町村総合事業において、従来と同様に介護専門職による予防給付（訪問介護・通所介護）相当のサービスが受けられる仕組みとなっており、これを保険給付に戻すよう国に求めることは考えていない。</p> <p>要介護1・2の者については、介護保険の在宅サービスの対象者から除外されていない。</p> <p>少子高齢化が進む中、地域全体で高齢者を支援していくため、元気な高齢者をはじめとした地域住民やボランティア団体等の多様な主体がサービスを提供する地域づくりが求められており、地域の助け合い活動創出・担い手育成など、市町村の生活支援サービス体制の整備に向けた取組を、地域支援事業交付金による支援やアドバイザー派遣等により支援している。</p>
<p>⑪軽度者に対する訪問・通所介護や福祉用具の利用制限は改めること。生活援助の基準時間の60分から45分への短縮など在宅サービスの切り捨てはやめること。</p>	<p>軽度者、重度者に関わらず、要介護者に対しては必要な介護サービスが提供されるべきであり、県内事業所においては、不当な利用制限やサービスの切り捨ては行っていない。</p>
<p>⑫介護型療養病床の転換先となる「介護医療院」を、新たな病床削減の受け皿とはせず、必要な医療的ケアが受けられるようにすること。</p>	<p>介護医療院等の施設整備については、保険者である市町村が、地域の実情に合わせて、給付と負担のバランスを考慮しながら決定することが基本である。介護医療院は医療的ケアが必要な要介護者のための施設であり、病床削減の受け皿とは考えていない。</p>
<p>⑬在宅医療を担う診療所や訪問看護に対し公的支援を充実させ、24時間「定期巡回・随時対応訪問介護看護サービス」の普及と体制強化を図ること。</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の施設整備については、保険者である市町村が、地域の実情に合わせて、給付と負担のバランスを考慮しながら決定することが基本であり、今後、市町村の意見を聞きながら検討していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑭高齢者の家賃補助、高齢者住宅改修補助制度、サービス付き高齢者住宅の自己負担軽減補助制度を創設すること。</p>	<p>要介護者が在宅生活を送るために住宅の改修（手すりの取り付け等）を行う場合には介護保険制度を活用できるが、高齢者の家賃補助、高齢者住宅改修補助制度を創設することは考えていない。</p> <p>民間賃貸住宅の家賃助成については、住宅セーフティネット法に基づき高齢者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅に対して、県、市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。</p> <p>現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町であるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などを通じて働きかけている。</p> <p>・住宅セーフティネット支援事業 14,081千円（うち家賃助成3,750千円）</p>
<p><b>【年金】</b></p> <p>①物価や賃金の伸び率よりも年金を低く抑え、年金を目減りさせる「マクロ経済スライド」の廃止を求めること。年金給付の財源確保のため、国民年金保険料の年収1,000万円の上限を厚生年金と同じ2,000万までの引き上げや、年金積立金の計画的な取り崩しを求めること。年金の支給開始年齢の、「67歳」「68歳」「70歳以上」などへの先送りに反対すること。</p>	<p>年金制度については、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが行われているものであり、国に対する要望等は考えていない。</p>
<p>②低年金者の年金の抜本的な底上げのため、「40年加入・月6.5万円の年金受給者」にのみ「最大月5,000円支給」という現在の仕組みから、「基礎年金月6.5万円以下の全ての方」を支給対象とし、無年金者も含めた「5万円の最低保証年金制度」の創設を求めること。</p>	
<p>③65歳以上の公的年金等控除は2005年「高齢者増税」以前の水準に戻し、所得500万円以下の老年者控除の復活を求めること。</p>	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【障害者・小児慢性疾病】</p> <p>①障がい者の雇用促進のため、総社市では「障がい者千五百人雇用推進条例」を制定し、「障がい者千五百人雇用委員会」での関係者による協議、ハローワークと常駐の市担当者によるワンストップ就労支援体制で、コロナ禍でも実績をあげている。鳥取県も同様の取組を進めること。また、職場定着に効果があるジョブコーチを増員すること。</p>	<p>県では、障がい者雇用推進会議や定着支援の在り方検討部会を開催し、国、市町村、就労支援機関、商工団体等の関係者と就労定着・離職防止のための取組について協議を行っている。また、ハローワーク（国、県立）や障害者就業・生活支援センター、障がい者職場定着推進センターなどの就労支援機関は、連携をとりながら業務を進め、必要に応じて複数の機関が協力して支援を行うなどの対応を行っている。今後も各機関が連携し、障がい者一人一人に対する支援を継続して取り組んでいく。</p> <p>ジョブコーチ支援体制の強化を図るため、県版ジョブコーチセンターの設置や訪問型ジョブコーチを配置する事業所への助成等を行っている。さらに体制を強化するため、ジョブコーチ養成研修の県内開催に向け、関係機関と開催準備を進めている。</p> <p>また、「障がい者が働きやすい職場づくりに関する検討会」を設置し、障害者職業生活相談員の役割や求められる活動等を明確にするとともに、事業者内での職場づくりの促進に資するマニュアルを作成し、事業者に働きかけていく。合わせて障害者職業生活相談員を増やすための方策を検討・実施し、障がい者の就労支援・定着促進に繋げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者就労・職場定着支援強化事業 71,482千円</li> <li>・障がい者が働きやすい職場づくり推進事業 3,973千円</li> </ul>
<p>②障害者就労支援事業所は、財政基盤も弱く、自助努力だけでは工賃がなかなか引きあがらない。県が工賃補填し、利用料負担は廃止すること。</p>	<p>障害者就労支援事業所は、生産活動により生じた収入から、必要な経費を除いたものを利用者に工賃として支払うこととなっており、県は、工賃への直接補助ではなく、事業所の生産活動収入が増加するよう、自主事業を展開する事業所の新商品開発への支援等を実施しているところである。引き続き、工賃3倍計画に基づく各事業所の特性に応じた支援を実施し、工賃向上を目指していく。</p> <p>利用者負担については世帯の収入状況に応じて負担上限月額が定められており、低所得の場合は全額免除となっていることから、廃止を国に求めることは考えていない。</p>
<p>③障がい者の最低賃金除外規定廃止を求め、国の責任で最低賃金を保障するよう求めること。</p>	<p>最低賃金の減額の特例許可制度は、精神又は身体の障がいにより著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、鳥取労働局長が使用者に対して最低賃金の減額の特例を認めるものであるが、労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。</p>
<p>④障害者差別解消法の合理的配慮を官民ともに実施されるよう、支援制度を拡充すること。</p>	<p>事業者が社会的障壁の除去に積極的に取り組む際の支援については、補助率の引き上げなど支援制度の拡充を行うことを令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業 15,464千円</li> </ul>
<p>⑤障害者手帳の無い難病・慢性疾患患者も、法定雇用率や雇用の義務化の対象に加えること。</p>	<p>国の検討会において、障害者雇用率制度の対象に難病患者等を追加することについて指摘がなされているが、障害者雇用促進法の改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥実施可能となった重度障がい者の通勤・職場支援制度を、鳥取県でも活用をすすめること。</p>	<p>通勤や職場等における支援により重度障がい者等の雇用や自営を含む就労が広がるよう、要望内容を各市町村にお伝えするとともに、市町村の自主性の尊重を前提としつつ、ニーズに即した福祉施策（地域生活支援事業）の実施を促していく。</p> <p>また、企業に対しては、鳥取労働局等と連携の上、雇用施策（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）について活用促進・普及啓発を図る。</p>
<p>⑦「障害者総合支援法」は「3年後の見直し」の時期を迎えている。「障害者自立支援法」訴訟で国が原告と結んだ「基本合意」や「骨格提言」に基づき、「障害者総合支援法」は廃止し、「障害者総合福祉法」の制定を求めること。現行法の「応益負担」の仕組みを廃止し、利用料の無料化、事業所・施設の報酬は日額払いから月額払いへと改善すること。当面、世帯収入ではなく本人所得のみの収入認定とすること。障害認定区分は当事者参加で協議し、当事者が必要とする支援が受けられるようにすること。内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患なども障害者福祉の対象として支援すること。</p>	<p>現在国において、障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて議論されており、引き続き検討状況を注視していく。</p> <p>&lt;応益負担、月額払い&gt;</p> <p>応益負担は、今後も必要なサービス量の増加が想定される中、国・都道府県・市町村とともに、障がい者本人も応分の負担を行うことで、障害福祉制度の安定的な運営を行なう趣旨で設けられており、また、自立支援給付費の日払い方式は、障がい者が日によってサービスの使いわけを可能にする趣旨で設けられた制度であり、現時点で国への要望は考えていない。</p> <p>&lt;収入認定&gt;</p> <p>障がい者の自立の観点から、障がい者の場合は「世帯全体」ではなく「障がい者本人とその配偶者」の所得を基本するよう平成20年7月に見直しがなされている。</p> <p>&lt;障害認定区分&gt;</p> <p>障害支援区分認定における認定調査は、障がい者本人のほか、支援者（家族や他の介護者等）も交えて実施することとされており、認定調査員は当該調査を通じて障がい者本人の必要とされる支援の度合いを適正に評価することとなっている。</p> <p>&lt;内部・発達・高次脳機能障害、難病・慢性疾患&gt;</p> <p>発達障害、高次脳機能障害、難病患者等も障害支援区分等の認定により障害福祉サービスの対象となる場合もある。</p>
<p>⑧「障害者総合支援法」の「介護保険優先原則」は廃止するよう求め、介護保険の対象年齢でも従来から受けていた支援が継続して受けられるようにすること。障がい当事者が、障害者福祉制度と介護保険制度を選択できるようにすること。</p>	<p>障害福祉サービスの利用に係る介護保険制度との関係については、年齢により一律に介護保険サービスを適用するのではなく、個別のケースにおいて市町村が適切かつ柔軟に判断するよう国から取り扱いが示されている。</p> <p>なお、適切なサービス選択や事業所選択を通じて、円滑に介護保険サービス移行がなされるよう、相談支援専門員への研修等で指導していく。</p>
<p>⑨障がいのある女性は「障害」と「女性」という複合差別がからみあう交差的差別が強いられている。障がいある女性への複合的・交差的差別をなくすため、実態調査と各種制度の改正を行うこと。例えば、「本人が望まない異性介護の禁止」「女性一般に対する相談支援窓口や施設を障がいある女性もアクセスしやすくすること」「行政の各種審議会等への障がいある女性の参加」「障がいある女性の婦人科検診や受診・出産を受け入れる医療機関の拡充」を図ること。</p>	<p>障がい者差別解消相談支援センター、男女共同参画センターよりん彩等における相談を通じて状況を把握していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑩障がい者が安心して暮らせる入所施設やグループホーム、ショートステイ施設を増設すること。年限付きでグループホームから追い出す施策の実施中止を求めること。保護者のレスパイトを保障するため、障がい児のショートステイやホームヘルプを拡充すること。</p>	<p>社会福祉施設等整備事業などを活用し、障がい者が安心して暮らせるよう支援の受け皿の充実を図っていく。</p> <p>なお、年齢によって一律に介護保険サービスを適用するのではなく、個別のケースにおいて市町村が適切かつ柔軟に判断するよう国から取り扱いが示されている。</p> <p>国の障害福祉サービスである医療型短期入所に上乗せする形で本県独自の補助制度を設け対応している。</p> <p>・医療型ショートステイ総合支援事業 25,439千円</p>
<p>⑪放課後デイサービスの基本報酬引上げを求め、家賃や車両維持費等固定費に補助すること。</p>	<p>令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、共通的な基本報酬を土台として、ケアニーズの高い障がい児の支援や専門職による支援など、支援の中身で評価する報酬体系に見直されたばかりであり、当面様子を見たい。</p> <p>なお、家賃等の固定費は本来事業者が負担すべき費用であることから、固定費に対する補助制度は考えていない。</p>
<p>⑫発達障がい者支援策推進のため、県発達障害者支援地域協議会に当事者やその家族の参加をすすめ、発達障害者支援センターを複数設置すること。</p>	<p>県発達障がい者支援地域協議会には、当事者・保護者の代表として鳥取県自閉症協会から委員を選出していただき参加をしてもらっている。</p> <p>また、発達障がい者支援センターは、現在『エール』（倉吉市）の1箇所であるが、必要に応じて関係機関（鳥取大学医学部付属病院子どもの心の診療拠点病院推進室や県立療育機関等）と連携するなど県全体の支援にほころびが生じないように取り組んでいく。</p>
<p>⑬自立支援医療の無料化、育成医療と更生医療の「重度かつ継続」の経過措置の恒久化、入院時食事療養費の無料化を求めること。</p>	<p>自立支援医療は安定的かつ持続可能な制度となるよう、利用に応じた一定の自己負担を求めている。所得に応じた自己負担上限月額が設定されており、「重度かつ継続」（高額治療継続者）の自己負担上限月額に対する経過措置も令和5年度末まで延長されている。</p> <p>また、入院時食事療養費は、生活保護世帯については自己負担を求めている。引き続き国の動向を注視していく。</p>
<p>⑭障がい児者への通院や入院への付き添い介助は、一部の重度者に限定せず、必要とするすべての障がい児者に認めること。</p>	<p>障害者総合支援法における重度訪問介護の支給決定を受けている場合は付き添いを利用することができる。</p> <p>また、重度訪問介護の対象とならない者であっても24時間の付き添いが必要な重症心身障がい児者等が入院する場合には、保護者の過度の負担を軽減するため、一時的に家族以外の者に依頼する際の経費を助成している。</p>
<p>⑮精神障害者医療は、他の診療科に比べて医師・看護師配置が少ない「精神科特例」を見直し、診療報酬の引き上げを求めること。</p>	<p>医師・看護師等の人員配置基準については、適切な医療を提供する体制の確保等のため、国において適宜必要な見直しが行われているものであり、国に対して人員配置基準の見直しを求めることは考えていない。</p> <p>また、診療報酬については、医療費の増大等に対し、将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが行われているものであり、国に対して診療報酬の見直しを求めることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑯「医療的ケア児と家族の支援法」が成立した。学校だけでなく、児童発達支援や放課後デイサービス等福祉施設でも、医療的ケア児が利用できるよう条件整備を進めること。親の付き添いがなくても医療的ケア児が通学できるようスクールバスの整備を進めること。</p>	<p>児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児の利用する福祉施設において、医療的ケア児が利用しやすくなるよう、来年度設置を検討している「医療的ケア児支援センター」において現場の声を集約して施策につなげていく。          なお、事業所が送迎を行った場合には送迎加算が取れる制度があることから、必要に応じて事業所に対し、制度の周知を図っていく。</p>
<p>⑰公共交通機関の料金割引は、精神障害者やてんかん、難病・慢性疾患などの障がい者・患者を、身体・知的障がいと同等の運賃割引の対象とするよう求めること。</p>	<p>障がいがある方を対象とした運賃割引が広がるよう、交通事業者に対する働きかけを継続していく。</p>
<p>⑱「手話言語法」、「情報・コミュニケーション法」の制定を求めること。</p>	<p>「手話言語法（仮称）」について、県としても、手話を広める知事の会の活動としても引き続き、国に働きかけを行っていく。「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（仮称）」については議員立法の動きもあることから動向を注視していく。</p>
<p>⑲「福祉避難所」指定施設が、災害時にいつでも機能が発揮できるよう体制整備すること。</p>	<p>避難所や福祉避難所の整備に関しては、県防災・危機管理交付金や福祉避難所事前配置資機材整備事業補助金で支援するほか、緊急防災・減災事業債で財政措置されるため、同事業債の積極的な活用についても市町村に案内しており、市町村が行う福祉避難所の機能強化を側方支援している。          また、福祉避難所への直接避難については、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正等に伴い、国の改正されたガイドラインでも直接避難に言及されていることから、障がい等で配慮が必要な方への周知がきちんと図られるよう引き続き市町村へ働きかけていく。          ・避難所の生活の質向上事業 3,950千円</p>
<p>⑳「特別支援学校」の「設置基準」が新設され、教室不足解消計画が作られるが、子どもの実態や学校の要望をしっかりと踏まえて対応し、校舎の建て増しも含めて検討すること。</p>	<p>特別支援学校設置基準が公布されたこと及び子どもの実態や学校の状況を踏まえ、教室の状況について改修等、必要な対応を検討していくとともに、今後の特別支援学校への就学者数推計を踏まえ、特別支援学校の在り方に向けた検討を行っていく。</p>
<p>㉑県立高校に特別支援学級を設置すること。</p>	<p>特別支援学級については、鳥取県教育審議会から答申のあった「令和新時代の本県高等学校教育の在り方について」でも「将来的には高等学校における特別支援学級の設置等について調査・研究に取り組み、検討に加えられることが望ましい。」とされているが、現状では国の教員定数の措置はない。今後の検討課題と考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【福祉・生活保護・生活困窮】</p> <p>①収入が最低生活費未満の方が生活保護を受けている割合=「捕捉率」が、日本は2割とあまりに低い。「生活保護は権利」であることを広く周知するため、「生活保護制度」から「生活保障制度」へと名称改善するよう求め、県作成の「生活保護は権利です」のチラシの住民配布、県や市町村のHPやSNSを活用して周知を進めること。県として年次目標を設定して、捕捉率の改善を図ること。</p>	<p>生活保護は国民の権利であることや相談窓口等を掲載したチラシを令和3年11月に市町村の生活困窮者相談窓口等に配布し周知を図っている。</p> <p>また、生活保護制度の名称やいわゆる捕捉率に関する検討については、いずれも国が行うものと考えている。</p>
<p>②鳥取市が、食糧支援フードバンクを3回利用したら収入認定して生活保護費を削減すると言う。法的な根拠もなく、生活困窮者を追い詰めるようなことは止めるよう、鳥取市を指導すること。</p>	<p>生活保護におけるフードバンクの取扱いについては、実施責任のある市町村が判断すべきものと考えている。</p> <p>なお、当該取扱いについては国が詳細を示しており、その内容を令和3年6月に鳥取市に改めて周知している。</p>
<p>③生活保護申請の門前払いや、扶養照会、自動車保有の原則禁止、わずかな預貯金等を理由にした利用拒否などは改めること。保育園の送迎だけでなく、小中高校生の部活動の送迎にも車が必要であり、子育て世帯には、原則、車の所有を認めること。</p>	<p>保護申請書の受理、扶養調査、資産調査、自動車保有の認否等の生活保護の決定及び実施に係る事務は、必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方に基づき、生活に困窮されている方が必要な支援を受けられるよう、福祉事務所において法定受託事務として国の基準により実施している。</p>
<p>④自公政権が実施した、生活保護の生活扶助費15%カット、期末一時扶助の減額、住宅扶助基準の引き下げ、冬季加算の削減は、緊急に復元し、支給水準を生存権保障にふさわしく引き上げること。生活保護の「夏季加算」創設、「高齢加算」復活を国に求めること。削減された生活保護の母子加算、0～2歳児の児童養育加算、学習支援費を復活・拡充するよう求めること。</p>	<p>生活保護基準の見直しは、国民の消費動向や社会情勢を勘案して、国の責任において設定されるものであり、元に戻すよう国に求めることは考えていない。</p> <p>なお、「夏季加算」の創設や生活保護基準の見直しには地方の実態を十分考慮するよう引き続き国に要望していく。</p>
<p>⑤生活保護の子どもが、世帯分離せずに大学進学できるよう改善すること。</p>	<p>生活保護の対象となる者を判断する基準は、社会情勢等を勘案して国が設定するものである。</p>
<p>⑥米子市の生活保護の級地をせめて鳥取市並みに引き上げるよう求めること。また現行給地の引き下げを政府が検討しているが、反対すること。</p>	<p>生活保護基準は、国民の消費動向や社会情勢を勘案して、国が設定するものであり、級地区分の見直しに当たっては地方の実態を十分考慮するよう引き続き国に要望していく。</p>
<p>⑦生活保護のケースワーカーを増員し、過重な担当件数を減らし、丁寧な対応ができるようにすること。</p>	<p>県内各福祉事務所で生活保護を担当するケースワーカーは、国の基準以上に余裕を持って配置されている。</p>
<p>⑧市町村のひきこもり相談・支援の担当や窓口をわかりやすくし、体制強化し、居場所づくり、ピアサポート、家族会を拡充すること。</p>	<p>本県においては、全市町村においてひきこもりの相談体制を明確にしておき、市町村での相談対応に対して、県精神保健福祉センター、とっとりひきこもり生活支援センターが専門的なバックアップを行う体制を整備しているほか、居場所支援についても、市町村において生活困窮者自立支援事業等を活用した取組が実施されている。</p> <p>また、ピアサポートはとっとりひきこもり生活支援センターがサポートを、家族会についても各保健所が家族の集い等を実施していることから、今後も継続して事業実施できるように検討していく。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
<p>【子ども・子育て・子どもの貧困・若者・学生】</p> <p>①「幼児教育・保育無償化」は、3～5歳児及び非課税世帯の0～2歳児に限定されているが、すべて幼児教育・保育を無償化するよう求め、県の独自支援も拡充すること。</p>	<p>保育料無償化は市町村と協働し実施しているところであり、現状以上の幼児教育・保育無償化の拡充要望はないことから、所得制限なしの完全無償化は考えていない。</p>
<p>②年度中途に待機児が発生しているが、保育所は面積基準を緩和して子どもを詰め込んだり、民間任せにするのではなく、公立認可保育所の増設を支援すること。過疎地の公立園を維持するためにも補助制度の復活を国に求めること。</p>	<p>保育所の面積基準緩和は、前々年度4月1日時点において待機児童が一定数発生しているなどの要件を満たすこととなっており、4月1日時点で待機児童が発生していない県内市町村では活用されていない。</p> <p>また、保育所の増設については、保育の実施主体である市町村が市町村子ども・子育て支援事業計画等に基づき検討されるものであり、市町村の要望のない支援や制度の国要望は考えていない。</p>
<p>③保育士の賃金を直ちに他産業平均並みになるよう、また8時間労働・週休2日が保障できる保育士配置となるよう、公定価格の改善を求めること。賃金上昇が11年で頭打ちとなる国基準を見直し、経験年数に応じ賃金が増加するよう改善すること。</p>	<p>保育士の処遇改善については、令和3年度国一次補正予算において、新型コロナへの対応と少子高齢化への対応が重なる最前線にて働く保育士等の収入の引き上げを行うため、令和4年2月から収入の3%程度（月額9千円）の増額が措置される。</p> <p>なお、公定価格は保育の必要量、施設の所在地などを基に施設の運営に必要な費用を国が算定したものであり、そのうち人件費については国家公務員の給与に準じて算定されていることから適正であると考えている。</p>
<p>④保育士配置基準は、4・5歳児は30：1を20：1に改善すること。</p>	<p>4、5歳児加配については、子ども子育て支援新制度において質の向上の検討項目となっており、引き続き、国に要望する。</p>
<p>⑤小規模保育の設置基準を認可保育所並みに高め、企業主導型保育への自治体関与と認可保育所との格差を是正すること。</p>	<p>小規模保育事業所の設置基準は、認可保育所と比較して職員の資格要件はゆるいものの多く職員を配置することとされており、実態に即し、同水準の保育サービスが提供できる基準となるように国が省令で定めている。</p> <p>なお、企業主導型保育事業の助成申請にあたっては市町村へ事前相談を行い、かつ申請内容に対する市町村意見を照会するよう平成30年度に手続きが改められており、認可保育所との格差の是正もされてきている。</p>
<p>⑥学童保育の設置基準をおおむね40人以下から30人以下に改善し、大規模化の解消、専用施設化を進めること。1人畳1畳分しかない面積基準を改善し、静養室の設置等、生活の場にふさわしい施設環境に改善すること。職員の複数体制や有資格者配置を「従うべき基準」に戻し、子どもの安心安全を最優先にすること。指導員の処遇改善と正規化をすすめ、指導員不足を解決すること。鳥取市でも県の障害児加算が使えるようにすること。</p>	<p>放課後児童クラブの設置基準は、省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）に基づき、事業の実施主体である市町村が定めており、基準の見直しは市町村においてなされるものである。職員体制や配置基準を「従うべき基準」に見直すことは、市町村や施設からの要望もなく、県としても考えていない。</p> <p>なお、県の障害児加算制度については、鳥取市の判断で活用されていないものであり、県制度の改正は考えていない。</p>
<p>⑦「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」は、「子どもの貧困率」の削減目標を持ち、その到達が毎年わかるようにして、対策に取り組むこと。</p>	<p>子どもの貧困率は、厚生労働省の調査による全国値しかなく、県独自の子どもの貧困率の削減目標を定めることは困難であるが、「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」においては、生活保護世帯の指標のうち子どもに関するもの等、把握しうる指標をもとに達成目標として定め対策に取り組んでいる。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑧18歳までの子どもの医療費を完全無料化すること。子どもの歯科矯正・眼鏡等の保険適用外の治療も特別医療費助成の対象とすること。</p>	<p>小児特別医療費助成について、一部負担金をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。 特別医療費助成は医療費の助成を必要とする者の健康の保持等を目的とするものであり、保険適用外の歯科矯正・眼鏡等について対象とする考えは持っていない。なお、保険が適用され、治療用として用いられる眼鏡等については助成の対象となっている。</p>
<p>⑨就学援助への国庫負担制度を元に戻し、対象を生活保護基準の1.5倍まで広げるよう求め、県も支援すること。</p>	<p>義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により、市町村の責務とされている。 市町村が行う要保護者への就学援助に対しては国庫補助が行われており、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により平成17年度から国の補助が廃止され、税源移譲・地方財政措置が行われているため、県として国庫補助の拡充を働きかけたり、独自に支援することは考えていない。</p>
<p>⑩義務教育小中学校での、副教材費、制服、修学旅行、給食費が無償化できるよう県が支援すること。</p>	<p>義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により、市町村の責務とされている。 学用品費、修学旅行費、給食費等は、設置者である各市町村がそれぞれの実状に応じて要保護者、準要保護者等へ支援を行っているため、県が独自に支援を行うことは考えていない。</p>
<p>⑪子育て世帯への家賃補助制度を創設すること。</p>	<p>民間賃貸住宅の家賃助成については、住宅セーフティネット法に基づき子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅に対して、県、市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。 現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町であるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などを通じて働きかけている。 ・住宅セーフティネット支援事業 14,081千円（うち家賃助成3,750千円）</p>
<p>⑫結婚歴のないシングルマザーにも寡婦控除が適用されるよう所得税法改正を求め、法改正前にも、保育料や国保料、公営住宅家賃、授業料等に「みなし寡婦控除」を適用し負担軽減を図ること。</p>	<p>令和2年度税制改正により、「ひとり親控除」が創設され、未婚のひとり親に対しても令和2年分以後の所得税に対して適用されている。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>⑬高校授業料の就学支援の所得制限は撤廃し、私立高校も県立高校と同等の「授業料無償化」となるようにすること。コロナ禍のオンライン授業にも必要な高校生のパソコン購入は、公費負担すること。</p>	<p>高校授業料無償制の所得制限導入は、奨学のための給付金（高校生等奨学給付金）や家計急変への支援等、高校生の教育費の負担軽減施策と併せて行われたものであり、限られた財源の中で制度を維持するためには必要なことと考えている。私立高校の授業料の就学支援については、令和2年度の国の就学支援金制度の拡充に合わせ、県独自の上乗せ補助制度を創設したところであり、補助対象の拡充等は考えていない。</p> <p>また、県立高校生のパソコン購入については、今後の更新費用や他県の対応状況等も踏まえ、生徒や保護者、中学校等にも丁寧に説明を行った上で、入学者にパソコンを自費購入してもらうこととした。私立高校における一人一台パソコンの整備については、各校とも保護者負担で整備することとしており、また、購入が困難な生徒については学校が保有するパソコンを貸与することとしていることから、公費負担することは考えていない。</p>
<p>⑭大学・短大・専門学校の速やかな学費半減、段階的な無償化を求めること。大学入学金制度の廃止、減免、納付期限の延長など、入学時の負担軽減に取り組むこと。</p>	<p>授業料や入学金の設定、減免等については、財源や学生の確保を含め大学等の予算や運営を総合的に考慮され、大学等の責任において自らが判断されるものであり、学費の半額減免を求めること等は考えていない。</p>
<p>⑮国の奨学金制度は、給付型の対象を拡大し、貸与型の無利子化、減免・返済猶予の拡充、返済の減額期間の上限撤廃、保証料・保証人制度・延滞金の廃止、返済能力に応じて返済する所得連動型への改善を求めること。</p>	<p>国においては、「高等教育の修学支援新制度」として令和2年度に奨学金制度の拡充が行われたところであることや、新型コロナに起因する家計急変などにも対応されたこと、返還が困難になった方への支援制度なども用意されていることなどから、当面は、国の動向を注視していく。</p>
<p>⑯県独自の給付奨学金制度を創設すること。</p>	<p>国において給付型奨学金制度の拡充や授業料減免制度が創設され令和2年度からスタートしていることから県で給付型の奨学金制度を設けることは考えていない。</p>
<p>⑰検討中の夜間中学校や高校でも、学校給食を実施すること。</p>	<p>令和6年4月に開校を目指している県立夜間中学においては、休憩時間を補食の時間とすることを想定としているが、給食の在り方については食育の観点からも今後検討していく。</p> <p>県立高校については、栄養管理・衛生管理を行う職員の配置や施設設備に係る費用対効果等の観点から、現在のところ学校給食を提供することは考えていない。</p> <p>なお、定時制高校（鳥取緑風高校、倉吉東高校、米子東高校）では、補助給食（パンと牛乳等）を提供している。</p>
<p>⑱民法の懲戒権廃止を求めること。</p>	<p>懲戒権に関する規定の見直しについては、国の法制審議会民法（親子法制）部会において、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある民法822条の見直しに向けた対応が進められており、特段の対応を行うことは考えていない。</p>
<p>⑲養育費の支払い率向上を求めつつ、公的な立替制度の創設を求めること。</p>	<p>養育費の立替や強制徴収等については、法務省法制審議会家族法制部会でも議論されており、県では、公正証書作成促進事業や養育費110番事業等により、養育費の支払い率向上を目指す。</p> <p>・ひとり親家庭子ども養育支援事業 1,256千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②⑩児童虐待の通報件数が増えており、児童相談所の児童福祉司等の配置を増やすこと。</p>	<p>児童相談所の職員体制の増員については、これまでも児童福祉司や児童指導員の増員、現職警察官や児童虐待に精通した医師の配置等に取り組んできたが、令和4年度組織定数改正案において、職員の増員について検討している。</p> <p>・児童相談所体制強化事業 21,364千円</p>
<p>②⑪産後ケア事業所への支援は、運営費そのものへの支援制度を創設し、少なくとも生後1年までの利用料無料の支援を利用者にも事業所にも実施すること。</p>	<p>産後ケア事業は市町村の委託により複数の医療機関・助産所で行われており、個別の事業所への運営費支援はなじまないものと考えている。産後ケアを行う医療機関・助産所の受け皿拡大や提供サービスの充実を図るため、標準的な委託単価を示すなど、引き続き国へ技術的助言や財政支援を求めていく。</p> <p>なお、令和4年度においては、令和2年度から実施している産後ケア利用料の無償化及び宿泊による産後ケアを行う助産所への施設や設備を増改築等する際の補助金を継続するとともに、助産所の地域における認知度を上昇させ、助産所としてのサービス提供の増加による安定した経営を図るための委託事業を新設する。</p> <p>・産前産後のパパママほっとずっと応援事業 10,765千円</p>
<p>②⑫若者への家賃補助制度を創設すること。</p>	<p>大学生や専門学校生への家賃補助については、国の高等教育の修学支援新制度において住民税非課税世帯等の学生に対する授業料等の減免及び給付型奨学金の支給が行われていること、また、大学等において各種奨学金のあっせん等の支援が行われていることから、県独自の制度を創設することは考えていない。</p>
<p>②⑬ヤングケアラーの調査と相談体制が整備され、「相談できる人が欲しい」「進路変更した」という若者の実態が明らかになった。継続的な相談体制や、介護支援が無料で利用できるようにするなど、「ヤングケアラー包括支援制度」を創設すること。</p>	<p>令和4年度当初予算案において、ヤングケアラー（18歳未満）や若者ケアラーがいつでも相談できる体制の構築と孤立防止に向けた対策の強化（例：SNS相談、オンラインサロン、電話相談の24時間化、支援者の研修等）を行うことを検討している。</p> <p>・ヤングケアラー支援強化事業 14,890千円</p>
<p>②⑭若者が政治参加し、主権者として活躍できるよう、18歳への被選挙権の引き下げを求め、学校の政治教育は選挙制度の説明に止まらず、政治に関する基本的知識を身に着け判断力を育めるものとし、高校生の政治活動の自由を保障すること。</p>	<p>高等学校における主権者教育は、選挙の仕組みや選挙制度など、主に教科で理解を深める取組と、民主政治の基本である話し合いや模擬投票など、主に体験的に学ぶ取組とに整理し、特に体験的な学びの充実を進めてきたところである。</p> <p>高校生による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものとする。</p>
<p><b>【教育】</b></p> <p>①小学校での30人以下学級実施は大歓迎です。小学校3年生から順次学年進行することのことが、小中学校全学年での実施も検討すること。また、鳥取市の富桑小学校では、小学3年生は30人以下学級の基準を満たさず、他の学年での実施を希望している。学校の実情に合わせ、3年生以外の学年にも適用できるよう柔軟に対応すること。また子どもの増加や、少人数学級実施で教室が足りない学校もあり、空き教室を使っの学童保育も今後が懸念されている。小中学校の教室実態を調査し、市町村と協力して増築も含めた教室不足解消の手立てをとること。</p>	<p>令和4年度に小学校3年生の30人学級を実施（現行35人学級）し、市町村と協力して年次進行で全学年を30人学級にしていく方針で令和4年2月議会に関連予算を提案する予定である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②学力調査中心の弊害を生まないためにも、全国学力学習調査の中止を求め、とっとり学力学習調査は中止すること。学力調査結果ではなく、日々の子どもの関わりの中から課題を見つけ解決するスタイルを、教職員集団の中で築いていくこと。</p>	<p>「全国学力・学習状況調査」は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析して教育施策の成果と課題を検証や、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善をねらいとして実施されている。県としては、問題を分析して児童生徒に身に付けるべき力を理解し、さらに解答の状況から、授業改善のポイントを把握し改善に生かすよう活用している。</p> <p>また、「とっとり学力・学習状況調査」は、児童生徒一人一人の学力の伸びや、非認知能力や学習方略の状況を把握し、個の状況に合わせた丁寧な指導・支援を充実させるために実施している。</p> <p>県では、「全国学力・学習状況調査」と「とっとり学力・学習状況調査」を学力向上のための両輪として活用し、客観的データと教師の経験とを合わせ、一人一人の子どもに寄り添った指導と支援を全県で推進するものであり、2つの調査を有効的に活用していく。</p> <p>・未来を拓くとっとり学力向上プロジェクト 27,980千円</p>
<p>③所定の時間内で仕事が終わるよう国が設定した、「教員1人1日4コマの授業」が可能となるよう、教員を増やすこと。定数内教員の正規化をはかること。</p>	<p>教員の持ち授業時間数に関する国の定めはないが、本県においては週の授業持ち時間数の目安として小学校23時間・中学校18時間を示している。本県ではきめ細やかで充実した教員配置により、国標準法定数に対する教員（常勤・非常勤講師を含む）の配置率は全国トップクラスであり、この人的配置を生かした教員の負担軽減を進めていく。</p>
<p>④教育公務員給与特措法を改正し、「教員の残業代ゼロ」は廃止し、残業代を支給するよう求めること。教員の働き方になじまない「変形労働時間制」は導入しないこと。</p>	<p>教員に対する残業代支払い（教職調整額の見直し）は法律事項であり、平成31年1月の中央教育審議会答申においても中長期的な検討課題とされており、国の検討状況を注視していく。</p> <p>勤務時間を年単位で調整する変形労働時間制の導入については、県内の時間外業務の状況等を踏まえ、引き続き検討していく。</p>
<p>⑤教員免許更新制度は、教員の負担が大きく、免許喪失による教員不足を招いており、廃止予定となったことを歓迎する。しかし代わりに、行政が教員研修を、全面的に記録・管理する新たな統制が行われようとしている。自主性を尊重した教員研修となるようにすること。</p>	<p>本県では既に、教職員評価・育成制度の自己申告書に前年度に受講した研修及び今後受講を希望する研修を記入するようになっており、校長等との面談の際に活用しているところである。「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿が求められていることから、引き続き計画的かつ効果的な資質向上を図るための研修を実施していく。</p> <p>・教育企画研修費 55,341千円</p>
<p>⑥人権侵害となるような校則は見直し、生徒の参加のもとで、更に校則の見直しを進めること。</p>	<p>県立学校の校則については、生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直しを行っている。</p> <p>校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であり、生徒会やホームルーム活動等の場を通じて見直しを行っている学校もあるが、県教育委員会としても、県立学校校長会等の機会を通じて生徒が中心となった校則の見直しについて検討するよう促していく。</p> <p>市町村立学校についても、市町村教育委員会と連携をしながら校則の改善を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦同性愛や性同一性障害などを含む性的マイノリティの子どもへの、適切な配慮を求める「国の通知」（「児童生徒が自認する性別の制服・体操服などの着用を求める」「標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）」「着替えの際に皆とは別に保健室の利用を認める」「修学旅行で一人部屋の使用を認め、入浴時間をずらす」）を、多様性尊重の見地から、更に現場で発展させること。合わせて、教職員や子どもたちの理解が進むようにすること。</p>	<p>県では、令和2年3月に教職員が学校で多様な性のあり方を指導する際に参考となる指導参考資料を作成し、県内すべての学校に配布した。</p> <p>また、教職員研修を希望する学校には、研修講師として指導主事を派遣しているほか、人権学習講師派遣事業では、性的マイノリティの人権をテーマにした学習会を希望する学校に講師を派遣するなどしている。引き続き、誰もが互いの個性を尊重し、自他の大切さを認め合える児童生徒の育成に努めていく。</p> <p>・人権教育振興事業 12,550千円</p>
<p>【「食のみやこ」「地産地消」と栄養士・栄養教諭】</p> <p>①鳥取県は、「食のみやこ」「地産地消」を標榜しているが、広く県民が享受できてこそ、その意味をなす。県内には、「栄養士」や「食育指導できる栄養教諭」の資格取得可能な鳥取短大があり、毎年40名の資格を持った卒業生を送り出していることは、大きな財産である。しかし鳥取県は、平成17年から「栄養教諭」制度が始まったにもかかわらず、採用終了する自治体も出ている「学校栄養職員」の採用が主で、のちに「学校栄養職員」の「栄養教諭」資格取得を進めてきたが、「栄養教諭」の採用を増やしていない。その結果、学校に栄養教諭が常駐しているわけではなく、栄養教諭や学校栄養職員は、学校給食センターでの献立づくりや発注・事務に追われ、食育指導に十分時間を費やすことができないでいる。加えて、学校給食や県立病院の調理業務の民間委託が進められ、栄養士や栄養教諭を配置しなくてもよい政策を自治体自らが進めてきている。この問題の根本には、「食のみやこ」「地産地消」と言いながら、「県民に豊かで安心できる食を保障し健康づくりを進める」という「食に対する理念」が不足しているのではないかと考える。「食」に対する考え方をしっかりと捉え直し、以下施策を推進するよう求める。</p> <p>②食習慣は子どもの時期から身に着ける必要がある。各学校に栄養教諭1名を配置し、学校栄養職員は栄養教諭に移行できるようにすること。学校現場で食育指導する時間を確保するため、栄養教諭の採用数を抜本的に増やすこと。</p>	<p>栄養教諭については、令和4年度に鳥取市に1名、令和5年度には米子市に1名追加配置する予定としており、今後も関係者の意見や効果等を踏まえ、適切に配置していく。なお、食農教育については、本県では、教員のほか、保護者や地域が連携して県民運動として食育を推進する体制を構築して取り組むという独自のやり方により、学校給食における地場産物の使用状況は全国2位となるなど、活きた教育を育んでいるところであり、引き続き、農業団体とも連携して食農教育の取組を推進していく。</p>
<p>③学校だけでなく、各保育園・幼稚園等にも栄養教諭が配置できるよう、加配制度をつくること。</p>	<p>市町村・団体から具体的な要望はなく、制度の創設は考えていない。</p>
<p>④学校給食や県立病院の給食調理業務の民間委託を止め、行政が栄養士・栄養教諭を直接採用し、配置すること。</p>	<p>県立特別支援学校の小学部及び中学部に係る学校給食については、栄養管理・衛生管理を行う職員の配置や費用対効果の観点から、民間事業者や市町村教育委員会に委託して実施している。なお、給食管理や衛生管理を行う必要がある学校には栄養教諭や学校栄養職員を配置している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
○健康への配慮が必要な方がいる福祉施設等では、県が加配して、栄養士が複数配置できるようにすること。	福祉施設の職員配置については、介護報酬制度・自立支援給付制度等との整合性の確保の観点からの検討が必要であり、国において適切に判断すべきであるため、県が独自に加配制度を設けることは考えていない。
○鳥取短大等で栄養士や栄養教諭資格を取得した学生が県内就職した場合、栄養士会・学校栄養士会と協力して、「鳥取県未来人材育成奨学金支援」の対象とし、奨学金返済を減免すること。	これまでも団体等の要望を受けて、順次対象の拡大を計ってきた。栄養士や栄養教諭資格についても、団体等からの要望に応じ、必要な調整を行っていく。 ・鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 248,384千円
【労働・雇用】 ①賃金の100%となるよう、休業補償制度の拡充や雇用調整助成金助成率100%を求めること。	休業手当については労働基準法に規定されるものだが、労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。 雇用調整助成金の特例措置については、国は令和4年1月から上限額を段階的に引き下げているが、特に業況が厳しい企業・まん延防止措置等重点区域の企業については助成率10/10が継続されている。年明けからの感染急拡大により、コロナ禍による経営上の影響の更なる長期化が懸念されることから、引き続き、新型コロナウイルス感染症の収束が見込まれるまで特例措置期間を延長するよう、全国知事会を通じ国に求めていく。
②シフト変更の事前告知期間の設定や、シフト変更拒否に対する不利益取り扱い禁止など、シフト労働者保護のルールを作るよう国に求めること。	厚生労働省は、適切な労務管理を促すことで、労働紛争を予防し、労使双方にとってシフト制での働き方をメリットのあるものとするため、「シフト制」で働く労働者の雇用管理を行うにあたり、使用者が現行の労働関係法令等に照らして留意すべき事項を令和4年1月11日付けで公表している。
③少なくない労働者が「自己都合退職」を強要され、失業給付7日間の待機期間、2か月間の給付制限期間が設定される。退職理由による差別をなくすよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していきたい。 なお、労働者が自己都合退職を企業から迫られる等の労働相談については、県中小企業労働相談所「みなくる」で対応し、必要に応じて労働局等の関係機関へつないでいる。 ・労働者福祉・相談事業 32,458千円
④雇用保険未加入者の無料職業訓練の給付金は、訓練出席8割以上の要件を緩和し、月10万円の給付金を20万円に増額するよう求めること。	国の職業訓練受講給付金（月10万円）については、令和4年3月までの特例措置として、シフト制などで働く者の本人収入の上限を月8万円以下から月12万円以下へ、世帯収入の上限を月25万円以下から月40万円以下へ、訓練の全出席の要件について訓練日の2割までの欠席を認めるなど支給要件の緩和を行っているが、今後の国の動向を注視していく。
⑤「働き方関連法」が、特別の事情がある場合は、「月100時間未満／2～6か月平均で月80時間／年720時間」（医師の場合は年1860時間）の過労死水準の時間外労働を容認しているのは問題である。残業時間の上限を例外なく、「週15時間／月45時間／年360時間」に規制することや、残業代の割増率を50%にするよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。
⑥連続11時間の勤務間インターバルと、7日ごとに1日の法定休日を保障する、労働基準法の改正を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
⑦実際に働いた時間と関係なく事前に定めた時間を働いたものとみなす「裁量労働制」は、実労働時間の把握が困難であり、長時間労働の温床となるため、廃止を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑧「高度プロフェッショナル制度」（「残業代ゼロ」制度）の廃止を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。 なお、令和3年3月末時点で、高度プロフェッショナル制度の導入企業は全国20社（適用労働者552名）であり、県内での導入企業はないとみられる。
⑨ただ働き（「サービス残業」）をなくすため、実労働時間を正確に把握・記録することを使用者に義務づけ、本人同意で家族等の閲覧も可能とし、ただ働きが発覚した場合は残業代2倍の罰則を科すなど、労働法制の改正を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑩年次有給休暇以外の、有休の傷病・看護休暇制度の創設を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑪コロナ対策でテレワークや在宅勤務が広がっているが、労働時間管理が難しく、長時間労働やサービス残業が起きやすい。厚労省のガイドラインが推奨している、「時間外労働・休日労働・深夜労働の原則禁止」のルール化を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑫鳥取県の最低賃金は全国最低ランクである。どこに住んでいても生活できる賃金となるよう、全国一律最低賃金時給1500円を求めること。その際、中小企業への賃金支援が欠かせないが、現在の「業務改善助成金」制度は、生産性向上の設備投資が前提で、費用も一部助成にとどまり、赤字で体力のない中小企業には効果がない。中小企業が最賃引き上げできるよう、支援の抜本拡充を求めること。	最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。
⑬コロナ禍で多様な働き方、特にフリーランスが増加しているが、一方的な報酬カットや契約打ち切りに遭うなど弱い立場にある上、労働法制の保護対象外に置かれ無権利状態である。プラットフォーム企業が、フリーランスの労災保険料負担や労災に責任を持つ仕組みをつくるよう求めること。労働者として企業の指揮命令を受けて仕事をしているのに、「個人請負」契約にして社会保険加入の権利を奪う「名ばかり個人事業主」を厳しく取り締まるよう求めること。「副業・兼業」の労働者の労働時間は、本業の企業が労働時間を把握し通算するという「労基法38条の規定」の緩和・撤廃を許さないこと。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。 なお、各種の労働相談については、県中小企業労働相談所「みなくる」で対応し、必要に応じて労働局等の関係機関へつないでいる。 ・労働者福祉・相談事業 32,458千円



要望項目	左に対する対応方針等
⑭県内企業の女性の平均賃金は男性の78%と格差がある。同一価値労働・同一賃金と均等待遇の原則を、労基法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記するよう求め、男女の賃金格差を是正すること。男女賃金格差の状況の把握・公表を企業に義務づけること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑮男女雇用機会均等法は、「間接差別の禁止」について、3例の限定的な列挙にとどめているが、条件を付けずにすべての「間接差別」を禁止するよう求め、雇用形態による差別や、低賃金の業務に女性の比率が高いことについて、実効性ある是正措置を求めること。	「間接差別」の要件を含め、労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されるものであり、その動向を注視していく。
⑯男女雇用機会均等法や介護・育児休業法などの法律に、「ハラスメント行為の定義」「ハラスメント禁止規定」「被害認定と加害者からの謝罪」「被害者の権利回復などを行う独立した救済機関の設置」を、明記するよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑰「正社員化の促進」という改定労働契約法の趣旨にもとづき、雇用契約5年目以降は無期雇用に変換することを法律に明記するよう求め、雇用契約が5年になる直前の「雇い止め」は止めさせること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑱「正社員が当たり前」の社会となるよう、有期雇用は、臨時的・一時的業務、合理的な理由がある場合に限定し、非正規労働者であることを理由とする差別を禁止する、「パート・有期雇用労働者均等待遇法」を制定するよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑲「直接雇用が雇用の大前提」となるよう、派遣労働は臨時的・一時的業務に限定し、受け入れ期間は上限1年、違法があった場合は派遣先に正社員化を義務づける、「派遣労働者保護法」の制定を求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑳「解雇の自由化を許さない」ため、「解雇の金銭解決」制度導入に反対し、希望退職・転職については本人同意・取消権などのルール確立、事業所の閉鎖・移転・縮小の際に自治体と協議する仕組み（リスト・アセスメント制度）をつくるよう求めること。	<p>事業所閉鎖等により相当数の離職者が発生する場合は、労働施策総合推進法の規定により、事業主は「再就職援助計画」又は「大量雇用変動届」をハローワークに提出することとされている。</p> <p>なお、県としては、上記の提出の有無に関わらず、相当数の離職者が発生することを把握した場合、事業主に対して直ちに実態を確認するほか、新型コロナウイルス対策企業・雇用サポートチームで離職者の再就職支援を実施するなど独自に取り組んでいるところであり、今後も引き続き同様の対応を取ることとしている。</p> <p>・アフターコロナ企業・雇用サポートチーム活動推進事業 6,963千円</p>
㉑シルバー人材センターを利用した低賃金・劣悪な雇用が生まれないよう、最低賃金や労働災害補償など労働法に定められたルールを守るよう求めること。	シルバー人材センターは、労働法に定められたルールなどに基づき、事業を行っておられるが、県としても、各シルバー人材センターへの立入検査などの機会に、適正な労働環境となっているか確認し、指導を行っている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②失業者の住宅確保のため、公営住宅入居制度、家賃補助、住宅ローンへの緊急融資・つなぎ融資などの支援策をつくること。</p>	<p>失業により、収入が入居基準を下回る場合は、県営住宅に入居することが可能であり、本県では、新型コロナの影響に伴う解雇等により住宅を失った方には、一時的な住まいとして県営住宅を提供するとともに、入居者の収入が著しく減少した場合は家賃減免を行っている。</p> <p>民間賃貸住宅の家賃助成については、住宅セーフティネット法に基づき失業者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅に対して、県、市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。</p> <p>現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町であるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などを通じて働きかけている。</p> <p>・住宅セーフティネット支援事業 14,081千円（うち家賃助成3,750千円）</p>
<p>③「官製ワーキングプア防止」のため、県事業を受注する事業者で働く人たちが、生活できる賃金となるよう、労働条件を定めた「公契約条例」を制定すること。指定管理受注業者の賃金等の労働条件を公表し、劣悪な労働条件とならないようにすること。</p>	<p>労働者の賃金に係る公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況があること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適当と考えている。</p> <p>本県では、既に制度化している最低制限価格制度をしっかりと機能させ、適正な労働条件の確保等に取り組んでいく。</p> <p>また、平成26年度から指定管理者の職員に係る雇用条件や雇用実績を毎年度報告させることとしており、報告内容は県のホームページで公開している。</p>
<p>④雇用を支援する県立ハローワークの職員の正社員化を図ること。</p>	<p>県立ハローワークの就業支援員は、求職者及び求人企業に対し、高度なキャリアコンサルタント能力を活かしながら職業相談・紹介等の業務を行っている。</p> <p>このため、当該職の受験資格として、各種労働法制を理解していることに加え、企業等で労務・人事管理等の経験、あるいは職業相談・紹介等の経験がある者とするなど、定期的な異動を伴う一般行政職員では得難い人材を会計年度任用職員として任用しているものであり、当該職の正職員化は考えていない。</p>
<p><b>【中小企業・税制・金融】</b> ①「鳥取県小規模企業振興条例」を制定し、「県内小規模事業者の持続的発展」と「地域の持続的発展」を位置づけ、その振興を図ること。条例制定に向けて、商工団体任せにせず、まず県が、小規模事業者の実態調査をすること。</p>	<p>鳥取県産業振興条例は、小規模事業者を含め全ての県内事業者の育成・振興を図ることをもって県内産業全体の底上げを図るため制定されたものであり、県としても本条例の理念に沿って支援団体等とともに小規模事業者支援に取り組んでいることから、条例改正を行うことは考えていない。</p> <p>また、小規模事業所の実態に関し、商工団体が訪問して把握した上で、企業支援ネットワーク等で随時共有しており、別途アンケート調査等を行うことは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②下請振興法の「振興基準」にもとづき、「下請け中小企業の適正な利益」と「労働条件の改善」が可能となる下請単価となるよう、「単価設定のルール化」や違反した場合の罰則を明確にすること。公共事業の「最低制限価格」の引き上げや、「公契約条例」を制定し、公の仕事がくらせる賃金となるようにすること。</p>	<p>令和3年12月に、国において下請け中小企業が原材料費や労務費の上昇分を適切に価格転嫁できる環境整備に向けた施策パッケージが取りまとめられたところであり、今後、価格転嫁対策の集中実施期間の設定など対策の強化拡充が図られる予定であることから、今後の取組を注視していく。</p> <p>本県の2億円未満の工事を価格競争で発注する際に適用する最低制限価格は、下請業者との適正な下請契約の締結、建設労働者の適切な賃金水準確保等、現場就労環境の改善及び担い手確保・育成の取組促進等の観点から、中央公共工事契約制度運用連絡協議会が工事の請負に係る競争契約において低入札価格調査基準として定めているモデルよりも高い水準で算出しており、全国的にも高い水準としている。</p> <p>労働者の賃金に係る公契約条例の制定については、労働法制との整合性等において疑義がある状況があること、労働条件への介入は法律によるべきとの考え等から、国が制度設計することが適当と考えている。</p> <p>本県では、既に制度化している最低制限価格制度をしっかりと機能させ、適正な労働条件の確保等に取り組んでいく。</p>
<p>③県制度融資は、「部分保証」でなく、信用保証協会の「全部保証」となるようにすること。</p>	<p>部分保証は、信用保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者に対して適切な支援を行うことを目的として金融機関にも貸し手として責任ある立場を求めため導入されたものであり、金融機関による経営支援への取組強化が期待できるなど、一概に問題があるものではないと考える。</p> <p>また、このたびのコロナ禍のような大規模な経済危機が発生した場合等には例外的に100%保証とする危機関連保証制度等が創設されており、非常時の資金繰りに対応できるようになっている。</p>
<p>④「仕事おこし」「経済対策」として、県産材活用以外にも広げた「住宅リフォーム助成制度」や、中心市街地活性化法関連事業以外での「まちなか商店リニューアル助成制度」を創設すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策目的を持って行うことが望ましいと考えており、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を活用して実施する住宅リフォームについて助成している。</p> <p>このほか、各市町村において独自のリフォーム助成など地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、今後も市町村と連携、補完し合いながら、政策目的に沿ったものについて取り組んでいく。</p> <p>地元商業の活性化を目的とした商店リニューアル助成事業は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施すべきである。</p> <p>既に県では市町村と協調した商店街の環境整備等への支援のみならず、経営革新や設備投資等に対する支援制度を設け事業者を活用いただいております、単なる商店リニューアル助成制度の創設は考えていない。</p>
<p>⑤地元事業者の後継者不足が指摘されている。「鳥取県未来人材育成奨学金支援」制度を活用し、商工会や商工会議所などと協力して、地元中小企業や自営業者に就職した学生の奨学金返済を助成すること。</p>	<p>これまでも団体等の要望を受けて、順次対象の拡大を計ってきた。</p> <p>今後も、商工会や商工会議所等、団体等からの要望に応じ、必要な調整を行っていく。</p> <p>・鳥取県未来人材育成奨学金支援事業 248,384千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥コロナの応援金で創設された固定費支援の仕組みを、恒久的な制度として確立すること。	これまで、県は60億円を超える規模で応援金支援を行ってきたが、コロナ禍において県内事業者の事業継続を支えるための緊急的対策として実施しているものであり、恒久的な制度とすることは考えていない。
⑦「事業承継税」は、相続税・贈与税は猶予ではなく免除とすること。	税制の拡充等については国において検討されるべきものとする。
⑧経営難となった事業者が、社会保険料が払えず雇用調整助成金や制度融資を受けられないという事態が生じている。経営難の事業所の社会保険料の猶予・軽減制度を作るよう求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなり、その動向を注視していく。
⑨消費税はただちに5%に引き下げるよう求めること。所得税や法人税と違い、消費税はコロナ禍で赤字になっても納税が求められる。納税困難の事業所には減免すること。	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げ及び納税免除を求めることは考えていない。</p> <p>税の減免措置は租税債権を放棄し消滅させる行政処分であることから、要件の設定適用は慎重に検討すべきであり、また、線引きによりかえって不公平が生じる恐れもあることから、まずは給付で対応するのが望ましく、国において租税や給付等の制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考える。</p> <p>なお、納税が困難な者への猶予については、納税者の実情に応じて猶予制度等の徴収緩和措置の適用が可能であり、柔軟かつ適切な対応がとられることとなっている。</p>
⑩2023年10月から実施されるインボイス制度(適格請求書の保管制度)は、10月から「適格請求書発行事業者」登録が始まっている。この登録番号をもらわなければインボイスができず、インボイスがないと取引先企業が「仕入れ税額控除」ができないため、取引から排除される恐れがある。また、これまで年間課税売上1,000万円以下の小規模事業者は、消費税の納税が免除されていたが、登録事業者になると免税は適用されず、小規模・零細な事業者まで、消費税納税の経済的・事務的な負担が生じ、9割が免税業者である農業者にも大きな影響が出る。更に、フリーランスも、賃金・給与としてではなく、報酬・料金の形で企業から収入を得ていれば、自営業者と同じように消費税の課税対象となってくる。このコロナ禍、中小・自営業者・農業者にとって死活問題となりかねないインボイス制度は、中止・凍結するよう求めること。	<p>複数税率の制度下における適正な税務経理、申告を行う上でインボイスは必要不可欠なものであり、制度の廃止を求める考えはない。</p> <p>なお、本県では、円滑な制度移行に向けて、令和5年10月1日の導入までの経過措置期間に丁寧な周知を行うようこれまで知事会等を通じて国に要望しており、令和4年度税制改正大綱では、事業者に対する制度周知や説明会の開催に加え、経営相談等に係る体制の強化のほか、免税事業者が不当な取扱いを受けないよう独占禁止法や下請法等の取扱周知・相談窓口対応など、引き続き事業者の準備状況等を把握しつつ必要な対応を行うことが示されたところである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>①法人税の基本税率は同じでも、実質大企業しか使えない研究開発減税等の租税特別措置や連結納税制度、受取配当金不算入制度などの優遇税制によって、法人税の実質負担率は、中小企業 19%、大企業 10%となっている。大企業優遇税制の抜本的見直しを求めること。行き過ぎた投機マネーを規制するため、多額の為替取引に低率で課税する「為替取引税」の創設を求めること。中小企業を除く大企業の法人税率を元の 28%に戻すよう求めること。</p>	<p>それぞれの制度は、次のような目的で導入されており、大企業を優遇するためのものではないと認識していることから、見直しを求めることは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発税制 企業の研究開発のための投資の促進による成長力、国際競争力の強化</li> <li>・連結納税制度 企業集団を一つの課税単位とすることによる実態に即した適正課税の実現、組織再編の促進</li> <li>・受取配当金益金不算入制度 支払配当には法人税が課されることから、受取配当への二重課税防止</li> </ul> <p>なお、為替取引等により得た所得については既に課税されているところである。また、望ましい税収規模や税負担のあり方など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考えることから、税率の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>②国税庁調査では、所得 5,000 万円～1 億円の所得税負担率が 27.9%なのに、所得 100 億円超の超富裕層は 16.2%しかなく不公平である。格差是正のため、高額の株式配当への所得税・住民税の最高税率の適用や、株式譲渡所得にも 30%以上の税率の適用を求めること。引き下げられた所得税・住民税の最高税率をそれぞれ 50%、15%に戻し、相続税・贈与税の最高税率を元の 70%、50%に戻すよう求めること。「富裕税」の増設を求めること。</p>	<p>個人所得課税については、課税の公平性や望ましい税収規模など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考えることから、制度の見直しを求めることは考えていない。</p> <p>なお、令和 4 年度税制改正大綱において、「高所得者層において、所得に占める金融所得等の割合が高いことにより、所得税負担率が低下する状況がみられるため、これを是正し、税負担の公平性を確保する観点から、金融所得に対する課税のあり方について検討する必要がある。その際、一般投資家が投資しやすい環境を損なわないよう十分に配慮しつつ、諸外国の制度や市場への影響も踏まえ、総合的な検討を行う。」とされているところである。</p>
<p>③中小企業をはじめ実態経済に貢献する金融機関の役割が発揮されるよう、「地域金融活性化条例」を制定すること。</p>	<p>金融機関の検査・監督は、国の専権事項であり、国は取引先の経営改善を実現した件数など地域経済への貢献度合を金融機関に公開するよう求めている。このことから、県として条例制定することは考えていない。</p>
<p>④銀行のカードローンは、消費者金融並みの高金利でありながら総量規制がない。銀行任せでなく、貸金業法と同等の総量規制を導入するよう求め、多重債務問題を解決すること。利息制限法の上限金利 (20%) の更なる引き下げを求めること。</p>	<p>銀行カードローンに係る総量規制や利息制限法の上限金利の引下げについて、県として国に法令で規制するように求めることは考えていない。</p>
<p>【農林水産業・農山村】</p> <p>①鳥取市青谷山根地区の「経営体育成基盤整備事業」(圃場整備事業) は、地元法人とは、白ネギ栽培できるよう土の厚さ 20 cmが前提で事業着手されたにもかかわらず、実際はそれ以下の部分も多く存在し、事業の最低基準の 15cm 以下の部分もあり、約束違反の欠陥工事だと言わざるをえない。これでは事業に求められる収益向上も図れず、農業を続けることも困難である。若者の参入も見込まれている事業であり、農地を守り、地域の維持・発展のためにも、地元負担なしで工事をやり直し、当初の予定通り農業ができるようにすること。</p>	<p>これまで、表土の確保を含め地元と調整しながら工事を進めており、工事のやり直しは考えていない。また、営農計画についても地元と調整中である。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②米価暴落問題は、来年度の作付けを減らすだけでは解決しない。コロナ禍で生じた過剰在庫のコメを国の責任で買上げ、市場隔離するよう求めること。鳥取県としてもコメを買い上げ、生活困窮者に無償提供する仕組みをつくること。</p>	<p>主食用米の需要減や過剰在庫による米価下落が生じていることから、販売環境の好転に向け、従来の枠組みにとられない市場に出回る量を減らす効果のある在庫対策及び消費喚起などの需要拡大対策を講じるについて、令和3年11月に国へ要望している。</p> <p>また、子ども食堂等の生活弱者に対し米を提供する取組支援として国が行う「コロナ影響緩和特別対策事業」について、県内関係団体の声を伺いながら、必要に応じて対応を検討していきたい。</p>
<p>③水田活用交付金を拡充し、主食用米以外の飼料用米、飼料用稲、麦、大豆などの増産が進むよう交付金単価の引き上げを求めること。また県独自の支援金も増額すること。また政府は、2022年度からの5年間で一度も水張り（コメの作付け）しない農地を対象外にするの見直し案を示したが、小麦などは5年間の猶予がある一方、牧草への転作は3万5千円の交付金が1万円に下げられ、これでは来年以降の営農計画も立てられない。そもそも、コメの大量輸入や、コメ戸別所得補償の廃止、コロナ禍に無策でコメ余りを生じさせ、コメ作りを困難にし、転作を促進してきたのは政府である。その政府が転作支援を削減するとは許しがたく、「棄農政策」である。「交付金削減の見直し」は撤回するよう求めること。</p>	<p>現場の実情を踏まえ、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算を確保するよう、令和3年11月に国へ要望している。</p> <p>県独自の支援について、飼料用米へのさらなる転換を拡大するため、交付単価の引き上げ（3,300円/10a（R3）⇒上限額5,000円/10a）を令和4年度当初予算案で検討している。また、国も別途、県費と同額（5,000円/10a）を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな水田農業の収益性向上対策事業 26,900千円</li> <li>（うち飼料用米の生産拡大事業 11,000千円）</li> </ul>
<p>④ミニマムアクセス米の輸入を中止し、コメの生産費を保障する「不足払い制度」の創設や、コメ戸別所得補償制度の復活を求めること。</p>	<p>WTO協定参加国として、国際公約である協定ルールの遵守は必須であり、ミニマムアクセス米の義務輸入の中止を求めることは考えていない。</p> <p>また、平成16年の米政策改革開始以降、各産地が自らの判断で需要に応じた米生産に取り組んでおり、米に対して助成する仕組みでは、需給環境の改善、米価の回復にはつながらないため、米の戸別所得補償制度の復活を求めることは考えていない。</p>
<p>⑤政府が打ち出した「みどりの食糧システム戦略」は、中心手法が、ロボット化や生物農薬などの先端技術の開発・活用となっている。農業者が長年の実践で蓄積してきた有機農業などを土台に据えて取り組むこと。「有機農業」独自の拡大目標を設定し、進捗を図り、学校給食への提供を広げるよう支援すること。「環境型保全農業交付金」の所得補償額の引き上げを求めること。</p>	<p>環境に配慮した農業を推進するため、化学農薬・肥料の使用量低減、農業用廃プラスチックの排出量の削減等環境負荷の低減に向けた生産技術の開発及び有機農産物の販路拡大支援等を総合的に行うことを検討する。</p> <p>また、市町村等が行う、食材供給をシステム化し給食の地産地消率を高める取組への支援を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>「環境保全型農業直接支払交付金」では、有機農業への高い交付単価設定、また、有機農業の新規取組面積に応じた取組拡大加算が創設されるなど、有機農業への支援が拡充されていることから、国に見直し等を求めることは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業 12,291千円</li> <li>・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業）150千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥「中山間地域直接支払制度」は、5年間の耕作継続要件が厳しい。条件不利地の補正にとどまらず、中山間地域に居住すること自体を支援する性格も加え、支援単価を引き上げること。	「中山間地域等直接支払交付金」は、令和2年度から遡及返還の要件が大幅に緩和されるとともに、新たな人材の確保や高齢者の見回り、送迎、買物支援等集落機能を強化する取組を行う場合の新たな加算措置が設けられていることから、支援単価を引き上げる予定はない。
⑦農地維持に貢献している「多面的機能支払交付金」は、平成26年から農業者のみでの活動も可能となり、「中山間地域直接支払」との重複実施が進み、取組面積も増加したことから、平成27年度に取組面積の割合（カバー率）目標が60%に引き上げられた。その後カバー率は52%まで拡大されたが伸び悩んでおり、取組組織数の減少も続いている。参加者を増やすため、県独自に交付金に上乘せし、活動を支援すること。	「中山間地域等直接支払交付金」との重複実施や、「みんなで取り組む農山村保全活動支援事業」と連携した多様な人材による支援を推進しながら、目標達成に向け取り組んでいく。
⑧肉用肥育経営安定交付金・肉豚経営安定交付金は、国の全額負担で生産費を補填するよう求めること。	肉用肥育経営安定交付金・肉豚経営安定交付金の制度の仕組みについて、必要があれば国への要望を検討してみたい。
⑨野菜価格安定制度は、梨やイチゴなど県内特産品も対象に加え、保証基準単価を生産費に見合う水準に引き上げること。	野菜価格安定対策制度の保証基準額については、野菜の市場販売価格が著しく低落したときに、過去6年間の平均販売価格から割り出した保証基準額との差額を補給金として交付している。収入保険制度の活用も想定されることから、保証基準額の引き上げを求めることは考えていない。対象品目の追加については、市町村やJA等の意見も踏まえて、必要性を検討していく。 なお、梨は野菜価格安定対策制度の対象にならないが、価格安定を図るために、出荷・需給調整に係る補助事業を実施するとともに、果樹共済、収入保険等を推進する。 ・野菜価格安定対策事業 30,252千円 ・鳥取梨生産振興事業（果実緊急価格安定対策事業） 11,000千円
⑩収入保険制度は、白色申告者も対象に加え、保険料負担を軽減し、基準となる収入も生産コストと関連させて改善するよう求めること。農業共済は、梨などの特産品の掛金を補助すること。	収入保険、農業共済とも国の制度であり、県で制度自体の変更等の対応はできない。収入保険制度は農業者の収入の大幅な減少時に補填する制度であり、収入の把握が困難な白色申告者を対象とすることは難しいと思われる。農業共済の掛金については生産者自らが負担すべきものであり、現状では掛金自体への助成は考えていない。
⑪国産麦や「大山小麦」を活用したパンや加工品が学校給食で普及できるよう、県が補填・支援すること。学校給食で使う小麦は、残留農薬を検査した上で提供するようにすること。	市町村等が行う、食材供給をシステム化し給食の地産地消率を高める取組への支援を令和4年度当初予算案で検討している。 学校給食で使う小麦は、学校給食会が納入書類等で残留農薬の検査を確認した適正なものを使用している。 ・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業）150千円
⑫農業次世代人材投資資金は、従来通り全額国庫で支援するよう求めること。	農業次世代人材投資資金の全額国庫による支援の継続について、知事会（全国知事会、中国知事会及び近畿ブロック知事会）として令和3年9月及び10月に、県としては11月に国へ要望を行い、従来どおり全額国庫で措置される見込みとなった。 ・新規就農者総合支援事業 301,786千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑬農業センサスでは、直近5年間で農業従事者が26%も減少しており、農地を守るためにも農業従事者の抜本的な増員が必要である。「鳥取県農業生産1億円プラン」では、「10年後を支える多様な担い手が活躍できる環境を整備する」とされており、大規模だけでなく、家族経営（小規模・兼業農家）の支援策を拡充し、島根県のような「半農半X」支援策を講じること。</p>	<p>地域の核となる担い手の経営力強化に向けた支援と併せて、小規模農家や兼業農家等により構成される集落営農組織を支援するための予算を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中山間地域を支える水田農業支援事業 8,054千円</li> <li>・集落営農体制強化支援事業 47,397千円</li> <li>・多様な担い手づくり支援事業 47,579千円</li> </ul>
<p>⑭食料主権や国内生産を脅かすWTO農業協定、TPP、日欧EPA、日米FTAの中止・離脱を求めること。2021年国会で批准したRCEPは、TPPに比べ自由化水準が低いとはいえ、野菜や果実の関税撤廃が含まれ影響が懸念される。批准撤回を求めること。国内で使用を認めていない成長ホルモンを使った外国産牛は輸入禁止するよう求めること。</p>	<p>各種国際貿易協定について、国益全体を考えながら国会で議論され承認されたものであり離脱等を求めることは考えていないが、これまで、国内農林水産業への影響を最小限とすること、食料自給率向上にも資する農林水産業の競争力強化に向けた万全の対策を講じることを国に要望してきている。</p> <p>牛のホルモン剤については、世界的に見ても米国、カナダ、豪州で使用が認められており、国際基準（Codex基準）においても適正に使用される場合、人の健康への悪影響はないと判断されている。我が国では、薬事・食品衛生審議会において安全性を評価し残留基準を設定するとともに、輸入食品監視指導計画に基づき、輸入牛肉のホルモン剤等の残留動物医薬品についてモニタリング検査を実施していることから、輸入禁止を求めることは考えていない。なお、厚生労働省は、EUの措置については、国際的には科学的根拠に裏打ちされたものではないとされているとの見解を示している。</p>
<p>⑮37%に落ち込んだ食料自給率を早期に50%に回復し、60%を目指すよう求めること。</p>	<p>国では食料・農業・農村基本計画において食料自給率を令和12年度に45%にする目標を定めており、動向を注視したい。</p>
<p>⑯「ウッドショック」に対応できるよう、県産材と外材の差額補填、県産材の安定供給体制を確立し、当面、木造住宅の構造部材で輸入依存度の高い横架材を県産材に切り替えるため、県産材の横架材利用に向けた取組の強化や技術開発を支援すること。</p>	<p>生産性向上や品質の担保・向上、サプライチェーンの構築による安定供給体制構築等を支援するため、令和4年当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業成長産業化地域創出モデル事業 96,475千円</li> <li>・とっとりウッドチェンジ戦略事業 50,088千円</li> </ul>
<p>⑰「自伐型林業」は、森林資源を守り、各地でも若者の就業など地域の雇用創出にも貢献している。自伐型林業を担い手として位置づけ、県の支援策を創設すること。</p>	<p>自伐型林業にも活用できる支援事業として、林業技術等を習得するためのOJT研修に要する経費の助成について、令和4年度当初予算案で検討している。また、林業労働者の技術・技能向上、労働安全衛生環境の整備等の助成についても、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県版緑の雇用支援事業 53,370千円</li> <li>・森林整備担い手育成総合対策事業 45,372千円</li> </ul>
<p>⑱皆伐再造林による災害リスクをなくすため、「県森林・林業振興ビジョン」で掲げられた「生産林と環境林のゾーニングのためのガイドライン」や、「流木災害対策ガイドライン」の策定を急ぐこと。また皆伐再造林で大量に出る林地残材が有効活用できるようにするため、地表整理・集荷・運搬経費などの「かかりまし経費」を県が支援すること。</p>	<p>「生産林と環境林のゾーニングのためのガイドライン」については、現在策定に向けて検討を進めているところであり、引き続き検討を進める。また、「流木災害対策ガイドライン」については、今年度中に策定予定である。</p> <p>皆伐で生じる林地残材を有効活用するため、森林組合等林業事業者が行う林地残材の搬出システムの効率化に向けたトライアル施策について、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆伐再造林推進強化事業 17,954千円</li> </ul>



要望項目	左に対する対応方針等								
<p>⑱森林管理経営法によって、市町村に地域の森林管理の取組が求められており、専門の職員が配置できるよう県が支援すること。地域の森林整備の中心的な役割を担っている森林組合に対する支援を強化すること。</p>	<p>森林経営管理法に基づく取組については、令和2年度に「新たな森林管理システム推進センター」を設置し、技術的助言等により市町村の取組を支援しており、引き続き支援するため、同センターの運営経費について、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、森林組合に対しては、高性能林業機械導入や路網整備などの条件整備や、現場作業を担う人材育成などへの支援を通じてその活動を支援するよう、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <table border="0"> <tr> <td>・新たな森林管理システム推進事業</td> <td>20,500千円</td> </tr> <tr> <td>・低コスト林業機械リース等支援事業</td> <td>153,208千円</td> </tr> <tr> <td>・路網整備推進事業</td> <td>526,102千円</td> </tr> <tr> <td>・鳥取県版緑の雇用支援事業</td> <td>53,370千円</td> </tr> </table>	・新たな森林管理システム推進事業	20,500千円	・低コスト林業機械リース等支援事業	153,208千円	・路網整備推進事業	526,102千円	・鳥取県版緑の雇用支援事業	53,370千円
・新たな森林管理システム推進事業	20,500千円								
・低コスト林業機械リース等支援事業	153,208千円								
・路網整備推進事業	526,102千円								
・鳥取県版緑の雇用支援事業	53,370千円								
<p>⑳森林環境譲与税の市町村配分が始まったが、林業従事者の割合よりも人口指標が高く設定された交付基準となっており、施業が必要な自治体に行き渡りにくい。森林を有する自治体が森林整備に活用できるよう交付基準の改善を求めること。また森林環境税だけでは安定的に森林整備の予算を確保するのは難しいため、林業予算の増額や、需要のある自治体の地方交付税の増額を国に求めること。</p>	<p>県内市町村の中でも、人口指標の配分を下げることにより譲与額が現在より下がる市町村もあり得るため、交付基準の改正要求については、各市町村の需要額も把握しつつ慎重に検討する。林業関係予算の適切な確保については、令和3年11月に国への要望を行ったところであり、引き続き必要な予算の確保について要望を行っていく。</p>								
<p>㉑県内漁業者の減少傾向に、歯止めがかかっているとは言い難い。「国連家族農業の10年」(2019年～2028年)が進行中であり、漁業でも、「小規模漁業に関するガイドライン」にもとづき、「小規模漁業者支援振興計画」を策定すること。</p>	<p>本県においては県内を4地域に分け、漁業者の育成及び産地機能の強化による地域の活力向上を図ることを目的とした活動計画である浜の活力再生プラン(第2期：令和元年～5年)を策定しており、このプランに基づき沿岸の小規模漁業者への振興策を実施している。</p>								
<p>㉒魚価を安定させるため、県独自に調整保管や下落時の補填対策を進め、漁業共済・積み立てプラス制度における国庫負担の拡大で漁業者掛け金負担を軽減するよう求めること。資源保全のための休業や減船に対する減収補填を充実するよう国に求めること。</p>	<p>魚価の安定を目的として、国制度で水産物を買取・冷凍保管(＝調整保管)する際の買取資金借入に係る金利や保管料等を支援されることから、県もその制度の利用を促すこととしている。</p> <p>漁業共済・積み立てプラスは現在多くの漁業者が制度を利用しており、制度内容は充実していると考えている。資源保全のための休業や減船についても、国制度が充実していることから引き続き国制度の利用を進めることとし、これ以上の拡充等は要望しない。</p>								
<p>㉓クロマグロは境港の大切な資源でもある。努力が実り資源回復してきたとのことではあるが、資源管理のための国際的な管理体制の下で行う漁獲割当は、沿岸漁業者への優先配分や、大中巻網など大量漁獲の漁船に対する漁獲監視などを制度化するよう求めること。</p>	<p>日本海で操業する大中型まき網は、2011年から他の漁業に先駆けて自主的に大型魚の漁獲上限の設定や操業自粛期間を定めるなど、厳しく資源管理に取り組んでいる。</p> <p>また、令和4年の漁期からはIQ(Individual Quota：個別割当)による漁獲量管理が開始されることになっており、引き続き国際委員会が定める科学的根拠に基づく資源管理に取り組んでいく。</p>								
<p>㉔漁業専管水域における外国漁船の規制、日韓・日台・日中などの漁業協定の締結などを国の責任で進め、大和堆などでの違法操業を排除し、資源管理と操業の安全を確保するよう国に求めること。</p>	<p>令和3年11月19日に農林水産部長が水産庁長官に日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について要望した。今後も引き続き国へ要望していく。</p>								

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【女性・ジェンダー平等・リプロダクティブ・ヘルス&amp;ライツ・性的マイノリティーLGBT/SOGI】</p> <p>①男女の賃金の平等はジェンダー平等を築く上で土台中の土台である。しかし県内企業の女性の平均賃金は男性の78.5%、管理的地位の女性は26%にとどまっている。企業に男女別賃金の把握・公表・格差是正計画策定を義務付け、指導監督し、県としても県内企業全体の是正行動計画を策定すること。</p>	<p>労働基準法では、労働者が女性であることを理由に、賃金について男性と差別的取扱いをすることを禁じており、賃金そのものに係る性別による差は生じていない。</p> <p>男女の賃金格差は、女性の管理職が少ない等、女性登用の遅れと表裏一体のものであり、「鳥取県性にかかわりなく誰もが共同参画できる社会づくり計画」において、女性登用等を推進する計画を策定している。引き続き、女性のキャリアアップ・キャリア形成支援や、女性の人材育成や就業継続に向けて取り組む企業への支援等の女性活躍施策を推進する。</p> <p>なお、女性活躍推進法により常時雇用労働者301人以上（令和4年4月からは101人以上）に策定が義務付けられている一般事業主行動計画では、男女の賃金の差異の積極的な状況把握に努めることとされているが、公表は義務付けられていない。</p>
<p>②女性の賃金アップには、女性が多く働く介護・福祉・保育等ケア労働者の賃金が欠かせない。賃金引き上げのための計画と仕組みをつくること。</p>	<p>令和3年度の国補正予算において、介護・障がい福祉職員の収入の引上げのため、令和4年2月から収入を3%程度引き上げるための処遇改善支援補助金等（全額国費）が創設され、また、保育士の処遇改善についても、新型コロナへの対応と少子高齢化への対応が重なる最前線にて働く保育士等の収入の引上げを行うため、令和4年2月から収入の3%程度（月額9千円）の増額が措置される。なお、令和4年10月以降の賃金引き上げについては、国において介護報酬改定等で対応することとされている。</p>
<p>③家族的責任を持つ労働者は、男女問わず、単身赴任や長時間通勤を伴う転勤を原則禁止とし、短時間勤務制度は就学前までの延長と更なる拡充、6か月以上勤続している有期雇用労働者も育児・介護休暇制度の対象となるよう求めること。3か月しかない介護休業期間の延長と期間中の社会保険料減免制度の創設を求めること。</p>	<p>労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会において議論されるものであり、その動向を注視していく。</p>
<p>④所得税法56条を廃止して、妻などの家族従事者の働き分を正当に評価し、必要経費と認められるよう国に求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>⑤国保の出産・傷病手当制度（一時金ではなく休業補償）、出産前後の保険料減免制度を創設すること。</p>	<p>国民健康保険の出産・傷病手当制度や保険料減免制度については、権限を有する市町村が保険財政状況等を踏まえ、それぞれの判断で実施されるものであり、県として制度を創設することは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑥選択的夫婦別姓制度導入、同性婚を認める民法改正、LGBT平等法制定を求めること。	<p>選択的夫婦別姓制度については、第5次男女共同参画基本計画において、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされていることから、国において様々な観点から議論されるものと認識している。</p> <p>同性婚を認めていない民法等の改正については、国において検討されるべきものである。</p> <p>また、LGBTについては、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正し、性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止することなどを盛り込んでおり、いずれについても法整備について国に求めることは考えていない。</p> <p>今後も引き続き国の動向を注視していく。</p>
⑦女性にだけある離婚後100日の再婚禁止期間、無国籍の原因となる嫡出推定規定、婚外子差別、自己墮胎罪など、法律に残されたすべての差別的条項を改正すること。「世帯主規定」の廃止を求めること。	<p>再婚禁止期間等について規定している民法等の改正については、国において検討されるべきものであり、これらを国に求めることは考えていない。</p> <p>今後も引き続き、国の動向を注視していく。</p>
⑧同性カップルとその家族を公認するパートナーシップ・ファミリーシップ制度を創設すること。	<p>本県では、同性パートナーシップ制度という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられる取組を行うとともに、性的マイノリティの人権に関する啓発等に力を入れている。</p> <p>今後も引き続き、国の動きを注視しつつ、当事者へのサービスの提供や支援のあり方を検討していく。</p>
⑨刑法性犯罪規定について、暴行脅迫要件の撤廃、同意要件の新設、地位関係利用の犯罪化、公訴時効の廃止、性交同意年齢の16歳への引き上げなど、性被害の実態に見合った改正を求めること。性暴力被害者支援センターが設置されているが、急性期の医療的ケア（緊急避妊・感染症予防）や証拠保全できる「病院拠点型センター」も設置すること。	<p>本要望については、現在法務省の法制審議会において議論されている内容であり、今後も引き続き、刑法を適切に運用し、県民の安全・安心の確保に努める。</p> <p>刑法改正については、性暴力被害の実態に即して、性犯罪に厳正に対処するよう令和3年4月に内閣府へ法改正を要望している。国は同年9月に性犯罪規定の見直しを法制審議会に諮問し、審議は継続しており、引き続き国の動向を注視していく。</p> <p>また、本県のワンストップ支援センターは「相談センター連携型」であるが、27の産科協力病院と連携し、8病院で急性期の医療的ケアや証拠保全、3病院で24時間緊急対応の支援体制を確保していることから、「病院拠点型センター」の設置は考えていない。</p> <p>・犯罪被害者等相談・支援事業 24, 369千円</p>
⑩国連人権理事会が採択した勧告に沿い、「女性に対するオンライン暴力の不処罰をなくす」ため、「通報」と「記述削除」のしくみを強化し、被害者ケアの体制を整備すること。	<p>女性に対するインターネット上の誹謗中傷等については、県の人権相談窓口において、県弁護士会、県警、地方法務局と連携し、被害者に対して寄り添った支援を行っており、併せて、インターネット上の不適切な書き込みに対するネットモニタリングや削除依頼に取り組んでいる。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪DV・配偶者暴力相談支援センターの増設と24時間体制の確立、体制強化を図ること。またDV防止法を改正し、身体的暴力と生命等への脅迫に限定されている、加害者の保護命令（接近禁止命令）の対象拡大と、加害直後の「緊急保護命令」を創設し、加害者更生プログラムを制度化すること。身体的暴力加害者の刑事施設内での対応や更生対策を充実させ、更生を確かなものとする。また「被害者が逃げる選択しかない」制度のあり方を変え、「逃げられない」被害者への支援の在り方を検討すること。</p>	<p>配偶者暴力相談支援センターは、県内3圏域（福祉相談センター、各総合事務所県民福祉局）に設置し、全国にさきがけて24時間365日の体制により相談対応や被害者支援を行っており、現時点で増設は考えていない。</p> <p>配偶者暴力防止・被疑者保護法（DV防止法）の改正については、現在、政府のワーキンググループにおいて「保護命令の対象拡大（精神的暴力や性的暴力を加える）」、「緊急保護命令制度」及び「逃げないDV対応」等について議論が進められているところであり、その動向を注視していく。</p> <p>また、加害者更生プログラムについては、令和3年度にも制度化に向けて国へ要望を行っているが、制度化に向けて引き続き要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DV被害者等総合支援事業 31,900千円</li> <li>・婦人相談所費 2,805千円</li> <li>・婦人相談所一時保護所費 12,728千円</li> </ul>
<p>⑫児童扶養手当は、第1子から抜本的に増額し、所得制限の見直し、多子加算の引き上げ、毎月支給への改善、支給年齢20歳未満への改善を求めること。18歳までの児童手当の支給を求めること。</p>	<p>全国知事会から令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望において児童扶養手当の増額等の要望を行ったところであるが、引き続き要望していく。</p>
<p>⑬「離婚後共同親権」の拙速導入ではなく、明治民法下の家制度の名残である「親権」そのものの見直しを求め、「子どもの権利を実現するのは親と社会の責任・責務」という位置づけを明確にして取り組むこと。</p>	<p>離婚後の親権については、法務省法制審議会家族法制部会において見直しも含めて議論されているところであり、国の動向を注視するとともに子どもの権利を実現するための施策を実施していく。</p>
<p>⑭所得税の配偶者控除は「生計費非課税の原則」に立ったものであり、何の代替措置もなく縮小廃止すれば増税になるばかりである。所得税制の検討は、「応能負担」「生計費非課税」の原則で対応するよう求めること。</p>	<p>個人所得課税については、課税の公平性や望ましい税収規模など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考えることから、制度の見直しを求めることは考えていない。</p>
<p>⑮女性差別撤廃条約を実効性あるものとするため、「調査制度」と「個人通報制度」を定めた「選択議定書」を早期に批准するよう求めること。</p>	<p>女子差別撤廃条約の選択議定書については、第5次男女共同参画基本計画において「諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」とされており、引き続き国の検討状況を注視していく。</p>
<p>⑯子どもの年齢・発達に即した、科学的な「包括的性教育」を公教育に導入すること。</p>	<p>各学校では学習指導要領に基づき、一般の「性教育」よりも幅広く、人間尊重と男女平等の精神に基づき、人間の生命、男女のあり方、生き方といったテーマを学ぶ「性に関する指導」を行っており、各教科（保健体育・家庭科・特別活動・総合的な学習・道徳等）の特徴を活かしながら、学校教育活動全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じた指導を実施している。</p>
<p>⑰避妊も中絶も、女性の大切な権利であり、避妊薬と緊急避妊薬（日本は1万円～2万円/イギリス保険適用で無料）を安価で入手しやすくすること。中絶法は、戦後直後からの「掻爬法」ではなく、WHOが推奨する安全な「中絶薬と吸引法」の普及を進めること。</p>	<p>避妊及び中絶に係る処置・処方に関しては、国と日本産科婦人科学会、日本産婦人科医会などにより検討が行われており、国の動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑱明治期から残る刑法の自己墮胎罪や、母体保護法の配偶者同意要件の、廃止を求めること。	母体保護法の配偶者同意要件については国と日本医師会で取り扱いの確認等を行い、必要な中絶の時機を逃すことのないよう対応が進められており、国の動向を注視していく。
⑲生理用品の恒久的な無償配布、学校や公的施設のトイレへの配備をすすめること。生理用品の消費税非課税を求めること。	<p>県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配布する形で対応している。生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るようにしている。そのため、県立学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。</p> <p>また、生理用品に対する消費税の課税については、軽減税率導入時の議論において、トイレットペーパーなど他の生活必需品との線引きが困難と判断された経緯があったと承知しており、非課税化を求めることは考えていない。</p>
⑳乳がん・子宮頸がん検診の自己負担の軽減や無料化を図ること。子宮頸がんワクチンは、副反応の調査・原因究明、被害者への補償と支援・治療体制の整備をしながら、希望するすべての人が安全・迅速に接種できる環境を整備すること。	<p>鳥取市では乳がん・子宮頸がん検診とも500円で受診できるなど、市町村が実情に応じて住民の費用負担の軽減に努めており、その取組が継続されるよう、県としても引き続き支援・協力していく。</p> <p>子宮頸がんワクチンについては、厚生労働省では専門家による審議会での議論を踏まえ、接種に係る積極的な勧奨を再開するとともに、過去に接種機会を失った対象年齢の方に対しても、来年度4月から3年間で無料接種できる救済措置も設けられた。副反応に対する説明なども含め厚生労働省から提供される情報等について、市町村への周知を図りながら、安心して接種できる環境の確保に取り組んでいく。</p>
㉑公的書類における不必要な性別欄を撤廃すること。「だれでもトイレ」を設置すること。子供がいても、性別適合手術をしていなくても、性別変更できるよう求めること。性別適合手術に伴うホルモン治療への保険適用を求めること。	<p>本県では、公的書類における不必要な性別欄の撤廃について、平成17年9月に「性別等記載の必要のない記載項目を申請書等の様式から削る規則」の整備を行うなど、申請者等の人権の配慮に努めている。</p> <p>また、県庁及び中央病院の多目的トイレの出入口にLGBTのシンボルカラーである「虹色マーク」を表示し、性別にかかわらずすべての人が利用できるトイレとして周知し、普及促進している。</p> <p>性同一性障害の方が戸籍上の性別を変更するには、生殖能力をなくす手術が必要となる要件が「性同一性障害特例法」に規定されている。この改正については、国において検討されるべきものであるため、国へ見直しを求めることは考えていない。今後も国の動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【気候危機・エネルギー・ゴミ・環境・原発・SDGs】</p> <p>①鳥取県が、温室効果ガスの2050年実質ゼロを掲げ、2030年60%削減を目標に掲げようとしていることを大きく評価したい。「コロナからの復興はグリーンリカバリーで」を合言葉に、具体的な「目標と計画」を持ち、施策を拡充すること。県内のCO2排出割合は、家庭24.2%、産業24.0%、運輸28.8%、業務その他部門22.9%であり、それぞれの分野で、省エネと再エネの思い切った普及を進める施策を具体化すること。大手企業の大規模開発ではなく、「環境と地元業者にやさしい」小規模分散・地域循環型を進めることを前提に、省エネ施設導入補助金（1/3補助・上限50万円）、再エネ・太陽光導入補助金（上限46万円）、家庭用小規模発電施設等導入支援（市町村補助額の1/2補助）、鳥取発地産エネルギー活用推進事業（可能性調査1/2補助・上限300万円、整備1/2補助・上限1,000万円）の補助率・上限額を引き上げること。脱炭素に向けた県内中小企業の研究・開発・製造を支援する補助金制度を創設すること。</p>	<p>2030年の鳥取県の温室効果ガス排出量削減目標の見直しを、政府目標なども参考に、現在、検討しているところである。その具体的な推進方法については、策定済みの「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」を改訂し、広く県民にお知らせすることとしている。</p> <p>各補助金について、対象事業者や市町村と意見交換しながら随時制度改正を行っており、省エネ対応設備導入補助金、再エネ・太陽光導入補助金は今年度新規創設し、鳥取発地産エネルギー活用推進事業も今年度から補助率・上限額を引き上げている。</p> <p>・地域資源活用エネルギー導入推進事業 60,612千円</p>
<p>②再エネで発電した電力を、最大限活用できる送電網などのインフラ整備を進めること。再エネ優先接続の義務化を国に求めること。地域で開発した再エネを優先利用する仕組みをつくること。小規模再エネ事業者の送電網への接続経費を支援すること。</p>	<p>送電網等のインフラ整備は送電会社が行うものであり、国がイニシアティブをとり増強計画を策定している。また、再生可能エネルギーポテンシャルを活かす送電網の増強を図るため、これまで地域の送配電事業者が負担していた、再生可能エネルギーの導入拡大に必要な地域間連系線等の系統増強の費用の一部を、賦課金方式で全国で支える制度が創設されている。送電網の増強については、県単独及び、本県も参加する自然エネルギー協議会により国に要望している。</p> <p>再エネ優先接続は国も推進しており、その仕組みづくりは国の審議会等で検討されている。</p> <p>固定価格買取制度においては、接続経費は買取価格に含まれているため、支援は考えていない。ただし、鳥取発地産エネルギー活用推進事業で買取価格に含まれない1kmを超える送電線の費用負担については補助している。</p> <p>・地域資源活用エネルギー導入推進事業 60,612千円</p>
<p>③固定価格買取制度は、地域の多様な取組を促進するため、大規模発電よりも地域・自治体主導の取り組みを評価・優遇する仕組みの導入や、廃止された小型風力の買取価格の復活を求めること。</p>	<p>本県は、すでに大規模発電よりも地域や家庭の取組を推進する観点で、鳥取発地産エネルギー活用推進事業等を実施している。</p> <p>従来から陸上風力発電は250kWを境に買取価格が定められており、小型風力に対応されている。</p> <p>・地域資源活用エネルギー導入推進事業 60,612千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④再エネ導入の際、地域住民合意の義務化、環境破壊や人体への影響を評価する仕組みや、住民参加のもとで「環境保全区域」と「建設可能区域」のゾーニングづくりを進めること。</p>	<p>県では、風力発電等に係る許認可等の手続において、地元意見が適切に反映される仕組みを構築すること等を国に要望している。また、環境影響評価に当たり県では既に厳しい条例や技術指針を制定しており、環境影響評価手続においてこうした指針等の下、専門家や市町村の意見等も踏まえた上で厳正に対処していく。</p> <p>発電事業については、市町村の意見も伺いながら個別案件ごとに対応していくことが現実的であり、県においてゾーニング規制をすることは考えていない。</p>
<p>⑤鳥取県と県内企業が、CO2削減の目標と計画の「協定」を結び、協定を結んだ企業がCO2削減に取り組む際の支援制度と、進捗を評価する制度をつくること。</p>	<p>すでに再エネ100宣言RE Action推進事業において、企業の使用電力100%再エネ活用を進めるため、RE Action参加企業の再エネ利用促進を支援しており、新たな制度をつくることは考えていない。</p> <p>・再エネ100宣言RE Action推進事業 14,700千円</p>
<p>⑥中小企業と農林漁業を対象に、「省エネ投資」のための無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。</p>	<p>無利子・無保証料の制度融資は、新型コロナ対応資金のように大規模な経済危機等が発生した場合の緊急対策として発動するものであり、省エネ投資のために適用することは考えていない。</p> <p>なお、県版SDGs企業認証の取得促進を図るとともに、県内中小企業者の設備投資のための資金に、より低利とする特別枠を設け、「省エネ投資」も含め支援することを令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>農業者においては、農業近代化資金の活用が可能であり、借入者の負担軽減を行うための予算を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>林業については、国の林業・木材産業改善資金制度を活用した「鳥取県林業・木材産業改善資金」による林業機械導入等に対する無利子貸付け（有保証、無担保（保証割合により有担保））の継続について、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>零細な沿岸漁業者に対しては無利子・無担保・無保証の「鳥取県沿岸漁業改善資金」に加え、省エネエンジンの整備等にはがんばる漁業者支援事業により整備費の支援をしている。沖合等その他の漁業者には、省エネ投資のために国が支援制度を設けており、その制度の活用が進んでいることから、新たな制度の創設は行わない。</p> <p>・【SDGs企業認証】持続可能な企業経営金融支援事業 14,261千円  ・農業金融利子補給等総合支援事業 92,374千円  ・林業・木材産業改善資金貸付事業費 50,000千円  ・がんばる漁業者支援事業 6,171千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦農山漁村での再エネの活用を推進するため、ハウスなど農業施設での化石燃料ゼロ、木材・バイオマス素材への転換を支援する制度をつくること。農地でのソーラーシェアリングや耕作放棄地での太陽光発電を支援すること。</p>	<p>生産現場から具体的な木材・バイオマス素材への転換の要望があれば、国の新規事業「みどりの食料システム戦略交付金」のうち「地域循環型エネルギーシステム構築」の活用を検討する。</p> <p>耕作放棄地は農地としての活用を前提とし、農地利用の推進が見込まれない農地については、他用途利用や非農地化を検討するなど地域の実情を踏まえて対応していく。また、再エネの導入推進については、鳥取発地産エネルギー活用推進事業等を実施している。</p> <p>・地域資源活用エネルギー導入推進事業 60,612千円</p>
<p>⑧脱炭素の公共交通を促進するため、太陽光パネル搭載の地域循環バスの実証事業に取り組むこと。</p>	<p>太陽光パネル搭載のバスはまだ車両メーカーの開発段階であり、現時点においては、県として社会実装に向けた実証事業に取り組むことは考えていない。</p>
<p>⑨一定規模以上の建物建設に、断熱化や太陽光パネル設置などを努力義務化し、財政的な支援も行うこと。</p>	<p>建築物の断熱化については、国が建築物省エネ法により省エネ基準への適合を、平成29年から大規模建築物（2,000㎡以上）、令和3年から中規模建築物（300㎡以上）と段階的に義務付けており、2025年までに住宅や小規模建築物にも義務付けを予定している。</p> <p>財政支援については、本県では設けていないが、国において建築物の断熱化や太陽光パネル設置に対する補助事業を設けており、県民への周知を図っている。なお、住宅については、住まいの支援事業において、国の省エネ基準を上回るとっとり健康省エネ住宅に助成しているほか、市町村と連携して小規模発電設備等導入支援も行っている。</p>
<p>⑩公共施設や学校施設での太陽光パネルの屋根貸しを、さらに促進すること。</p>	<p>令和3年度9月補正予算で県有教育施設等の設置可能性調査事業を実施している。</p>
<p>⑪鳥取風力発電計画、鳥取市青谷風力発電計画、鳥取西部風力発電計画は、規模も大きく、地域の自然環境を破壊することが懸念され、地域住民も合意しておらず、計画に反対すること。</p>	<p>いずれの事業計画も、現在環境影響評価手続中であり、県は公正な立場から、専門家や関係市町の意見等を踏まえた上で、厳正に対処していく。</p>
<p>⑫風力発電の法対象規模要件が、現行の1万kw以上から5万kw以上に引き上げられた。法の規制対象から外れる計画に対し、県として規制ルールを創設すること。「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」は、1基当たり出力2,000kwの風車の想定であり、現在県内で計画中の1期4,000kw以上の出力のものには対応できていない。「指針」の見直しを国に求め、県としても兵庫県のような独自の騒音対応の条例・ルールをつくること。</p>	<p>風力発電の規模要件については、すでに鳥取県環境影響評価条例において、1500kW以上のものを審査の対象としている。</p> <p>環境省が作成した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」は、生活環境に支障が生じないレベルを考慮して作成されたものであり、その内容は発電規模に左右されるものではない。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑬木質バイオマスの促進は重要であるが、植林抜きの皆伐による木材確保では、CO<sub>2</sub>の吸収源である森林を損なうことになる。EUのように、木質バイオマス推進にあたっては、由来や炭素の循環周期を確認するなど、環境破壊を引き起こさないためのガイドラインを設けること。</p>	<p>持続可能な森林経営を目指して皆伐後の再造林を推進するための施策について、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、県産材のトレーサビリティの電子化について「鳥取県産材サプライチェーンマネジメント推進フォーラム」で検討しているところであり、その取組の支援についても令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・皆伐再造林推進強化事業 17,954千円</li> <li>・造林事業 886,751千円</li> <li>・県産材安定供給推進事業 3,000千円</li> </ul>
<p>⑭プラスチックを削減し、焼却しないことは、脱炭素を進める上でも重要である。生産抑制のためにも「拡大生産者責任」のしくみ導入や、デポジット制度の導入を国に求めること。プラスチック容器の削減を進める企業への支援を充実させること。</p>	<p>拡大生産者責任の考え方やデポジット制度の導入については、全国知事会、関西広域連合とも歩調を合わせて国要望を行っており、プラスチック資源循環の推進のため、引き続き要望していく。</p> <p>プラスチック容器の削減をすすめる事業者への支援については、主にテイクアウト容器を使用する飲食店等の事業者を対象に、プラスチック製容器から環境配慮型容器への転換を図る支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業（「とっとりプラごみゼロ」チャレンジ事業補助金）2,300千円</li> </ul>
<p>⑮一般廃棄物・産業廃棄物共に、市町村や企業とも連携して、ゴミゼロ・減量化の計画を持ち、計画推進のための支援策を講じること。</p>	<p>県及び市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、それぞれ廃棄物処理計画を策定し、計画的な廃棄物の減量や適正処理の取組を推進している。</p> <p>また、県では、事業者や地域、市町村等におけるごみ減量化・リサイクルの取り組みを支援しており、関係者と連携し、引き続きごみゼロ社会実現に向けた取組を推進していく。</p>
<p>⑯ゴミ減量化と地域環境保全に逆行する、淀江産廃処分場計画は撤回・中止すること。現在行われている地下水調査の結果、僅かであっても、地下水に影響を与える可能性があれば、産廃計画は中止すること。</p>	<p>産業廃棄物管理型最終処分場は、産業振興のみならず、本県の良好な自然環境を守るためにも、県民の身近な生活で発生する廃棄物の処分場所として我々の生活を支える必要不可欠な基礎的インフラである。</p> <p>淀江処分場計画については、地元住民の方々のご不安に応えるために、令和元年11月の県議会において、計画地周辺の地下水等調査に係る条例及び予算が議決され、専門家による中立公正で客観的な地下水等調査が実施されており、この調査結果を真摯に待ってから対応することとしている。</p>
<p>⑰元の豊かで美しい中海を取り戻すには、貧酸素水塊の解消が欠かせない。水質モニタリングを継続するとともに、堤防開削も視野に入れた対策を検討すること。</p>	<p>中海の水質は長期的に改善傾向であるが、汽水湖特有の塩分成層による底層の貧酸素化のほか、湖底からの栄養塩の溶出や流域からの汚濁負荷の流入など様々な要素が絡み合っており、水質汚濁メカニズムは複雑で未解明の部分が多い。</p> <p>今後も引き続き水質モニタリングを行い、中海の汚濁状況や実施施策による改善効果を把握するとともに、湖底底質の調査や現地での実証実験など、中海の効果的な水質浄化対策の検討を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑱島根原発は、新規規制規準に「適合」したとしても、宍道断層付近にあり、また今回南太平洋のトンガでの噴火が日本に津波をもたらしたように、想定外の自然災害・複合災害の影響も起きうる。事故とその被害を完全に避けることは困難であり、住民の生命財産が守りきれぬ保証はない。島根原発2号機の再稼働、3号機の稼働は容認しないこと。米子市、境港市で「再稼働の是非を問う住民投票」が実施されようとしており、住民投票が終わるまで、再稼働に関する判断はしないこと。</p>	<p>県の再稼働判断については、安全を第一義として、専門家（原子力安全顧問）の意見、住民の意見、米子市、境港市の意見を聴き、県民の代表である県議会とも協議をして、その意向を踏まえて慎重に判断する。</p>
<p>⑲島根原発に関する中国電力との安全協定は、島根県と同等のものとなるよう改定を求め、改定されなければ、島根原発再稼働に応じないこと。島根原発再稼働につながる、「原子炉設置変更許可」、「工事計画認可」、「保安規定変更許可」、「使用前検査」、「再稼働」のそれぞれの段階で、鳥取県と中国電力が判断を協議するためのルールをつくること。</p>	<p>安全協定改定について、県議会ので了承が得られた後に、再稼働についても県議会の意向を踏まえ、判断する。</p>
<p>⑳「島根原発の避難計画」の実効性の検証は、原子力防災の専門家が1名しかいない専門家会議だけでは不十分であり、複数の原子力防災の専門家や住民代表も入れた「第三者委員会」を設置して検証すること。また地震・津波・雪害等自然災害を想定した避難計画や避難訓練、また医療や福祉施設の受け入れ訓練が不十分であり、想定されうる多様な設定での訓練を実施すること。こうした様々な検証の上に立ち、「完全な実効性が担保」されない限り、再稼働判断をしてはならない。</p>	<p>本県の避難計画については、原子力防災の有識者を含む県の原子力安全顧問による専門的知見による審査に加え、毎年行う訓練において第三者の評価を得て、避難計画に実行性の確認・検証と改善を常に行っている。本県の避難計画や国の対応等を取りまとめた「島根地域の緊急時対応」が国の原子力防災会議で了承され、一定の実効性が認められたが、今後も引き続き、訓練を実施し検証を行い、新たな知見も取り入れて、さらに避難計画の実効性を高めていく。</p>
<p>㉑島根原発再稼働について判断する前に、島根原発事故と地震・津波などの複合災害を想定した「経済的損失額・復興額」（暮らし、住宅、なりわい、教育、第1次・2次・3次産業など）を試算し、住民に公表すること。そうしなければ住民は原発事故の被害想定ができない。</p>	<p>あらかじめ経済的損失を見積もることは困難である。 原子力発電所の事故による損害は、被害者救済を目的とした原子力災害賠償法等の制度を活用して、国と電力事業者が責任をもって対応する仕組みが構築されている。 万が一、島根原発事故により、本県に経済的損失が発生した場合は、国や電力事業者へ賠償請求することとなる。</p>
<p>㉒島根原発事故の際に生じる可能性がある「汚染水」について、「薄めて海に放出する」との議場答弁があったが、福島原発事故の汚染水について、漁協や漁業者から海洋放出反対の声が上がっている。鳥取県内の漁協・漁業者にも意見聴取すること。</p>	<p>福島原発事故の処理水については、国が安全性を確保し、政府を挙げて風評被害対策を徹底することを前提に、海洋放出を決定している。 国は関係者の理解を得て、進めるべきである。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②原発を動かせば出る使用済み核燃料は、島根原発敷地内の燃料プールはあと10年で満杯となり、使用済み核燃料からプルトニウムを取り出す六ヶ所村の再処理工場の2022年度上半期稼働、プルトニウムを使ってMOX燃料を作る工場の2024年度上半期稼働の見通しはいまだに立っておらず、「核燃料サイクル」は機能していない。また再処理過程で出る「高レベル放射性廃棄物」の最終処分地も定まっていない。「核燃料サイクル」を前提としている、島根原発の再稼働はあり得ない。</p>	<p>六ヶ所再処理工場については、2022年度上期（MOX工場は2024年度上期）の竣工に向けて、最終的な安全機能や機器設備の性能を確認しているところである。 高レベル放射性廃棄物の最終処分地については、文献調査に応募した北海道の寿都町と神恵内村で調査が開始されている。 使用済み核燃料対策については、安全確保を大前提として、電力会社だけでなく、国が前面に立って取組を進めるべきである。</p>
<p>④SDGsは、標榜するだけでなく、「SDGs推進条例」を策定し、各分野の目標を設定し、進捗を管理し、住民の目で検証する仕組みをつくり、推進していくこと。</p>	<p>本県におけるSDGsの推進については、「鳥取県の将来ビジョン」において指針を示すとともに、「鳥取県令和新时代創生戦略」において各分野の取組の方向性及びKPIを設定し、商工団体や金融機関、教育機関、報道機関など幅広い分野が参画する「鳥取創生チーム拡大会議」において効果検証を実施している。さらに、ゴール毎に分かりやすい鳥取県版SDGsローカル指標を設定して県内の傾向を可視化してモニタリングするとともに、多様な主体が参画する「とっとりSDGsネットワーク」等の官民連携組織においても進捗の共有を図りながら推進することとしており、条例を制定する考えはない。</p>
<p><b>【被災者支援・災害復興・防災対策】</b> ① 高齢者や障がい児者の「個別避難計画」の作成を、急いで進めること。</p>	<p>個別避難計画の作成に当たっては、計画の未策定の市町村には個別に聞き取りを実施し、支え愛マップの個別避難計画への取込みや令和3年度に新設した補助事業（個別避難計画作成支援事業）の活用を促しながら、市町村が取り組みやすいよう計画作成を支援し、市町村と連携しながら、策定数の増加と併せて、全体の策定率の向上を進めていきたいと考えている。 ・支え愛マップ作成推進事業 7,909千円</p>
<p>②国が避難所運営を支援する「災害救助法」の適用対象を広げるよう求め、指定避難所以外の宿泊施設を活用した避難所や、福祉避難所の整備を進めること。被災住宅の応急修理中も仮設住宅が利用できるよう改善を図ること。</p>	<p>避難の長期化が見込まれる場合などにおける宿泊施設の利用及び福祉避難所の設置はいずれも災害救助法の対象となっている。 また、応急修理期間が1か月を超えると見込まれる半壊以上の世帯については、災害発生の日から6ヶ月間、応急仮設住宅の利用が可能である。</p>
<p>③国・県の被災者（住宅）再建支援制度を拡充し、「一部損壊」への支援額を引き上げ、「全壊住宅支援」上限300万を500万円に引き上げるよう求めること。被災1件から支援の対象となるよう発動要件を緩和すること。</p>	<p>国の被災者生活再建支援制度の支援内容の見直しについては、被災者の実相に沿う形とすることが望ましいが、国と地方の共同で積み立てた基金を活用した事業であることから、国及び各都道府県のコンセンサスを得ているものであるため、妥当なものと考えている。 県の被災者住宅再建支援制度（県制度）の一部損壊への支援は、令和元年度に一部損壊5%以上の支援額を5万円まで引き上げ、令和2年度に一部損壊10%以上で住宅を建設・購入する場合を新たに支援対象に加え、定額30万円を支給するよう見直した。 県制度については、県と市町村の共同事業で基金を積立て運営しており、県と市町村の協議により発動要件、支援額を決めており、現行制度に対して市町村からは新たな見直しの要望は出ていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④被災中小業者や農林漁業者が再建するための、恒常的な再建支援制度を創設すること。	<p>災害時における事業所の復旧は、県内中小企業者が独自に保険加入し自然災害に備えておくべきものであることから、再建支援制度を恒常化することは考えていない。</p> <p>災害で被災した農林漁業者に対しては、復旧事業など、被災状況を見極めながら緊急的に対策を行っている。</p>
⑤土砂災害危険箇所対策や河川の掘削・樹木伐採の予算を増やし、更に対策を前に進めること。	<p>激甚化・頻発化する水害等に備えるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等を積極的に活用して、砂防堰堤整備、急傾斜地対策、河道掘削及び樹木伐採等を計画的に推進していく。</p> <p>【令和4年当初】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業間連携砂防等事業 667,900千円</li> <li>・大規模特定砂防等事業 114,550千円</li> <li>・大規模更新砂防等事業 83,000千円</li> <li>・防災・安全交付金（砂防・地すべり関係） 874,900千円</li> <li>・防災・安全交付金（急傾斜関係） 959,200千円</li> <li>・樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 1,028,962千円</li> </ul> <p>【11月補正（国補正分）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業間連携砂防等事業 80,000千円</li> <li>・大規模特定砂防等事業 261,000千円</li> <li>・防災・安全交付金（砂防・地すべり関係） 1,147,000千円</li> <li>・防災・安全交付金（急傾斜関係） 677,000千円</li> <li>・樹木伐採・河道掘削等緊急対策事業 324,000千円</li> </ul>
⑥避難所となる学校の特別教室や学校体育館の耐震化、冷暖房整備、ネット環境の整備を早急に行うこと。	<p>県立高校においてエアコンが未設置の特別教室については、芸術系・理科・社会系の全教室と専門教室の一部について、令和5年度より段階的にエアコンを設置する計画であり、来年度から学校と調整を行う予定である。</p> <p>また、全特別支援学校の体育館については、エアコンを整備している。</p> <p>なお、体育館が避難所に指定されている全県立学校については、災害時の通信手段を確保するため、Wi-Fi設備を整備済みである。</p> <p>併せて、全県立学校施設について耐震化を完了している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所指定県立学校の無線LANシステム整備事業 2,599千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦国指針の6割しかない常備消防職員を増員するため、県が支援すること。</p>	<p>本県の消防体制については、消防力の整備指針に対する充足率は全国と比べて低いものの、地域の実情に即した消防体制を整備しており、各消防局に定められた人員定数の中で地域の状況により対応している。</p> <p>例えば、市街地では消防隊・救助隊・救急隊を専任隊員とし現場活動を行っているが、山間地域など比較的火災・救急事案の発生頻度が少ない地域では消防隊・救急隊を兼務し兼任隊員として運用するなどの効率的な人員配置を行うとともに、退職した消防吏員を再任用することで人員の確保に努めているところである。また、各消防局内における広域的な運用により、近隣署所からの応援体制を構築することで災害の規模に応じ増強し対応することが可能となっている他、非番職員の招集体制の強化・活動に係る装備品の充実などにより隊員の負担軽減を図っている。</p> <p>県としては、各消防局の人員体制については、まず構成市町村において検討していただきたいと考える。</p>
<p>【住宅・マンション】</p> <p>①県営住宅の増設や、民間賃貸住宅の借り上げや家賃補助で、「住まいの貧困」をなくすこと。県営住宅の入居収入基準を現行の月収15万8千円から、元の月収20万円に引き上げること。県営住宅の保証人要件を撤廃すること。</p>	<p>県営住宅については、長期的に人口、世帯数の減少が見込まれている状況から、借上げも含めて増設は行わない方針としている。</p> <p>住宅確保要配慮者に対しては、新たな住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅の登録戸数の増加を図るとともに、現在鳥取市など3市1町で実施している登録住宅に対する家賃補助制度を他の市町村でも実施するよう働きかけを行っている。</p> <p>県営住宅の入居収入基準の引き上げについては、より低所得で生活に困窮する世帯を優先的に入居対象とすべきという考え方で収入基準を据え置いているものであり、現時点で引き上げる考えはない。</p> <p>保証人については、入居にあたり、家賃等の滞納のほか、入居者による迷惑行為への対応の観点から求めているが、高齢者、障がい者及び知事が指定した家賃債務保証業者と家賃債務保証契約を締結した者など特別な事情があると認める場合は保証人を免除しており、保証人の確保が入居の支障とならないよう配慮している。</p>
<p>②「住居確保給付金」は、「失業者になれない」学生や無職の高齢者等も広く使えるように改善すること。</p>	<p>住居確保給付金は、住居の確保と就労の自立を目的に主たる生計維持者を支援する制度であり、主たる生計維持者以外の者までも対象に加えることは制度の趣旨にそぐわないため、国に対する要望は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【交通・道路・公共事業】</p> <p>① J R 西日本が、米子・岡山・広島の支社機能を統廃合するとしているが、県が、米子駅への南北自由通路に支援することを決めたのも、米子に支社機能が残ることが前提であり、既に駅ビルは完成しており、J R の不誠実な態度は許されない。何より、今年3月に減便としていることは深刻な事態である。住民の交通を守るため、減便しないよう引き続き求め、国にも指導と支援を要請すること。またこの状況下、山陰新幹線構想は中止すること。</p>	<p>J R 西日本米子支社に対して、鳥取県市長会、鳥取県町村会とともに令和3年8月にダイヤ改正に関する要望を行ったほか、同年12月にも島根県知事、島根県市長会、島根県町村会とともに6団体で、ダイヤ改正の再考やコロナ後の復便について要望している。また、令和4年1月には中国地方知事会で、J R 西日本本社に対し、支社機能の急進的な合理化は、地域に与える影響に配慮し、慎重に検討することについても要望を行っている。さらに、国に対しても令和3年7月及び11月に、J R ローカル線も含めた地域交通事業者への国の経営支援等を要望している。今後も、関係各所と連携するなど、J R 西日本や国に対して働きかけていく。</p> <p>また、山陰における高速鉄道網の整備については、災害時のリダンダンシー確保の観点からも必要との認識のもと、引き続き、国の動向を踏まえつつ、関係府県や経済団体等と連携し、国への働きかけを行っていく。</p>
<p>② 「ゾーン30」、「生活道路対策エリア」、「ゾーン30プラス」の区域を拡充し、生活道路での交通事故をなくすための手立てをとること。学校や保育園、公園などの半径500m以内の道路は、「ゾーン30」または「ゾーン30プラス」区域の指定を進めること。</p>	<p>「ゾーン30」等の生活道路における交通安全対策については、自治体や道路管理者等と緊密に連携し、地域住民の要望を踏まえながら順次実施している。</p> <p>今後も道路利用者等の視点に立ち、通学路を含む生活道路等の交通安全対策を推進する。</p>
<p>③ 道路法や道路交通法に、生活道路や通学路、園児等の移動経路を位置づけ、通過車両を排除・抑制する等の改正をすること。</p>	<p>生活道路等における通過交通の抑制対策については、交通実態、沿道環境等を踏まえた上で、地域住民や道路利用者の合意形成を図りながら、道路交通法に基づく通行禁止等の交通規制を実施しており、今後も生活道路等の交通安全対策を推進する。</p>
<p>④ 通学路だけではなく、学童保育や園児などの移動経路など、子どもたちの通行路を総点検し、危険個所の安全対策を緊急に講じること。</p>	<p>未就学児が日常的に移動する経路の交通安全対策については、保育所等が把握している危険箇所に加え、道路管理者等関係機関との緊急点検により抽出した箇所の安全対策を実施済みである。</p>
<p>⑤ 警察の「信号機設置指針」と「信号機合理化等計画」を見直し、通学路の信号機「新設」予算を増やし、住民の設置要望に応えられるようにすること。</p>	<p>信号機の設置・撤去については、警察庁が策定した「信号機設置の指針」に基づいて、当県において「信号機設置の方針」を示しており、箇所ごとに交通量や交通事故、発生状況、交差点の形状等を調査分析し、真に必要な性の高い場所の選定や必要性の低下した信号機を撤去する等信号機設置の合理化を推進している。</p> <p>今後も、交通の安全と円滑を図るため、信号機設置に必要な予算が確保されるよう適切に対応していく。</p>
<p>⑥ 「防護柵の設置基準」に交差点等の危険個所を明示し、防護柵設置を義務付けること。</p>	<p>防護柵は、「防護柵の設置基準」（（社）日本道路協会発行）を参照し、安全点検等を行い、必要な個所に設置することとしている。</p> <p>引き続き、道路利用者の安全確保に取り組み、交通状況等に応じて防護柵の設置を進めていきたい。</p>
<p>⑦ 視覚障害者が安全に道路を横断できるよう、音響式信号機や横断歩道上の点字ブロックを計画的に整備し、音響式信号機の音は24時間対応し、住民にその理解を広げること。</p>	<p>視覚障がい者用信号機や横断歩道上のエスコートゾーン等の交通安全対策については、交通実態や要望等を踏まえて計画的に整備、補修をしている。</p> <p>また、音響式信号機の鳴動時間の延長については、交通実態や周辺の状況等に応じて、引き続き周辺住民の合意形成に努める。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑧高齢者が、自ら運転しなくても支障なく日常生活が送れるよう、地域循環バス、オンデマンド交通、乗合タクシー、福祉タクシーなどの地域公共交通の整備を進め、県の支援を拡充すること。高齢者等の利用者負担軽減のパス券発行を支援すること。</p>	<p>県では、高齢者に限らず、全ての県民の公共交通での移動を確保するため、令和2年度から地域の実情に応じてバス・タクシー・共助交通等を組み合わせ可能な支援制度を導入しており、小規模高齢化集落等に居住する高齢者等へのタクシー助成を行うとともに、住民ドライバーを活用した共助交通等に対して支援を行っており、各市町村で地域交通の再編が進みつつある。令和4年度当初予算案においても、先進的な取組を開始した市町村の事例を紹介するなど横展開を図るとともに、共助交通の運行管理業務をサポートする組織の支援、AI（人工知能）などの新技術や定額制運賃などを活用した革新的統合移動サービスを推進するなど、引き続き、市町村が行う持続可能な地域の交通体系の構築を支援していくことを検討している。</p> <p>・地域交通体系鳥取モデル構築事業 275,153千円</p>
<p>⑨山陰近畿自動車道鳥取一覚寺間（南北線）計画は、人口が減少し、脱炭素が求められる社会情勢に逆行する計画である。鳥取市内の住宅地にも影響が及ぶため住民の負担も大きく、立ち退きにも多額の費用を要し、計画費用は最大約600億円にもなる。計画を中止すること。</p>	<p>山陰近畿自動車道（南北線）については、本県の産業・観光振興に寄与し、地域の活性化に資するものである。これまでオープンハウスやワークショップの開催、アンケート調査、ヒアリング調査等を行い、地域住民の方々の意見をお聞きしながら検討を行ってきており、今後とも国及び市と一緒に住民の不安解消に努めるとともに、地域振興のため、早期事業化を働きかける。</p>
<p>【自治体運営・デジタル化・個人情報保護・マイナンバー】</p> <p>①県営水力発電、県立美術館、米子・西部総合事務所の建設・維持管理にPFI導入が進められているが、「経費効率化」を名目に民間丸投げするものである。これ以上のPFI導入は止める事。</p>	<p>PFI事業の実施に当たっては、事業が適切に進捗するよう、県においてモニタリングや定期又は随時の業務内容の確認等を実施している。</p> <p>今後もPFIの適切な運用を確保しながら事業を推進していく。</p>
<p>②国・県主導で「効率化」「民営化」を促進する上下水道広域化・共同化計画策定が進められている。住民説明を徹底し、住民や市町村の合意を前提とし、合意なき計画は作らないこと。維持管理経費への公的支援で料金値上げを抑えること。</p>	<p>上下水道の広域化・共同化の検討に当たっては市町村の意向を尊重しながら進めており、検討状況については県議会へ報告するとともに、市町村と情報共有し、必要に応じて市町村議会、住民に報告等をされるものと考えている。</p> <p>また、地方公営企業法が適用される事業については、必要経費を料金収入で賄う独立採算制が原則とされており、維持管理経費への公的支援については、各市町村が必要に応じて判断されるものと考えている。</p>
<p>③天神川流域下水道の複合バイオマス発電は、地元自治体や住民に押し付けないこと。</p>	<p>天神川流域下水道を中心とした複合バイオマス資源の利活用検討は、下水道事業の持続可能性を向上させる一つ的手段として、県議会福祉生活病院常任委員会の提言（令和元年12月）に基づいて検討を行っているもので、民間提案を募集したうえで令和3年3月に最優秀提案を選定したところである。</p> <p>今後の導入可能性調査の実施に向けては、地元である湯梨浜町をはじめ、関連市町の意見を踏まえながら検討を進めていく。</p>
<p>④「行政デジタル化」で個人情報の保護が懸念される。県個人情報保護条例は保護規定を後退させないこと。</p>	<p>個人情報保護制度については、鳥取県における個人情報保護の在り方について、法の趣旨を踏まえ、市町村とともに検討していきたい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑤「自治体共同クラウドシステム」によって、国保料減免などの自治体独自の住民支援策が抑制されることが懸念される。自治体ごとの「仕様変更」（カスタマイズ）を認めること。	自治体情報システムの標準化は、情報通信技術の活用により持続可能な行政運営を確立し、事務を円滑に行うものであり、この標準化により、各地方自治体の独自施策が阻まれるものではなく、一定の条件下で地方公共団体情報システムの機能等について、改変又は追加が認められている。
⑥マイナンバー制度は、当面は納税や社会保障関係に限定されているが、民間企業の経済活動にも対象が広がると、民間企業が顧客のナンバーを管理し、個人情報に流出する危険性が増す。マイナンバー制度の廃止を求めること。これ以上の利用拡大をしないこと。	マイナンバー制度は、各種申請手続時に、これまで添付していた個人情報を含む書類を省略できるものであり、マイナンバー制度の適用拡大により、民間企業が管理する新たな個人情報が拡大するものではない。 また、情報漏えいに対する対策については、制度面（罰則の強化、第三者機関による監視・監督の実施、番号利用時の本人確認の義務化など）とシステム面（個人情報の分散管理、インターネットからの完全分離など）の両面から個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じていることから、マイナンバー制度の廃止を国に求めることは考えていない。
【憲法・平和・基地問題】 ① 自民党が進める、海外で戦争する国へと変える憲法改悪に反対すること。	憲法改正については、国会議員の3分の2以上の賛成による発議に基づき国民が国民投票で決するものであり、国会の場で十分な議論をしていただいた上で、国民の幅広い議論が行われるべきものと考えており、国会での議論は注視するが、賛成又は反対の意思を示すことは考えていない。
②自衛隊を海外で戦争させる、憲法違反の安保法制の廃止を求めること。	外交防衛のあり方については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。
③自衛隊美保基地への新型空中給油機KC46Aの配備を知事は容認した。しかし現在、岸田政権は、「敵基地攻撃能力の保有」を標榜し、「米中対立」が激化する中、対中国を念頭に置いた南西諸島での地対艦・地対空ミサイルや部隊の配備を、米軍と一体となって進めている。KC46Aの美保基地配備は、南西諸島への出動も視野に入っており、米軍機への給油も否定されておらず、「米中対立」の軍事的衝突の中に美保基地も巻き込まれ、攻撃対象となる危険性がある。KC46A配備の撤回を求め、これ以上の配備は認めないこと。	KC46Aの配備については、国において実機による展示飛行・騒音測定を含めて行われた安全性の検証結果等について県及び地元に対して説明がされ、県は地元の意見を聞いた上で県議会のご意見も伺って、配備に対して同意したものであり、配備の撤回を求めること等は考えていない。
④米軍岩国基地には、遠征能力の高い最新鋭のステルス戦闘機F35Bの配備や、米軍厚木基地から空母艦載機部隊60機が移駐し、戦闘機約130機を有する東アジア最大の航空基地へと変貌し、更に「CMV22オスプレイ」の国内初配備も予定されている。県内では、岩国基地所属と思われる米軍機の低空飛行訓練が止まず、住民からは引き続き不安の声が出ている。米軍機低空飛行訓練の中止と、国内法無視の訓練を可能としている日米地位協定の見直しを求めること。また騒音測定器を県が設置し、米軍機低空飛行の実態を把握すること。また鳥取県と低空飛行関係市町村との協議会を設置し、共同で政府や米国に対し申し入れ・交渉をすること。	日米地位協定の見直しについては、平成30年7月27日及び令和2年11月5日、全国知事会において、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに国において責任をもって取り組まれるように全会一致で採択され、提言されており、県として見直しを求めることは考えていない。また、外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、米軍機の飛行訓練等については国の責任において必要な措置が講じられるべきものであるため、県として独自に騒音測定器を設置することは考えていない。現在でも県は市長会や町村会とともに、騒音測定器の設置を含め低空飛行訓練に対して適切な措置を講じるよう国に要望しており、共同で政府等に申入れ等を行うために協議会が必要であるとは考えていない。



要望項目	左に対する対応方針等
⑤米軍や自衛隊基地、原発周辺に住む住民を監視する「土地利用規制法」の廃止を求めること。	土地利用規制法は国の専権事項である安全保障上の観点から重要施設の周辺の土地利用等の状況調査等必要な措置を行うことを目的として提案され、成立したものであり、県として廃止を求める立場にない。
⑥住民を監視し憲法違反となる、秘密保護法、共謀罪法の廃止を求めること。	個々の立法については、憲法及び法体系との整合性についても国会の場で十分な議論を経てなされているものと考えており、立法府の判断を尊重する立場からも御指摘の法律の廃止を求めることは考えていない。
⑦核兵器禁止条約の批准と、締約国会議へのオブザーバー参加を日本政府に求めること。	外交防衛のあり方については、国の専権事項であり、国において議論されるべきものである。
⑧鳥取地震の堰堤決壊で、岩美町荒金鉦山に生き埋めとなったままの朝鮮人労働者やその家族の遺骨が、祖国に帰れるようにすること。	岩美町荒金鉦山に生き埋めとなったままの朝鮮人労働者やその家族の遺骨収集等は、国の責務とされていることから、継続して国へ要望していく。
⑨繰り返される北朝鮮のミサイル発射訓練に対し抗議すること。拉致問題解決のためにも、拉致・核・ミサイル・植民地支配による過去の清算といった、日朝間の諸懸念を包括的に解決することをめざした「日朝平壤宣言」や、「6か国協議の共同声明」に基づいて、対話による日朝交渉を追求するよう政府に求めること。	北朝鮮のミサイル発射訓練については大変遺憾であり、抗議している。 国に対しては機会をとらえて松本京子さんを始めとする拉致被害者全員の即時帰国実現のため、日朝首脳会談による北朝鮮との直接交渉も見据え、あらゆる手段を尽くし、具体的行動を起こすよう強く要望している。
《団体関係要望》 【鳥取腎友会関係】 ①透析患者の多くが年金生活者であり、消費税10%増税や医療改定によって経済的に厳しくなることが予想される。命綱である鳥取県特別医療費助成制度を維持・拡充すること。	特別医療費助成制度は、継続して実施するよう令和4年度当初予算案で検討している。 ・特別医療費助成事業費 1,580,296千円
②血液透析は週3回継続した治療を必要とし、透析途中も含め、変化する体調に即応する必要がある。しかし現状は、腎臓専門医は23名（東部5名、中部5名、西部13名）、透析専門医は19名（東部6名：うち腎臓専門医2名、中部5名：うち腎臓専門医4名、西部8名：うち腎臓専門医7名）のうち腎臓専門医は13名。透析施設が27施設あるが、12施設では腎臓専門医及び透析専門医のいずれもおらず、大変不安である。専門性の高い透析・腎臓専門医、透析看護認定看護師、臨床工学士、管理栄養士を確保・養成すること。	医学生や看護学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、看護現場体験研修、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、透析専門医・腎臓専門医、認定看護師も含め県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努める。 また、県内における専門医（腎臓専門医・透析専門医）の育成と腎疾患治療（透析医療、移植医療）の充実強化を図り、透析患者が安心して医療を受けられる体制整備を進めるため、令和4年4月に鳥取大学医学部附属病院が院内に新設する「腎センター」に対する支援を令和4年度当初予算案で検討している。 ・鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業 9,800千円
③週3回の透析には通院が欠かせないが、特に高齢者や車いすの患者、公共交通の利便性が悪い地域の患者にとって大変な問題である。タクシー・福祉タクシーを使っても、ワンメーター1回650円（×90%）のタクシー代を週3回往復、年間約156往復する通院費は、年間18万円以上かかる。市町村によっても補助額に大差がある。送迎がある病院が増えてはきたが、全てではない。県として透析の通院費用に助成すること。	通院費については、透析患者など身体障害者手帳をお持ちの方に対するタクシー割引制度があるほか、単独で通院費助成制度を設けている市町村もあり、その活用を呼びかけていく。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④透析患者の平均年齢は70歳を超えようとしている。また透析患者にとって最も心配な合併症の発生頻度も高く、入院が必要なケースも多くある。透析患者が入院できる透析施設か病院・病床数の確保、および要介護者に対する通院支援や、通院困難者を受け入れる透析可能な福祉・入所施設整備を、単に市町村事業にとらえず、県として対策を講じること。</p>	<p>地域医療構想の実現に向けて、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、新型コロナへの対応や地域の実状を踏まえながら、医療機能や病床数など必要な医療提供体制についての議論を進めていく。</p> <p>また、透析に係る医療費負担を支援するため県特別医療費助成条例に基づく現行の減免制度を継続するなど、生活面での負担軽減を図っていくとともに、障がい者プランに基づき、グループホームの整備支援など障がい者が地域で安心して暮らせるための環境整備にも取り組んでいく。</p>
<p>⑤全国の透析患者の新型コロナ感染死亡率は15.5%と、コロナ感染者全体の死亡率1.1%に比べ、約14倍と非常に高くなっている。県が透析施設の感染対策の指導を徹底すること。</p>	<p>医療機関に対する院内感染対策の徹底については、その留意点等を示した国の通知等の周知を行うとともに、令和3年度の県主催の院内感染対策講習会において、「新型コロナウイルス院内感染対策」をプログラムの1つとして設定し、オンライン形式により開催したところである。</p> <p>また、各保健所において、感染制御に関する相談対応等を実施しており、医療機関における院内感染対策の支援を引き続き行っていく。</p> <p>・鳥取県感染制御地域支援ネットワーク運営事業 2,750千円</p>
<p>⑥慢性腎臓病予防対策の一貫として、鳥取県と鳥取県腎友会の共催で「県民健康講座」を実施してきているが、令和3年度は新型コロナのために中止となった。事業は廃止することなく、令和4年度は開催を計画すること。</p>	<p>令和4年度の「県民健康講座」は新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら開催を検討することとしている。</p>
<p>⑦災害時であっても、透析患者は一日おきの透析医療が必要になる。特に介護が必要な透析患者は、避難の手助けや通院移動の確保も必要である。病院や市町村任せにせず、鳥取県全体で災害時の透析医療・通院移動体制の確保等の整備をすること。またこれらの整備にあっても、行政・医師会・患者会が連携して進めること。</p>	<p>災害時においても継続して人工透析の提供が必要なことから、県では、災害時の透析医療体制の整備及び確保のため、平成26年から透析に精通する医師を災害医療コーディネーターとして配置している。</p> <p>平成27年には「災害時における透析医療の活動指針」を策定し、関係機関の役割を明確にしたところであり、これに基づいて体制整備や医療機関BCPの策定推進を行っており、今後も災害時透析医療ネットワーク参加機関の意見も伺いながら、体制整備を強化していく。</p>
<p>⑧腎臓病患者は、身体機能が健常者に比べ7割に低下し、心臓病、脳血管の病気になる可能性が健常者に比べて数倍にもなるというエビデンスも報告され、高齢化に伴い寝たきり状態になることも課題となっている。透析施設において、運動・食事・精神などの包括的サポートのプログラムである「腎臓リハビリテーション」を普及・推進し、腎臓病患者の生命予後やQOL（人生の質・生活の質）の改善を図ること。</p>	<p>腎臓リハビリテーションの一環である効果的な生活療養指導を実施するための人材育成（研修会）やCKD予防の食生活についての県民健康講座について、継続して実施することとしている。</p>
<p>【鳥取県漁業協同組合関係】 ①ヒラメ、岩ガキ、ワカメなどの増殖事業の積極的实施で、栽培事業の自立化を図るため、「放流用種苗支援事業」を継続・増額すること。</p>	<p>栽培漁業の促進と自立、水産資源の増大による水産物の安定供給を図ることを目的に令和4年4月に策定予定の第8次鳥取県栽培漁業基本計画を円滑に運用するため、放流用種苗支援事業を継続し必要な額を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・放流用種苗支援事業 10,635千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
②アワビ、サザエ種苗放流は、水産資源の生産・維持などの資源管理のため、継続的に行う必要がある。「持続可能な栽培漁業推進事業」を継続実施すること。	事業の継続について令和4年度当初予算案で検討している。 ・放流用種苗支援事業 10,635千円 （うち持続的な栽培漁業推進事業 3,794千円）
③美保湾地域栽培漁業推進協議会が行うヒラメ放流事業の継続実施と効果検証により、放流技術の向上を図るため、「美保湾ヒラメ試験放流サポート事業」を継続実施すること。	「美保湾ヒラメ試験放流サポート事業」は平成26年度で終了しており、平成28年からは沿岸漁業研究事業（沿岸漁業重要資源調査）で対応している。令和4年度当初予算案でも引き続き当該事業で実施することを検討している。 ・沿岸漁業研究事業（沿岸漁業重要資源調査） 4,118千円
④県内各地域の磯場漁場での藻場の減少が進み、資源量、放流効果、海藻などの移植効果などに大きく影響が出るため、「藻場造成調査」（藻場の減少対策）を継続実施すること。	将来にわたって藻場の保全を保つため、藻場の減少対策として藻場造成対策事業の継続を令和4年度当初予算案で検討している。 ・栽培漁業研究事業（藻場造成対策事業） 1,634千円
⑤高級魚のキジハタの放流経費の継続支援及び経費削減技術の推進のため、「キジハタ栽培漁業実用化支援調査」を継続実施すること。	栽培漁業研究事業によりキジハタの放流経費を支援するとともに、効果的に放流するため、キジハタ栽培漁業実用化支援調査の継続を令和4年度当初予算案で検討している。 ・栽培漁業研究事業（キジハタ栽培漁業実用化支援調査） 3,795千円
⑥栽培漁業センターが開発した岩盤清掃機器及び食害対策器の実証調査、漁場再生技術の精度向上や付着状況の把握、効果的な採捕方法などの指導・助言をするため、「岩盤清掃機及び食害対策器の実証調査支援」（イワガキ岩盤清掃実証事業）を継続・増額すること。	イワガキ資源の増加と安定を図るため、岩盤清掃器具の利用及び食害対策器具の実証調査を行う活動に対し、令和4年度当初予算案で引続き支援することを検討している。 ・イワガキ岩盤清掃実証事業 3,667千円
⑦国事業の水産多面的機能発揮事業に係る県支援を継続実施すること。	令和4年度当初予算案で引き続き鳥取県水産多面的機能発揮対策事業の実施を検討している。 ・漁場環境保全事業（鳥取県水産多面的機能発揮対策事業） 806千円
⑧「大山ブランド化への科学的根拠づくり」、「アカモク資源の持続的利用技術の解明」、「有用海藻の養殖技術の確立」、「藻場の監視と造成技術の改良」、「サザエの価格下落対策」などの栽培漁業研究事業を継続実施すること。	「大山ブランド化への科学的根拠づくり」は栽培漁業研究事業、「アカモク資源の持続的利用技術の解明」は沿岸漁業研究事業、「有用海藻の養殖技術の確立」は養殖漁業研究事業、「藻場の監視と造成技術の改良」及び「サザエの価格下落対策」は栽培漁業研究事業により令和4年度当初予算案で検討している。 ・栽培漁業研究事業 7,488千円 ・沿岸漁業研究事業 5,539千円 ・養殖漁業研究事業 16,045千円
⑨マアジ・ムラサキウニ畜養の技術指導、付加価値向上技術の実証指導や未利用海藻の増養殖技術などの開発・調査を進める、「養殖漁業研究事業」を継続実施すること。	令和4年度当初予算案で引続き養殖漁業研究事業の実施を検討している。 ・養殖漁業研究事業 16,045千円
⑩近年大量発生しているウニ・ヒトデ等及び有害生物に対する効果的な駆除手法及び廃棄物処理の支援、また藻場の衰退原因の解明などを行う、「漁場環境保全事業」及び「有害生物駆除支援初動対応事業」を継続実施すること。	有害生物駆除支援初動対応事業を含む漁場環境保全事業の継続について、令和4年度当初予算案で検討している。 また、大量発生しているウニについては、ウニ駆除・養殖による鳥取の豊かな藻場再生プロジェクトで県内全域を集中駆除することを併せて検討している。 ・漁場環境保全事業 3,950千円（有害生物駆除支援初動対応事業 900千円） ・ウニ駆除・養殖による鳥取の豊かな藻場再生プロジェクト 20,010千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪国の緊急対策事業には限りがあるため、沖合漁業漁船の代船建造に関わる支援・漁船リース事業（もうかる漁業実証操業支援事業・沖合底引き網漁船代船建造推進事業・漁船リース経費補助事業）を継続実施すること。</p>	<p>沖合漁船支援事業について令和4年度当初予算案で検討している。なお、もうかる漁業実証操業支援事業については、制度利用希望者がいない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖合漁船支援事業 13,634千円 （沖合底引き網漁船代船建造推進事業 4,982千円、沖合底引き網漁業生産体制存続事業（漁船リース経費補助事業） 8,652千円）</li> </ul>
<p>⑫県内水産物の特産化を図り、県内外へPRすることで付加価値化を取り込んでいくため、県産魚PR事業（県産魚ブランド発信事業）を継続実施すること。</p>	<p>境港水産物地方卸売市場では、令和4年夏に主要施設の2号上屋が完成するため、これを契機に各季節一押しの県産水産物を県民に選んでいただき、官民一体となって内外に発信する事業や、県産魚への愛着形成やイメージアップを図るため魚食普及動画の作成や各種団体が実施する魚食普及事業に支援すること等を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売りたい・食べたいととりの魚発信プロジェクト 11,633千円</li> <li>・浜に活！漁村の活力再生プロジェクト 2,980千円</li> </ul>
<p>⑬ズワイガニや白イカの活状態での流通に係る試験調査研究や、境港地区に水揚げ・集荷される水産物の活魚比率向上のための技術確立（実証試験）とその普及のため、「出荷技術調査・研究」・「県産魚出荷技術改良試験」を、新規事業実施すること。</p>	<p>「白いか高鮮度出荷技術開発試験」は平成29年度に活イカ取扱いマニュアルを、「県産魚出荷技術改良試験」は令和2年度に鳥取県活松葉がに保管マニュアルを作成し、漁業者や市場関係者に配布した。「沿岸漁業収益向上対策試験」は令和3年度に境港地区への普及を主目的としたヒラメ活魚マニュアルを作成するなど事業目標を達成する見込みであることから、事業を終了する。</p>
<p>⑭国が実施するズワイガニ、アカガレイの保護育成礁設置に係る負担金の「フロンティア漁場整備事業」を継続実施すること。</p>	<p>漁場環境整備事業の継続について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロンティア漁場整備事業負担金 17,504千円</li> </ul>
<p>⑮「浜に活！漁村の活力緊急再生プロジェクト・魚食普及活動強化推進事業」を継続実施し、浜の活力再生プラン実施に係る資材作成、事業実施等の検証及び視察研修などに対する支援や、学校関係等への魚食普及推進活動に係る取組支援すること。</p>	<p>浜に活！漁村の活力再生プロジェクトの継続について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜に活！漁村の活力再生プロジェクト 2,980千円</li> </ul>
<p>⑯漁業経営にとって機関・機器整備は必要不可欠であるが、価格高騰で漁業者の負担は年々増加している。「がんばる漁業者支援事業」で省エネ化を支援すること。</p>	<p>がんばる漁業者支援事業の継続について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がんばる漁業者支援事業 6,171千円</li> </ul>
<p>⑰漁業就業希望者を研修生として受け入れ、より実践的な漁業研修を実施し、将来的に漁業着手し担い手増加を図っていくため、「漁業就業確保対策事業」を継続すること。</p>	<p>漁業就業確保対策事業の継続について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業就業確保対策事業 117,895千円</li> </ul>
<p>⑱資材や機器類等の価格の値上げで、漁船建造価格が急騰しており、将来の担い手である新規漁業就業者にとって、漁業経営開始への足かせとなっているため、「漁業経営開始円滑化事業」の上限額を3,000万円から3,500万円へ引き上げること。</p>	<p>令和4年度当初予算案で漁業経営開始円滑化事業の上限額を30,000千円から35,000千円に増額することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業就業確保対策事業 117,895千円 （うち漁業経営開始円滑化事業 34,255千円）</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
⑱漁港における砂の堆積調査などを行い、抜本的な対策をとること。	砂の堆積が課題となっている酒津漁港、船磯漁港、夏泊漁港及び皆生漁港においては、漁港管理者である鳥取市及び米子市が補助事業等で浚渫を行っている。引き続き堆積状況を確認しながら、各漁港管理者と対策を検討している。 ・市町管理漁港協働連携事業 10,027千円
⑳白兔から浜村にかけて特に著しく海岸侵食しているため、重点的な対策を継続実施すること。	海岸侵食対策については、引き続き侵食状況を観測しながらサンドリサイクル実施について令和4年度当初予算案で検討している。 ・市町管理漁港協働連携事業 10,027千円
㉑台風・大雨などにより大量に流入する漂着物の処分費用の補助を引き続き実施すること。	海岸漂着ごみ等の処理については、県及び市町村において状況に応じて対応していく。 ・海岸漂着ごみ等処理事業（漁港） 4,915千円
㉒漁港内、特に鳥取賀露港の静穏調査を継続実施し、係船状況の改善を図ること。	港内の静穏度については、鳥取港等において港内静穏度を高めるための事業を進めている。
㉓漁業資材等の経費増に伴い厳しい経営を強いられている漁業者（小型船を含めた全漁業）の漁獲共済掛金支援を継続実施すること。	日韓暫定水域（EEZ）の設定に伴い水揚げの減少が予想される漁業者等が漁業共済組合に支払う漁業共済掛金への一定割合の継続助成を令和4年度当初予算案で検討している。 ・日韓漁業対策費（漁業共済掛金助成事業） 6,450千円
【境港水産振興協会関係】 ①水揚量全国5位の境港を県内外にPRし、魚食普及、境港クロマグロPR、境港カニ水揚げ日本一PR実行委員会への支援となる、「境港お魚ガイド活動支援事業」を継続実施すること。	令和4年度当初予算案で境港市場お魚PR事業による支援の継続を検討している。 ・境港市場お魚PR事業（境港お魚ガイド活動支援事業） 2,787千円 ・境港市場お魚PR事業（鳥取県マグロ資源地域活用推進事業） 650千円
【鳥取県小学校体育連盟関係】 ①第46回鳥取県小学校運動記録会の開催を支援すること。	小学校・中学校・高等学校の各体育連盟に対し、それぞれの要望を踏まえて、毎年助成を行っており、令和4年度当初予算案で引き続き支援を行うことを検討している。 ・学校関係体育大会推進費 35,531千円（総額）
【鳥取県中学校体育連盟関係】 ①第48回鳥取県中学校総合体育大会各競技運営費補助金は昨年度並みに予算措置すること。	
②令和4年度中国ブロック中学校選手権大会運営費補助金を、予算措置すること。	
③全国大会・中国ブロック大会派遣費補助金を、昨年度並みに予算措置すること。	
【鳥取県高等学校体育連盟関係】 ①鳥取県高等学校総合体育大会の開催費補助金の予算措置を継続すること。	
②中国ブロック高等学校選手権大会の開催費補助金の予算措置を継続すること。（1種目14万円。今回7競技開催）	
③全国高等学校総合体育大会派遣の補助金の予算措置を継続すること。	

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県土地改良事業団体連合会関係】</p> <p>①農業の競争力強化や国土強靱化を図るため、農地や農業用施設の整備・保全等、鳥取県の農業農村整備事業を安定的かつ計画的に事業執行できるよう、十分な予算の確保をすること。</p>	<p>農業競争力強化や国土強靱化対策、多面的機能支払交付金など農業農村整備事業が計画的に実施できるよう、必要な予算確保について国に働きかけていく。</p>
<p>②多面的機能支払い交付金制度に取り組む活動組織（約640組織）が必要とする予算を確保すること。特に、資源向上支払（施設の長寿命化）について、各組織活動への予算の配分が計画通りになるよう、予算を確保すること。</p>	
<p>③被災した農地・農業用施設について、来春の営農に支障が無いよう、早期復旧に取り組むとともに農家負担軽減に努めること。原形復旧に止まらず、再度の災害防止の措置も講ずること。</p>	<p>緊急に復旧が必要な箇所については応急工事で対応するとともに、施越工事により早期復旧に努めている。令和3年に発生した災害は激甚災害に指定され、農家の負担が大きく軽減されるとともに、小規模な災害に対しては、「しっかり守る農林基盤交付金」（単県事業）により、地元負担の軽減に取り組む市町村を支援している。また、復旧工事に当たっては、被災原因を分析した上で、再度の災害を防ぐために必要な工法等を採用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耕地災害復旧事業（令和3年災分） 318,346千円</li> <li>・しっかり守る農林基盤交付金（災害復旧枠） 25,000千円</li> </ul>
<p>④ため池工事特措法（令和12年度末まで）に基づき、工事に関する技術的な指導と財政上の措置を講じ、農業用ため池の防災対策を、ソフト・ハード両面にわたって集中的に推進すること。</p>	<p>令和3年3月に策定した防災工事等推進計画に基づき、集中的に推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営地域ため池総合整備事業 251,000千円</li> <li>・県営農地防災事業調査 249,300千円</li> <li>・ため池防災減災対策推進事業 51,400千円</li> </ul>
<p>⑤「鳥取県ため池サポートセンター」（令和3年4月開所）の設置に要する経費について、令和3年度と同規模程度の予算確保をすること。</p>	<p>鳥取県ため池サポートセンターの運営に必要な経費を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ため池保全管理・防災対策強化事業 15,000千円</li> </ul>
<p>⑥改正土地改良法の適切な運用を図るため、土地改良区の声に真摯に耳を傾け、複式簿記の導入など、土地改良区の運営基盤の強化に対する支援を推進すること。</p>	<p>「県土地改良区運営基盤強化協議会」を組織し、土地改良区が直面する課題を検討するとともに、連合会と連携し、土地改良区への支援を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区支援等事業 15,929千円</li> </ul>
<p>⑦将来にわたって必要な農業土木技術者の確保と育成を行うとともに、農業農村整備事業の推進にあたっては、鳥取県土地改良事業団体連合会が有する技術や経験を十分発揮できるよう支援すること。</p>	<p>多くの市町村で技術職員の採用を増やすなど組織体制強化に努めており、県としても引き続き職員のスキル向上のための研修を行うとともに、土地改良事業に精通した連合会とも連携しながら農業農村整備事業を推進する。</p>
<p>【鳥取県商工会連合会関係】</p> <p>①小規模事業者等経営支援交付金を継続すること。</p>	<p>鳥取県商工会連合会関係の要望5項目については、いずれも小規模事業者等経営支援交付金で支援する。</p>

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>②創業・事業承継・生産性向上対策（交付金）を継続すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商工会地域の地域経済活性化には、新たな小規模事業者の創出も不可欠ととらえ、創業支援を推進してきたが、県内出身者に加え、近年IJUターン者の創業支援を引き続き強化する。平成28年度会員アンケートでは7割が後継者不在・未定であった。事業承継は長期間にわたる支援が必要であるため。</li> </ul>	<p>なお、西部7商工会等が取り組んでいる「大山時間」のサイクリストの聖地化に対しては、県及び西部管内市町村で組織する「大山山麓・日野川流域観光推進協議会（会長：米子市長）」が令和元年度から連携支援して取り組んでおり、引き続き連携して取り組んでいく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者等経営支援交付金（商工会・商工会連合会、商工会議所） 873,655千円</li> </ul>
<p>③販路開拓・需要創出対策（交付金）を継続・拡充すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者が新たな需要開拓を図るためには、商品力の向上や商談ノウハウ習得に繋げる支援の仕組みの構築、首都圏等県外における販路開拓推進に向けた取組実施が必要。またポストコロナ時代を見据えた販路開拓対策も関係機関、外部専門家等との連携強化支援も並行して実施することが必要であり、交付金を継続・拡充すること。</li> </ul>	
<p>④地域ブランドによる需要創出を支援すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年10月に中部ブランド「とりそらたかく」がスタートし、商談会や販売会で少しずつ販路が広がり、地元スーパー・コンビニ等でも商品の取り扱いが増えるなど、成果は出てきた。しかし、いまだ地元での認知度が低く、ブランドの魅力発信が課題である。ブランドの充実や浸透させるため、選定事業所を一堂に集めたイベントなどを開催し、商品PRと地元での販路開拓を図るため、支援をすること。</li> <li>・西部7商工会と西部商工会産業支援センターが鳥取県西部ブランディングプロジェクト「大山時間」とサイクリスト聖地化事業を実施しているが、継続支援すること。</li> </ul>	
<p>⑤事業継続対策（交付金）を新規に創設すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポストコロナ時代に対応した新規事業計画、既存計画の見直し、経営改善計画そして着実な実行支援を推進し、小規模事業者の体質強化を図る。また職員配置により、コロナ関連の相談窓口対応を強化し、国・県等施策対応やコロナ関連金融支援のフォローアップへ対応する。リモート等ITを活用し、新しい生活様式に沿った事業継続を支援する。</li> </ul>	
<p>【鳥取県信用保証協会関係】</p> <p>①県内業者への保証料を軽減する県制度融資に加えて、保証料ゼロの新型コロナウイルス対策緊急融資の発動が令和4年度も継続する。県内業者が融資を受けやすいよう信用保証料軽減補助金を継続・増額すること。</p>	<p>資金調達力の弱い中小企業者を支援するため、制度融資を利用する中小企業者の信用保証料の負担軽減補助を引き続き行っていく。</p> <p>保証料ゼロの新型コロナウイルス対策緊急融資の令和4年度の発動は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・信用保証料負担軽減補助金 197,540千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県聴覚障害者協会関係】</p> <p>障害者権利条約に批准した日本は、条約第9条に謳われているように、当事者にインターネットを含めたアクセシビリティの提供を行うあらゆる適切な措置を講じ、それを妨げる問題を撤廃しなければならない。また、平成29年9月施行の「鳥取県あいサポート条例」に謳われているように、「いつでも・どこでも・だれでも情報アクセスできる、情報アクセシビリティ鳥取県」を築いてほしい。以下要望する。</p> <p>①NHK・日本海テレビ・山陰放送・山陰中央テレビが独自に放送するニュース及び番組への字幕付与と手話言語の挿入がいまだに実現しておらず、実現に向け今回5回目の要望をする。</p>	<p>NHK、民放テレビ局のローカルニュースにおける手話や字幕等の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、判断されるものであるが、県としても、引き続き機会を捉えて放送事業者へ働きかけを行っていく。</p> <p>防災行政無線は、市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的として整備しているところであり、主たる情報である避難情報などの災害関係情報はLアラートやあんしんトリピーメール、あんしんトリピーなびなどを通じて、特にトリピーメールでは重要度に応じて色を付けるなどの配慮をしながら、文字情報としてもプッシュ型で発信している。災害関係情報以外の行政情報については、各市町村が平時において独自に利用している部分であり、各市町村において、例えば自らのホームページに掲載するなど、住民の希望や地域の実情に応じた対応を行っていただくべきものである。</p>
<p>②地域の防災無線が音声言語であり、すべての地域（特に校区）の防災無線情報がすべて「トリピーメール」になっていない。情報を得ることが困難で、「情報難民」となっている。リアルタイムで、すべての情報を把握できるようにすること。</p>	<p>きこえない人等の新型コロナウイルスに係る「受診相談センター」の相談受付については、24時間対応ができるよう、昼間のファックス受付のほか、夜間はメールでの相談受付体制としている。</p>
<p>③新型コロナに感染したかなと思った方が、きこえない・きこえにくい人で、かかりつけ医がないなど相談先に迷ったときは、保健所の「受診相談センター」のファクスによる相談しかできない。ファクス相談は24時間ではない。聞こえる人と同等に、きこえない・きこえにくい人にも24時間対応できるようにすること。</p>	
<p>【鳥取県農業協同組合中央会関係】</p> <p>《国への要請事項》</p> <p>①新型コロナウイルスの影響長期化等を踏まえ、新たなコロナ経済対策が必要となっている。特に厳しいコメの需要緩和対策に加え、国民の命を守るために、食料安全保障の確保や対策が求められている。「国産国消」の国民理解醸成に向けて、国民の豊かな食と暮らしが実現できるよう、コメの市場隔離対策の拡充、国産農畜産物の需要回復・拡大対策の継続・拡充等、万全の対策をとること。</p>	<p>令和3年11月、主食用米の需要減や過剰在庫による米価下落が生じていることから、販売環境の好転に向け、従来の枠組みにとられない市場に出回る量を減らす効果のある在庫対策及び消費喚起などの需要拡大対策を講じること、及び、農林水産物の需要回復・拡大に向けた「Go To イート事業」などの飲食需要の喚起や地域における消費拡大等の取組について国へ要望した。今後もJAグループ等の意見を伺いながら、必要に応じて国要望の対応を検討する。</p>
<p>②「人・農地プラン」の法定化を踏まえ、地域の話し合いの活性化や、地域が目指すべき将来の具体的な農地利用の姿の明確化等を実践するための支援を拡充すること。</p>	<p>「人・農地プラン」の策定に取り組む市町村を支援するための予算を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・農地利用適正化総合推進事業（人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業） 1,583千円</p>
<p>③中小・家族経営や半農半X等を含め、人農地プランに位置付けられた、多様な担い手における伴走機関とも連携した生産性向上等の取組に対する支援を講ずるとともに、農業支援サービス事業者の育成や機械・作業の共同化を促進する支援を講ずること。</p>	<p>多様な担い手の生産性向上等の取組及び集落営農組織の農業機械や農作業の共同化を支援するための予算を、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・多様な担い手づくり支援事業 47,579千円 ・中山間地域を支える水田農業支援事業 8,054千円 ・集落営農体制強化支援事業 47,397千円</p>



要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>④農業の担い手のすそ野を拡大し、幅広い新規就農者の育成・確保を強力に進めるため、新規就農施策を大幅に充実・拡充するとともに、離農者と新規就農者との全国レベルでのマッチングや経営継承等に対する仕組みを構築し、十分な支援を講じること。</p>	<p>農業経営支援センターを設置し、就農相談から就農まで一元的にサポートするとともに、新規就農者の機械・施設等の導入に対する支援策を拡充し、園芸産地の後継者育成・確保に向けた体制づくりを支援するための予算を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者総合支援事業 301,786千円</li> <li>・産地主体型就農支援モデル確立事業 31,564千円</li> <li>・農の雇用ステップアップ支援事業 43,126千円</li> <li>・とっとり農業経営支援ネットワーク事業 12,889千円</li> <li>・鳥取発！アグリスタート研修支援事業 13,193千円</li> </ul>
<p>⑤多様な担い手による持続的な農地利用等を後押しするため、農業近代化資金の無利子・保証料免除など資金対策を拡充するとともに、強い農業・担い手づくり総合支援交付金などによる共同利用施設の整備等は、リース導入も対象とすること。</p>	<p>これまでと同様に、県と農業協同組合で農業近代化資金を無利子・保証料免除とするための予算を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、共同利用施設の整備等については、生産現場から具体的な要望があれば、必要に応じて国要望を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業金融利子補給等総合支援事業 92,374千円</li> </ul>
<p>⑥多様な担い手の生産性向上・経営強化や、新規就農・経営継承等をサポートする伴走機関の活動に対する十分な支援を講じると共に、行政手続き簡素化等に向けた整備を進めること。</p>	<p>県に農業経営支援センターを新設し、就農相談から担い手の経営発展まで一元的にサポートする体制を構築し、農業経営における各種の課題解決に向けて支援するための予算を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、補助金申請等の電子化による手続きの簡素化を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とっとり農業経営支援ネットワーク事業 12,889千円</li> <li>・新規就農者総合支援事業 301,786千円</li> <li>・産地主体型就農支援モデル確立事業 31,564千円</li> <li>・農の雇用ステップアップ支援事業 43,126千円</li> <li>・鳥取発！アグリスタート研修支援事業 13,193千円</li> <li>・集落営農体制強化支援事業 47,397千円</li> </ul>
<p>⑦生産基盤の農地を将来に渡り確保するため、緑肥やビオトープ、鳥獣緩衝帯、放牧等の農地の粗放的利用を含めた農地の維持・保全に対し、日本型直接支払等による支援を拡充すること。</p>	<p>要望内容については、現行の日本型直接支払制度で取組が可能であり、新たな拡充を行う予定はない。</p>
<p>⑧農的関係人口の創出・拡大や地域内経済循環の確立を含む地方回帰・活性化の加速化に向け、地域資源を活用した所得や雇用機会の確保の取組、農村地域づくり事業体の育成、集落営農組織の事業多角化、農福連携・農泊の推進、生活インフラ・情報通信基盤整備等に対する支援を拡充するとともに、農村対策の総合化・ワンストップ化を進めること。</p>	<p>県では、令和4年度当初予算案において集落営農体制強化支援事業、農福連携推進事業等により、農村地域の所得確保等について引き続き支援を検討している。</p> <p>また、農林水産業に関わる地域資源を活用した新事業や付加価値の創出を図る取組等を支援する窓口の設置を検討している。</p>
<p>⑨農村での労働力確保が喫緊の課題となる中、産地の労働力確保強化に向けた総合的な対策を講じること。</p>	<p>県では農業労働力確保支援の取組として、多様な農業人材確保に向けたささえあい事業により、JAグループの農業労働力確保に向けた取組などを支援しており、令和4年度予算案においても引き続き支援を検討している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑩改正鳥獣特措法に基づき、鳥獣被害を確実に減少させるため、都道府県レベルでの広域捕獲活動の実施強化、農業者やJ Aを含む捕獲体制の拡充、処理・供給体制の整備等によるジビエ活用など、鳥獣被害防止総合対策交付金を拡充すること。	鳥獣被害防止対策等に係る支援については、市町村からの要望に基づき令和4年度当初予算案で検討している。 ・鳥獣被害総合対策事業 284,619千円
⑪健全な土づくりによる農地の持続的な利用の確保や資源循環型農業の再構築に向け、土壌診断や堆肥の利用拡大、緑肥作物の活用拡大などに向けた支援を拡充すること。	具体的な土壌診断や堆肥の利用拡大、緑肥作物の活用拡大の要望があれば、国の新規事業「みどりの食料システム戦略交付金」のうち「グリーンな栽培体系への転換サポート」の活用を検討する。
⑫国消国産・地産地消をはじめ、食糧・農業・農村の理解醸成に向けた国民運動の継続・強化に加え、環境への対応に関する生産者・流通業者・消費者等の意識転換に向けた官民一体となった取組を展開すること。	食糧の供給機能や多面的機能を支える農業・農村の重要性についての理解拡大や地産地消等を推進することは重要であると認識しており、県でも「食のみやこ鳥取県」としてPRしている。 また、国のみどりの食料システム戦略の中で、脱炭素や環境保全に配慮した農林水産業の取組について生産者・事業者・消費者が努力するとされており、県としても今後この取組を推進していきたい。
⑬水田等における加工・業務用野菜の需要に応じた生産拡大や国産切替に向け、基盤整備や機械・施設の導入にかかる支援を拡充するとともに、新たに加工・業務用野菜の生産を開始する産地の契約先等の販路開拓などへ支援を講じること。	国の水田農業高収益化推進助成、水田リノベーション事業及び野菜・施設園芸支援対策について、関係団体の意見を伺いながら、必要に応じて事業活用等を検討したい。
⑭優良な種子・種苗を安定的に供給・確保していくため、農研機構や地方自治体等での植物新品種の研究・開発を促進すること。	農研機構、県の試験研究機関では、新品種の研究・開発を進めている。
⑮地域実態に応じ、主食用米から非主食用米などへの転換を進めるため、水田リノベーション事業の当初予算化、水田フル活用に関する支援を拡充すること。	現場の実情を踏まえ、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算を確保するよう、令和3年11月に国へ要望している。
⑯コメの需要の大幅な緩和が見込まれる中、米穀周年供給・需要拡大支援事業の拡充や備蓄米の運用改善等を行うとともに、ナラシ対策について需要調整に貢献する生産者が制度の恩恵を享受できるよう、運用の見直しをすること。	現場の実情を踏まえ、「水田活用の直接支払交付金」等の十分な予算を確保するよう、令和3年11月に国へ要望している。
⑰消費の多様化に対応した国産米の需要拡大に向け、関係業界の横断的連携による消費拡大を推進するとともに、子ども食堂やフードバンク、学生などへの国産米供給に対する支援を拡充すること。	子ども食堂などへ米を提供する国が行うコロナ影響緩和特別対策事業については、県内関係団体の声を伺いながら、必要に応じて対応を検討していきたい。
⑱国産麦・大豆の増産を実現するため、実需との連携による国産への切替を推進するとともに、単収・品質・生産性の向上に向け、団地化の推進、栽培技術の導入、土壌改良を含む圃場条件の改善など、生産性向上の取組を支援すること。	団地化の推進と栽培技術の導入による麦・大豆の生産体制の強化、収量・品質の向上、生産効率化の支援を令和4年度当初予算案で検討している。 ・新たな水田農業の収益性向上対策事業 26,900千円 (うち大豆等産地生産性向上支援事業 15,900千円)

要望項目	左に対する対応方針等
⑱畜産・酪農の中小・家族経営の生産基盤の維持のため支援を充実すること。省力化機械装置の導入や拡充されたヘルパー対策など、労働負担軽減に向けた支援を継続すること。	国の肉用牛経営支援総合対策事業、酪農経営支援総合対策事業など必要があれば国への要望を検討してみたい。
⑲輸入飼料価格が高騰するなか、国内の飼料生産基盤の強化に向け、草地改良やコントラクターの機能強化、水田の有効活用による飼料用とうもろこしの生産拡大等への支援を拡充するとともに、十分な飼料穀物備蓄対策や配合飼料価格安定制度の安定的な運用などを行うこと。	飼料価格の高騰による畜産農家への経営圧迫は、全国的な問題でもあることから、飼料生産基盤強化や配合飼料価格安定制度等の安定的な運用について、必要に応じて国への要望を検討したい。
⑳畜産・酪農における環境負荷軽減の取組を幅広く推進するため、環境負荷軽減型酪農支援事業を拡充すること。また家畜排せつ物処理施設・機械の高品質化・ペレット化、耕種農家とのマッチング、堆肥の広域流通に対する支援を継続すること。	畜産における環境負荷軽減や家畜排せつ物の処理等にかかる事業について、生産現場から意見を伺いながら、必要に応じて国への要望を検討したい。
㉑畜産酪農経営安定のため、生産コストを踏まえた畜産物政策価格を適切に設定すること。	畜産物価格制度にかかる令和4年度の畜産物価格の設定は、令和3年12月に国が設定しており、本県として対応は考えていない。
㉒国産野菜の安定供給と野菜生産者の経営安定に向け、野菜価格安定対策事業と緊急需要調整対策が連動した現行野菜制度の枠組みを維持し、安定運用に必要な予算を確保すること。	「野菜価格安定対策制度」について、国は令和4年度も引き続き予算措置しており、県も引き続き連携して対応するよう令和4年度当初予算案で検討している。 ・野菜価格安定対策事業 30,252千円
㉓国産野菜の安定供給と災害に強い経営作りに向け、野菜価格安定制度と収入保険の同時利用の特例措置について、2年目以降の継続加入など、収入保険の見直しの中で検討し、必要な措置を早急に講じること。	野菜価格安定制度と収入保険については、現在当分の間の特例として初めて収入保険に加入してから2年間は同時利用が可能となっており、今後の収入保険の見直しにあたっては、農業者の意見を伺いながら、農業経営の安定化が図られるよう必要があれば国への要望を検討してみたい。
㉔中小規模の生産者・産地の生産基盤の強化のため、支援を継続・充実すること。	中小規模生産者・地域の生産基盤の維持・発展を支援するための予算を令和4年度当初予算案で検討している。 ・多様な担い手づくり支援事業 47,579千円 ・中山間地域を支える水田農業支援事業 8,054千円 ・集落営農体制強化支援事業 47,397千円
㉕省力化・高品質化に向けた改植・新植などに意欲的に取り組むすべての産地に対し、未収益期間の収入確保対策を含めた十分な支援を講じるとともに、省力樹形の面的な導入推進に向けたモデル園地の整備や、苗木・台木の生産基盤強化等への支援を継続すること。	要望内容については、鳥取梨生産振興事業や戦略的スーパー園芸団地整備事業での対応を検討している。 ・鳥取梨生産振興事業 113,082千円 ・戦略的スーパー園芸団地整備事業 42,297千円
㉖災害が頻発化するなか、施設改良など災害に強い農業づくり対策を継続的かつ十分に措置するとともに、被災状況に応じた復旧対策を継続措置すること。	災害で被災した生産者に対しては復旧事業など、被災状況を見極めながら、緊急的に対策を行っている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②家畜伝染病侵入防止に向け、空港・港湾での水際対策を徹底・強化するとともに、行政を含めた地域一体となった衛生管理強化の取組の活性化や、防鳥ネット等の衛生管理強化に必要な資材・設備導入、野生動物対策、種豚などの流通円滑化への支援を継続・拡充すること。</p>	<p>国際線が就航する空港湾での検疫体制の強化と国内農場の使用衛生管理向上のための消費安全対策交付金等予算確保について、必要に応じて国への要望を検討したい。</p>
<p>②農産物の安定生産を図るため、深刻な病害虫被害に対し、次期作に向けた支援や、有効な対策などの早期確立に向けた支援を継続すること。</p>	<p>病害虫防除所の予察情報提供による関係団体等への防除技術指導、新規病害虫等の防除技術実証、耐病性品種の開発など、令和4年度当初予算案で総合的な支援を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・植物防疫総合対策事業 13, 332千円</li> <li>・園芸産地活力増進事業 43, 648千円 (うち新規病害虫等防除技術実証タイプ 294千円)</li> <li>・環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業 12, 291千円 (うち新技術の確立(耐病性品種の開発) 1, 618千円)</li> </ul>
<p>《県への要望事項》 ①新型コロナウイルスの感染拡大で、コメ需給が緩和する状況である。全国作況指数は昨年並みの100となり、令和3年産主食用米の生産量は700万トンの見込みであるとされ、農水省の適正生産量693万トンを7万トン上回る見込みとなり、更なる転換が必要である。本県でも主食用米からの更なる転換が必要なことから、令和4年度概算要求されている「水田活用の直接支払交付金・都道府県連携助成」の継続を要望すると共に、交付金単価を1万円の上限まで措置すること。</p>	<p>米の需給安定に向け、主食用米からの作付転換を一層推進する必要があることから、水田の維持及び所得確保に有効な手段として、稲作農家が取り組みやすい飼料用米へのさらなる転換を拡大するため、交付単価の引き上げ(3,300円/10a(R3)⇒上限額5,000円/10a)を行うことを令和4年度当初予算案で検討している。また、国も別途、県費と同額(5,000円/10a)を交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな水田農業の収益性向上対策事業 26, 900千円 (うち飼料用米の生産拡大支援 11, 000千円)</li> </ul>
<p>②鳥取いなばでは、アスパラガスの雨よけハウス導入が進んでいる。低コストで、病気の発生が少なく作業性も良いと一定の評価を得ているが、強風時の強度が問題で2年連続骨材が曲がる被害が発生した。また10年を超えるアスパラガスの圃場が増え、今後の産地維持には改植が必要である。特にハウスや雨よけの施設では移設も容易ではなく、できるだけ改植が望まれるが活着しにくいという課題がある。雨よけハウスの強度計算を行い、どのような対策を行えば強度を確保し低コストを維持できるのか、技術的な検証を要望する。低コストかつ実現可能な改植技術の検討と実証試験を要望する。</p>	<p>県東部の地域特産品目であるアスパラガスにおいて、JA等と連携を図りながら、強風や大雪による雨よけハウス倒壊被害防止対策や改植時の連作障害対策の確立に向け、現地での技術実証の支援を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園芸産地活力増進事業 43, 648千円</li> </ul>
<p>③鳥取西部農協では、ブロッコリー産地の更なる強化に向かっている。適期作業と労働時間短縮のため、高性能機械を中心とした機械整備の支援を要望する。あわせて全国的な競合産地の面積増加に伴い、今後国内での販売環境が厳しくなることが懸念されるため、「大山ブロッコリー」としてすでに取得している地理的表示保護制度を有効活用した輸出の販路開拓に係る支援を要望する。</p>	<p>本県の主要品目であるブロッコリーの産地拡大を一層推進するため、JAグループと連携を図りながら、規模拡大を行うための高性能機械導入の支援、及び香港等での情報発信等プロモーションなど、輸出の販路開拓に係る支援を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロッコリー産地の広域化・生産強化総合対策事業 57, 805千円</li> <li>・「食のみやこ鳥取県」輸出強化事業(「食のみやこ鳥取県」輸出促進事業) 30, 000千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④大山乳業では、酪農生産者の飼養牛のデータを生産者から紙ベースの報告書で入手し、そのデータをホルスタイン血統登録事業、牛群検定事業等各種事業に活用している。しかし 16,000 件にも及ぶ大量の紙ベースでの報告となっているため、大規模化が進んだ生産者や当組合にとって、事務的な負担が大きくなっている。また事業ごとにデータを個別管理しているため、データ間の連携がなく、リアルタイムでの活用が困難で、手間と時間がかかっている。新たに構築する牛管理システムの開発費用に対する一部助成を要望する。</p>	<p>生乳生産 6 万トンの維持及び乳質向上に必要な酪農家への指導強化にもつながるものと期待されることから、令和 4 年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生乳増産対策支援事業 12, 116 千円</li> </ul>
<p>⑤繁殖農家から繁殖雌牛の増頭要望があるが、牛舎建設による長期的な負担が増頭への大きな障害となっている。コストを削減し、短期間で償却可能な簡易牛舎、及び牛舎建設全般について、生産者負担を軽減するための現行補助支援に加え、補助対象となっていない土間整理費用についても補助を要望する。</p>	<p>国の補助対象外となっている土間整備に対する支援について、令和 4 年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県和牛振興計画推進事業 158, 204 千円</li> </ul>
<p>⑥協同組合とはどのような組織であり、その一つである農業協同組合がどのように地域貢献しているのか、また地域農業の持つ多様性等を理解する食農教育について、次代を担う世代に深めてもらうことを目的に、県内中学校・高等学校と連携した「協同組合を知る」講座や教職員に対する「食農教育」研修会、その他情報発信に積極的に取り組みたい。教育委員会との連携の強化、取り組みへの理解促進の機会創出、その検討に対する支援を要望する。</p>	<p>小中学校では、社会科で農業に関する系統的な学習が行われており、総合的な学習の時間、特別活動等で農業体験（梨づくり・米づくり、そばづくり等）を実施している学校も多くみられる。高等学校においても、家庭科などの教科の中で農産物を含む食育に取り組んでいる。</p> <p>また、学校給食においても、鳥取県の食材の活用と食育を一体とした地産地消に取り組み、生産者への感謝の気持ちを育てており、引き続き、JA等の関係団体や市町村教育委員会と連携を図りながら、命を育む農業の大切さについて理解を深める食農教育を推進していく。</p>
<p><b>【鳥取県社会福祉協議会関係】</b></p> <p>①生活福祉資金貸付事業は、新型コロナの感染拡大に伴い令和 2 年 3 月に開始した特例貸付が 6 度にわたって受付期間が延長され、緊急小口資金の利用申請が 3,847 件、総合支援資金（新規・延長・再貸付）が 6,439 件（令和 3 年 10 月 31 日現在）と、リーマンショック期を大幅に超える件数となっている。これらの相談支援を直接担っているのは市町村社会福祉協議会の職員であり、その果たす役割は大変大きい。社会や経済状況も長期にわたり厳しく、借受者の生活回復までは長期間を要すると見込まれる。また令和 4 年度は、これらの貸付の膨大な償還・免除業務が発生する。長期にわたる債権管理及び借受者への支援体制の強化が可能となるよう、国・県において予算確保すること。</p>	<p>生活福祉資金借受者への支援体制強化に係る予算について、引き続き所要額を確保するとともに、債権管理も含めた体制強化が十分に図れるよう、国に要望していく。</p>

要望項目	左 に対する 対応方針等
<p>②福祉人材は、地域の人々の暮らしの安心・安全を守る上で必要不可欠で大切な人的資源であり、とりわけ新型コロナや自然災害時でも絶えることなく、人材確保・育成・定着が推進されるべきであり、介護や保育等の魅力が教育現場や地域社会に浸透し、福祉人材の確保につながる仕組みづくりや、就職後のフォロー研修、やりがいをもって働き続けることができる環境づくりへの継続的支援が必要である。幅広い福祉人材の開拓事業（介護助手導入支援事業・介護の入門的研修事業）、福祉の職場理解・魅力発信事業、職場環境改善事業、介護・保育就職支援コーディネーター配置事業を継続すること。また、福祉従事者の処遇改善を引き続き国に求めるとともに、国の対応が不十分な場合には、県独自に支援策を創設すること。</p>	<p>介護人材の確保・育成・定着については、本県にとっても喫緊の課題であり、市町村、関係団体等と連携して取り組んでいる。県社会福祉協議会には委託・補助等を通じて、元気シニアを対象とした介護助手の導入支援、介護未経験者を対象とした入門的研修の開催、介護専属の就職支援コーディネーター配置によるきめ細かな就労支援など、介護分野への参入促進や職場の環境改善を推進していただいております、継続的な支援に努めていく。</p> <p>職場環境改善事業については労働環境を整えて従事者の働きやすい職場づくりを推進し、人材の確保・定着を図るため、引き続き支援していく。</p> <p>・鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業（職場環境改善研修事業費） 1,392千円</p>
<p>③近年大規模災害が相次いでいるが、平成30年4月鳥取県では、恒久的な「被災者の生活復興支援体制」を規定した条例が全国で初めて制定され、令和3年4月には全国に先駆け「鳥取県災害福祉支援センター」が県社会福祉協議会内に常設され、災害ケースマネジメントの普及啓発やDWA Tの組成と研修など支援体制構築に取り組んでいる。今後、災害ケースマネジメントを全県展開するには、普及啓発から実践力を高める段階に移行する必要がある、支援の中核となる市町村や市町村社協の職員育成や、弁護士等の専門家との連携体制の整備が重要となってくる。またDWA Tは、現在福祉チーム員の登録者が57名と少人数であり、令和3年度には登録者の拡大に向けた要綱改正や、法人や事業所に協力を得て有資格者に登録を働きかけること、令和4年度には保育士等への登録拡大、市町村との合同訓練を予定するなど、充実を図る予定である。災害ケースマネジメントや鳥取県災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制や機能を充実させるための予算を確保すること。</p>	<p>災害ケースマネジメントについては、社会実装に向け、実施主体となる市町村の職員及び専門家等、関係者との連携等により、個別訪問やケース会議の進め方等の普及啓発に取り組んでいく。</p> <p>鳥取県災害派遣支援チーム（DWA T）の体制の充実については、対象となるメンバーを従来の介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員以外に保育士等にも広げ、チーム員の確保を図るとともに、資質向上に向けた研修の充実について、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・鳥取県災害ケースマネジメント社会実装事業 12,006千円  ・災害時における福祉支援機能強化事業 18,696千円</p>
<p>【鳥取県民生児童委員協議会関係】</p> <p>①令和4年には民生委員・児童委員の一斉改選が行われるが、なり手不足が問題となっている。特に主任児童委員は、鳥取県の「民生委員推薦会の手引き」では、年齢要件が「原則65歳未満」と示されており、候補者選定がより難しくなっていることに加え、すでに令和3年4月時点で県内主任児童委員は、65歳以上が4割を超えている。主任児童委員の年齢要件は厚労省の「主任児童委員選任要領」で「地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能」とされており、鳥取県においても弾力的に運用し、「原則70歳未満」に引き上げること。</p>	<p>主任児童委員のなり手を確保するため、現状を点検の上、主任児童委員の年齢要件を「原則65歳未満」から「原則70歳未満」へ引き上げる見直しを検討する。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>【鳥取県老人クラブ連合会関係】</p> <p>①令和3年度より、県から本会が委託を受け、「ICT活動支援事業」及び「『鳥取方式認知症予防プログラム』普及促進事業」を実施している。これら事業は、高齢者のコミュニケーションの活性化や生きがいづくりにつながり、生活の満足度や充実度の向上等が期待される。また新型コロナの影響による高齢者の閉じこもりやフレイルの予防、次世代育成支援、地域のつながり再構築等の社会を取り巻く様々な問題にも対応するものである。これら事業が日常の活動として定着するため、継続的に実施すること。またICT事業を実施するため、県内公民館等の公的施設にインターネット環境を整備すること。</p>	<p>新型コロナ禍において、長引く高齢者の外出自粛による地域の繋がりの減少や運動不足などが懸念されている。感染症の拡大を防ぐため集合型の予防教室などの開催が難しい中、ICT活用の重要性が増しており、高齢者がICTに親しみ活用することで、地域や遠方の家族とコミュニケーションを図ったり、認知症の予防に取り組めるよう支援していく。</p> <p>Wi-Fiを始めとするICT環境の整備について、まずは公民館を所管する各市町村でよく検討していただきたいと考える。</p> <p>・デジタルを活用した認知症予防啓発事業、デジタル田園都市鳥取県戦略推進事業（うち鳥取県老人クラブ連合会委託料）4,189千円</p>
<p>②老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者を主体とする健康保持と相互の生活支援において、その活動や役割が今後益々期待されている。しかし、鳥取県老人クラブ連合会として、会員減少に歯止めをかけ、多くの仲間と活動の充実を図るため会員増強運動を実施してきたが、会員減少が進んでおり、会費減少による財源確保が厳しい状況が続いている。経費削減や会費の見直しも行っているが、補助率に対する1/3の自主財源の負担も厳しく、令和元年度より基金の取り崩しで対応している。県老人クラブ連合会に対する県補助率1/3を3/4に引き上げること。</p>	<p>県老人クラブ連合会は市町村老人クラブ連合会のサポート・支援、県域での健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されており、県としては県老人クラブ連合会活動がより一層促進されるよう補助率の見直しについて令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・いきいきシニア人生充実応援事業（鳥取県老人クラブ連合会補助金）4,750千円</p>
<p>③本県の老人クラブは現在、666クラブ・30,741人を擁し、高齢者が自主的に仲間づくりを進め、小地域ごとに全国老人クラブ三大運動である「健康」「友愛」「奉仕」活動の推進を目標に、各地域で、訪問・声かけ運動、仲間づくり、清掃活動等互いに支え合い、社会参加や地域の高齢者の介護予防など健康づくりに取り組んでいる。しかし過疎地域の人口減少に伴い会員数が減少し、活動の継続が困難となる単位クラブも生じている。市町村老人クラブ連合会も、単位老人クラブの活性化のため、各種事業推進のための研修会・講習会・啓発活動など実施している。こうした、いつまでも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域に根ざした支えあい活動を企画運営するためにも、老人クラブの活動費の確保が必要である。単位老人クラブに対する補助金は、基準（30人）に満たないクラブへの柔軟な対応を継続すると同時に、市町村老人クラブ連合会に対する補助金を引き続き確保すること。</p>	<p>単位老人クラブは地域における訪問・声かけ、清掃・支え合い活動など、地域を支える担い手として活躍されている、また、市町村老人クラブ連合会は単位老人クラブのサポート、市町村域での健康づくり、地域支え合い活動などに尽力されていることから、県としては活動がより一層促進されるよう支援を継続していく。</p> <p>・いきいきシニア人生充実応援事業（いきいき高齢者クラブ活動支援補助金）30,415千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県手をつなぐ育成会関係】</p> <p>①「鳥取県親亡き後の安心サポート体制構築事業」について、ファイルの全県的な普及を図るため、普及員の養成やコーディネーターを設置し、関係機関（福祉、保健、医療、教育、労働等）とのよりよい関係づくりを進めている。しかし、新型コロナ禍により2年間説明会が実施できず、途上段階にある。令和3年度は、中部・西部地区の普及員と鳥取県自閉症協会の計3名に「障がい者安心サポート体制検討委員会」への参画を求め体制を強化したが、更に関係機関等への周知など理解と協力を求めていく必要がある。また県が市町村に設置を求めている地域生活支援拠点整備に伴い、その利用時には「安心サポートファイル」の役割はますます重要になる。更に、「親亡き後等に関する保護者アンケート調査報告書」の中で行った提言を具体化していくための、本人に対する社会生活を支援するための情報提供に関する取組や、親亡き後の本人の意思決定支援等の方策を検討していく必要がある。そのため同事業への予算を継続・拡充すること。</p>	<p>安心サポートファイルを活用した支援体制の構築について、連携して取り組んでいる鳥取県手をつなぐ育成会（知的障がい者の保護者団体）会員に対しては一定程度普及したものと考えている。今後は他の障がい者団体や特別支援学校などへも取組を広げるため、検討委員会を設置し、利用者の裾野拡大と取組の充実に繋げるための有効な方針・手法を議論するとともに、普及啓発の実施にあたるコーディネーターを配置し、サポート体制を拡充していくよう、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3, 511千円</p>
<p>②県内の知的障がい者の自立支援や育成会の充実を図るため、「障がい者社会参加促進事業」に積極的に取り組んでいるところであり、同事業で実施している、圏域でのレクリエーション教室や知的障がい者本人大会、知的障がい者スポーツ祭りは、本人自らが何かを行うという自立意欲を高め、社会参加の促進につながっている。こうした活動は今後も重要であり、「知的障がい者社会参加促進事業」「知的障がい者スポーツ振興事業」「知的障がい者団体広報啓発事業」を引き続き実施し、支援すること。</p>	<p>手をつなぐ育成会が実施する大会など各種取組への助成を継続するための経費について、令和4年度当初予算案での対応を検討している。</p> <p>・地域生活支援事業（障がい者社会参加促進事業） 4, 800千円</p> <p>・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（手をつなぐ育成会広報啓発事業）560千円</p>
<p>③災害時の障がい者避難については、福祉避難所への直接避難も検討されているところではあるが、新型コロナの影響で避難所確保がより難しくなっている。知的障がい者の中には、移動行動・集団行動ができない方、閉鎖空間等が苦手な方が多く、通常の避難所で地域住民と一緒に過ごすことが困難な場合もあり、本人にとっては適切な環境とはいえない。不測の事態に備え、一定の配慮がなされた避難所や専門の部屋がある避難所、または障がい者専用の避難所の設置について、早急に整備すること。また運営に当たっては、スムーズな受け入れとなるよう、障がい特性に応じた受け入れ対応マニュアルを策定すること。</p>	<p>要配慮者が避難所で過ごすための配慮がなされたスペースや別室を必要に応じて準備することや、公的施設や利用可能な民間施設を福祉避難所として活用することを、これまでも県マニュアルや会議等の機会を捉えて市町村には求めてきた。</p> <p>特に、要配慮者については「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保と早期開設や、知的障がいや行動障害などで配慮が必要な方については、必要に応じて一時的に施設で保護するなど家族の方を含めた適切な対応を講じていただくよう市町村に依頼している。</p> <p>また、県有施設等で要配慮者が過ごすための環境が整った適切な施設がある場合には、福祉避難所としての利用に関する協定締結や指定を進めるよう市町村に働きかけていきたいと考えている。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県肢体不自由児協会/鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会関係】</p> <p>①同協会は、肢体不自由児の療育思想を普及し、その福祉増進を図ることを目的として11団体の関係団体から構成され、県肢体不自由児者父母の会とも連携しながら事業の推進を図っている。運営財源は、会費と「手足の不自由な子どもを育てる運動」による絵はがき等の寄付金収益、県補助、共同募金会の助成金で運営している。また、平成24年度より鳥取県独自グッズの頒布事業を各関係団体、団体等の協力を得ながら開始し、会の安定運営と事業の充実に努めているが、財源確保には苦慮している。そのため、肢体不自由児に対する理解と社会参加の支援を図る療育指導誌「いずみ」の発行を、引き続き支援すること。</p>	<p>必要となる経費について、令和4年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県社会福祉事業包括支援事業（肢体不自由児協会広報誌発行）240千円</li> </ul>
<p>②鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会は、肢体不自由児者並びに重症心身障がい児者の福祉増進を図ることを目的とし、県下7地区の父母の会から構成され、肢体不自由児者や重症心身障がい児者に関する福祉の啓発や地域父母の会の育成強化に取り組んでいる。本年度、県内の肢体不自由児者の父母が一堂に会し、今後取り組むべき課題や目まぐるしく変わる制度等について学び、意見交換するため、第57回鳥取県肢体不自由児者父母の大会（倉吉市・11月上旬・150名参加）を開催するため、開催への支援・助成をすること。</p>	<p>必要となる経費について、令和4年度当初予算案での対応を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県社会福祉事業包括支援事業（肢体不自由児父母の会開催補助）510千円</li> </ul>
<p>③新型コロナの感染拡大による警報等の発令で、障害福祉サービスの利用が制限されると、在宅生活が続くことになる。本人の在宅生活が長引くと24時間在宅介護が必要となり、家族は勤務形態の変更によって収入が減少し、本人の障害基礎年金等で生計を維持せざるを得なくなる。コロナ禍であっても、利用していた短期入所施設が出入り禁止とならないよう配慮すること。また、本人及び家族が、将来的にも安心・安全な社会生活が営めるよう、障害福祉サービスの弾力的な運営と、医療的ケア児者等に対応できるメディカルショートやレスパイト入院ができる病院、医療型療育センターを整備すること。</p>	<p>障害福祉サービスは、障がい者やその家族の生活に必要な不可欠なものであり、障害福祉サービス事業所に対してコロナ禍においてもサービス提供の継続に努めるよう通知している。</p> <p>また、新型コロナ対策に要する経費や衛生物品の補助等により、障害福祉サービス事業所の感染対策やサービス提供の継続を支援している。</p> <p>医療的ケア児者等への対応については、国の障害福祉サービスである医療型短期入所に上乗せする形で本県独自の補助制度を設け対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療型ショートステイ総合支援事業 25,439千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>④施行される医療的ケア児支援法は、障がいを持つ子どもたちの家族のみならず、誰にとっても安心できる社会の基礎となるものである。医療発展に伴い、訪問看護等の在宅支援も次第に充実し、医療的ケアを受けながら在宅生活を送る就学前の子どもたちも増えつつあるが、幼児教育・就学については選択肢が少なく、本人や両親が希望する教育を受けることは大変厳しい。本人の体力的負担、家族の時間的負担、社会生活の大切さを考えると、地域での生活を望む家族が増えるのは確実である。それは決して家族だけの都合ではなく、周囲の子どもたち、地域の人たちにとっても意味のある事である。法律に基づき、医療的ケアの必要な子どもたちにも希望の幼児教育（幼稚園、保育所、認定こども園）・就学が保障されるよう対応すること。</p>	<p>医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、様々な相談に総合的に対応するとともに、関係機関との円滑な連携体制を構築するため、医療的ケア児支援センターの設置を、令和4年度当初予算案において検討している。</p> <p>また、医療的ケア児に対応できる訪問看護師の育成を図る新たな支援をはじめ、医療的ケア児等の地域生活支援に関わる医療従事者及び事業所職員等を対象とした在宅支援研修や事業所等への巡回指導など、専門人材の育成にも取り組んでいく。</p> <p>医療的ケア児の保育所等への入所については、受入体制の整備のため、市町村において保護者の希望を早期に把握し、県は、すでに受入れを行っている市町村の実践事例や受入マニュアル等の他市町村への横展開、連携協定を締結している看護協会による入所相談・受入調整、看護職員の派遣制度及び国の補助制度の活用の周知等により市町村の体制整備に向けた支援を行う。</p>
<p>【鳥取県農業会議関係】 ①農業委員会活動活性化対策事業を継続すること。</p>	<p>農業委員会活動を強化するため、農業委員や職員の研修や活動支援を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用適正化総合推進事業（農業委員会活動強化対策事業） 8,674千円</li> </ul>
<p>②農業会議運営・活動費支援を継続すること。</p>	<p>農業会議の運営に要する経費への継続支援を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用適正化総合推進事業（農業会議運営事業） 13,171千円</li> </ul>
<p>③機構集積支援事業を継続すること。</p>	<p>担い手への農地集積・集約化に係る農業委員会の活動等に要する経費の継続支援を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用適正化総合推進事業（機構集積支援事業） 13,130千円</li> </ul>
<p>【鳥取県身体障害者福祉協会関係】 ①障害者差別解消法、あいサポート条例では、障がい者が地域の中で安心して生活できる暮らしやすい社会をつくろうと目標が掲げられ、民間事業者や県民の役割が求められているものの、未だに、民間事業者、県民とも障がい者の正しい理解が十分に浸透しているとは言い難い。これらの制度をより実効性あるものにするため、「障がい当事者による障がい者理解公開講座」を開催するなどして、民間事業者や県民が、障がいの特性や障がい者を正しく理解する施策に積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>障がいの特性などを理解し、障がいのある方が困っているときにちょっとした手助けをする「あいサポート運動」をさらに拡げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あいサポート推進事業 9,830千円</li> </ul>
<p>②令和3年5月に、民間事業者に「合理的配慮の提供」を義務付けるよう障害者差別解消法が改正されたが、未だ法律自体が十分浸透しておらず、障がいを理由とする差別のない共生社会の実現には至っていない。「障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金」の充実など、改正された制度の周知及び、事業者の社会的障壁の除去に積極的に取り組むよう要望する。</p>	<p>民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、障害者差別解消法や「合理的配慮の提供」と同意義であるあいサポート運動について、民間事業者等への普及啓発やあいサポート運動への参加を促すとともに、民間事業者が社会的障壁の除去に積極的に取り組む際に必要となる経費（研修の実施や備品購入等）の支援拡充について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業 15,464千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県PTA協議会関係】</p> <p>①調査研究研修事業を継続すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核家族化や保護者の孤立、インターネット環境等、子どもと保護者を取り巻く環境の急激な変化による実態や、家庭教育やPTA活動の現状を把握することは、県PTA協議会の取組方向を探り、単位PTAの活動促進につながる。またコロナ対策を考慮したPTA活動を調査し、情報共有にもつながる。</li> </ul>	<p>鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえて毎年度助成を行っており、引き続き支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育関係団体による地域づくり支援事業 鳥取県PTA協議会 878千円</li> </ul>
<p>②機関紙発行事業を継続・増額すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県PTA協議会の活動を全会員に情報提供する方法として、広報誌の発行がとても意義がある。見やすく、わかりやすい紙面となるよう、特に第52回日本PTA中国ブロック研修大会くらし大会の報告を写真等で掲載するため、カラー印刷したい。支援の増額を要望する。</li> </ul>	<p>鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえて毎年度助成を行っており、引き続き支援を行う。</p> <p>なお、第52回日本PTA中国ブロック研修大会くらし大会開催にあたっては、通常の助成に加えて臨時的助成を行うことを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育関係団体による地域づくり支援事業 鳥取県PTA協議会 878千円 第52回日本PTA中国ブロック研究大会くらし大会 500千円</li> </ul>
<p>③県民ふれあい会館内にある事務局の、社会教育団体交流室の使用料を助成すること。</p>	<p>鳥取県PTA協議会からの要望を踏まえて毎年度助成を行っており、引き続き支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会教育関係団体による地域づくり支援事業 鳥取県PTA協議会 878千円</li> </ul>
<p>【鳥取県私立学校協会関係】</p> <p>《鳥取県私立学校協会事業に対する補助金の強化》</p> <p>(1) 教職員の資質向上のために行う私立学校の教職員研修、教育研究などの教育振興事業に要する経費の一部助成を引き続き行うこと。</p>	<p>鳥取県私立学校協会の行う教育研究等の事業に対しては、引き続き補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校支援等事業（私立学校協会補助金 1,870千円）</li> </ul>
<p>《私立中学高等学校部会》</p> <p>(1) 働き方改革への対応で、教員の部活動の在り方が課題となっており、以下要望する。</p> <p>①外部人材の活用への支援の拡充と柔軟な運用。</p> <p>②休日等の大会への教員派遣の負担軽減。</p> <p>③外部指導員の指導手当などの助成の拡充。</p> <p>④寮に係る生徒指導への助成の充実。</p> <p>⑤特別な支援を要する生徒のための補助員の確保と助成の充実。</p>	<p>私立学校の働き方改革推進については、スクールサポートスタッフや部活動指導員等の外部人材の配置に対する補助を引き続き行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>私立学校教育振興補助金(心豊かな学校づくり推進事業 15,159千円、舎監配置助成事業 9,792千円)</li> <li>私立学校支援事業（特別教育サポート事業補助金 1,935千円）</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 新型コロナウイルス感染症への対応で以下要望する。</p> <p>①感染防止対策への一層の技術面・物資面・財政面での支援をすること。</p>	<p>新型コロナ対策に係る経費については、引き続き支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業補助金 1,500千円</li> </ul>
<p>②オープンキャンパス・受験・部活の大会のための県外移動に関し、PCR検査費用を助成すること。</p>	<p>感染防止のためには、一人一人が基本的な感染防止対策を徹底することが大切であり、PCR検査費用の助成は考えていない。なお、無症状で感染不安を感じる者について、令和4年2月末まで無料PCR等検査の対象としている。</p>
<p>③オンライン授業実施のための施設整備補助。</p>	<p>新型コロナ対策、ICTを活用した教育を推進するための取組に対しては、引き続き支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業補助金 1,500千円</li> <li>・私立学校教育振興補助金（私立高等学校教育振興補助金 1,681,228千円）</li> <li>・私立学校教育振興補助金（私立中学校教育振興補助金 149,772千円）</li> </ul>
<p>④生徒全員に公平にオンライン授業を実施するための必要な家庭へのWi-Fiルーター貸出。</p>	<p>家庭のインターネット環境が整っていない生徒に貸与することを目的として学校が整備したWi-Fiルーターの賃貸借料等について、引き続き支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭学習のための通信機器整備支援事業 675千円</li> </ul>
<p>(3) 補助金の拡充を以下要望する。</p> <p>①学校寮の整備・修繕・運営への支援の拡充。県外生徒受け入れに係る生活面の支援の拡充。</p>	<p>県外生徒等の募集、受入の支援として、寮の舎監の配置経費及び既存建物の改造による寮の整備経費について、引き続き、補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（私立高等学校教育振興補助金 1,681,228千円）</li> <li>・鳥取県私立中学校・高等学校の学校寮及び部活動における新型コロナウイルス対策強化事業補助金 1,500千円</li> <li>・私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金 42,862千円）</li> </ul>
<p>②大規模改修補助金の補助率1/3から1/2への引き上げ。</p>	<p>大規模改修補助金については、現状、全国トップクラスの支援を行っており、さらなる拡充は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校施設整備費補助金（私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金 42,862千円）</li> </ul>
<p>③GIGAスクール構想に関連し、通信高速等ネットワーク環境の整備、タブレットの生徒全員配布のための支援拡充。</p>	<p>ICTを活用した教育を推進するための取組に対しては、引き続き支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（私立高等学校教育振興補助金 1,681,228千円）</li> <li>・私立学校教育振興補助金（私立中学校教育振興補助金 149,772千円）</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
④鳥取県高校生通学費助成事業の対象の中学生への拡大。	<p>高校生通学費助成事業の実施主体は市町村であり、市町村が実施した通学費助成に対して、県が補助するものである。</p> <p>私立中学については、現時点で市町村に実施の意向がなく、また公私立問わず全学校の通学圏域が広域となる高校とは事情も異なることから、対象とすることは考えていない。</p>
<p>《幼稚園・認定こども園部会》</p> <p>(1) 私立幼稚園運営費補助金は、経営基盤と人材確保に大きな役割を果たしている。補助金の充実と、特に、幼稚園教諭や保育士の処遇改善に係る補助金を増額すること。私立幼稚園への国からの経常費助成補助金は、国庫補助金だけでなく地方交付税も毎年増額されており、それを県の運営費補助金にも反映させて増額させること（現在／国：190,012円、県170,382円）。また、施設型給付を受ける園への公定価格の確保・充実も国に要望すること。</p>	<p>私立幼稚園の運営費補助については、令和3年度当初予算案において園児一人当たりの補助単価を増額し、支援の拡充を図ったところであり、令和5年度以降に補助実績等を踏まえ単価見直しを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園等運営費補助金 161,857千円</li> </ul>
(2) 新型コロナウイルス感染症対策への支援を拡充すること。	<p>新型コロナ対策については、令和4年度も職員に対する物品等の購入支援等のかかり増し経費や保健衛生用品の購入等に対する支援を継続することを検討している。</p>
(3) 在宅子育て家庭の2歳児就園は、支援制度対象外となっており、公的支援の対象とすること。	<p>幼稚園及び認定こども園においては、満3歳までに入園を希望する在宅子育て家庭の2歳児の預かり保育を行っているが、2歳児は支給認定（1号認定）の対象となっておらず、保育料無償化の対象となっていない。支給認定（1号認定）を受け入園する満3歳児と同様、2歳児も支給認定を受け、公的支援（保育料無償化）の対象とするよう、引き続き国へ要望していく。</p>
(4) 幼児教育・保育の無償化で、預かり保育利用者が増え、保育の低年齢化、クラスの少人数化、複数担任制の必要性、特別支援教育担当職員の増加で、質の高い幼稚園教諭・保育士の人材確保が不可欠となっている。県内就職希望者への処遇加算、中高生への進路指導での助言等によって、人材確保を支援すること。	<p>幼稚園教諭、保育教諭等の人材確保と定着が一層進むよう、国の責任において処遇改善と配置基準の見直しを行うよう、引き続き国へ要望していく。</p> <p>また、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就職支援や現職保育士の相談窓口の設置、若手保育士を活用した県内高校生等を対象とした積極的な魅力発信等を引き続き実施するほか、保育士養成校に進学する学生に対する修学資金貸付などの経済支援を行い、人材確保に取り組んでいく。</p>
(5) 私立幼稚園・認定こども園の保育士の処遇改善に関わる補助金を増額すること。	<p>運営費補助金（処遇改善推進事業）については、令和2年度当初予算案で補助単価を増額し、支援の拡充を図ったところであり、令和5年度以降に補助実績等を踏まえ単価見直しを検討する。</p>
(6) 特別支援教育・保育は、より深い知識と専門性が求められる。実施する園への国・県単独事業の補助金を拡充すること。	<p>私立幼稚園、認定こども園では、障がい児（1号認定）を受け入れる場合、特別支援教育専任教員の人件費等を補助している。国庫補助の要件は障がい児2人以上在籍する園が対象だが、県においては障がい児が1人だけ籍している園にも単県補助を実施しており、次年度も引き続き支援を行うこととしている。</p> <p>また、令和3年12月には、正職員見合いの補助単価に引き上げるよう、近畿ブロック知事会において国への働きかけを行ったところであり、国の動きを注視する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(7) 鳥取県において、幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習・免許法認定公開講座を開設すること。また、保育士の休みがとりにくい夏季休業中しか開催されていない特別支援学校教諭普通免許取得認定講座を、多くの保育士が受講できるよう、柔軟な受講システムを構築すること。</p>	<p>本県では幼稚園教諭一種免許状取得のための認定講座の開設予定はないが、幼児教育に係る職員の資質・能力の向上については重要な課題と捉えており、県としても毎年様々な研修を開催しているほか、保育者に必要な資質・能力、キャリアステージに応じた人材育成指標を明確化するため、「鳥取県保育者ガイドライン」令和3年4月に作成し、周知・活用を図っている。</p> <p>特別支援学校教諭普通免許状取得認定講座は、特別支援学校教員及び特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率向上が主な目的であり、開催時期については、教員が参加しやすく、講師（大学教授等）の意向を踏まえ夏季休業期間の土日を中心に設定している。</p> <p>夏季休業中以外の受講方法としては、国立特別支援教育総合研究所が開催する免許法認定通信教育において、視覚、聴覚障がい教育領域の2科目が受講可能である旨今後周知していく。</p>
<p>《専修各種学校部会》  (1) 関係機関との連携強化について、以下要望する。  ①鳥取県産業人材育成センター内に服飾技術科を復活し、地元服飾専門学校と連携すること。</p>	<p>現時点では、服飾ビジネス科の復活は考えていないが、地元服飾専門学校と産業人材育成センターで連携できるものがあれば、検討したい。</p>
<p>②専修・各種学校には、工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養の8分野があり、主管課である総合教育推進課のみでなく、職能団体や組合を主管する他の部署とも連携して、「地元で学び、地元で働く」若者を増やす施策・制度を創設すること。</p>	<p>引き続き、専修学校・各種学校に関係する部局と連携し、地元で学び、地元で働く若者を増やすための施策・制度等の検討を行う。</p> <p>地元で働く若者を支援するため、産業界と連携し「鳥取県未来人材育成基金」を設立し、県内の対象業種に就職された方に対し、各種奨学金返済への助成を実施している。</p> <p>また、産学官の関係機関による「学生等県内就職強化本部」を通じ、学生の県内就職・定着に向けた連携強化を図るとともに、スマートフォンアプリ「とりふる」を活用した県内企業・県内就職の魅力発信を推進する。</p>
<p>③鳥取県介護福祉士等修学資金就学生制度の継続と、引き続き早期募集、募集人数を拡大すること。介護福祉士の入学者を増やすため、引き続き支援すること。</p>	<p>鳥取県介護福祉士等修学資金については、令和4年度当初予算案において、制度を継続するとともに、早期募集等については、実施主体である鳥取県社会福祉協議会と連携しつつ、検討する。</p> <p>また、介護福祉士養成施設の入学者を増やすため、離職者支援に対する介護福祉士養成科の受講生募集については労働局等と連携して広報を強化していくとともに、鳥取県福祉人材センターによる高等学校訪問による進路担当者への就職説明等を引き続き行っていく。</p> <p>・介護福祉士等修学資金貸付事業 23,129千円</p>
<p>④新型コロナ対策として、教育活動支援事業補助金、教育振興補助金の継続と充実すること。アフターコロナを見据えて、専修学校専門課程が取り組むリカレント教育に対して助成すること。</p>	<p>教育振興補助金等については、今後も学校の意見を聞きながら、必要な支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>専修学校専門課程のリカレント教育への助成については、学校から具体的な要望等があれば検討する。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑤経営基盤が弱く、弱体化しているため、専修学校運営費補助金の増額（専修学校 1/15→2/15、高等専修学校 2/15→3/15）すること。耐震改修工事など大規模修繕事業に対し大幅な財政支援をすること。</p>	<p>私立専修学校については、引き続きこれまでと同様の運営費支援を行う。なお、助成額の増額については予定していない。</p> <p>また、耐震改修工事については、国・市町村と協調して、耐震化に係る費用の一部を助成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（私立専修学校教育振興補助金 77,983千円）</li> <li>・震災に強いまちづくり促進事業 33,784千円</li> </ul> <p>（うち建築物耐震改修工事 9,110千円）</p>
<p>⑥平成26年度から、「職業実践専門課程」がスタートし、2校が認定校となっている。他県では運営費助成が専門課程以上に手厚く行われており、鳥取県でも補助体系を新設すること。</p>	<p>令和4年度当初予算案で補助事業新設を検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教育振興補助金（（新規）職業実践専門課程支援事業 300千円）</li> </ul>
<p>⑦フリースクール運営費補助の増額と保護者負担の軽減のための助成が、一部市町村で実施されておらず、実施を働きかけること。</p>	<p>フリースクール運営費補助は引き続き行う。不登校児童生徒支援事業について、現在は該当者がいない市町村でも該当者ができた場合にすぐ実施していただけるよう制度創設を働きかけていく。</p>
<p>⑧理美容、商業実務、服飾・家政、文化・教養分野の地元専門学校進学者には、対象となる助成がない。助成を検討すること。</p>	<p>国の修学支援新制度により、機関要件の確認を受けた学校は、入学金と授業料の減免が受けられるため、県独自の助成は考えていない。</p>
<p>⑨地元で学び、地元で働く専門学校卒業生を採用する地元企業への採用後1年の給与の一部を助成するなど、優遇策を検討すること。</p>	<p>専修学校・各種学校については、関係部局と今後も地元で学び、地元で働く若者を増やすため連携・協力して必要な支援を行うこととしており、給与の助成などその他の支援は予定していない。</p> <p>専門学校卒業生を採用した県内企業への給与の一部助成は行っていないが、WEBを使った合同企業説明会の開催に加え、企業のPR動画配信や情報誌発行、企業が行う求人情報発信活動への助成など、県内企業の採用活動に係る経費に対する支援を実施するとともに、引き続き、県内企業の生産性向上や働きやすい職場づくり等の促進を通じて、若者にとって魅力ある企業づくりを支援していく。</p>
<p>⑩県内高校の運転免許取得の時期を夏休みから早期通学許可に変更すること。高齢者講習・認知症機能検査受託料の単価引き上げ・手数料100%を委託料とし、講習・検査実施に対し補助すること。自動車学校は不特定多数の者と接触する職員が多く、感染防止のための装備及び消耗品購入を補助すること。</p>	<p>運転免許取得のための自動車教習所への通学許可については、各校長がそれぞれの学校の状況を踏まえ、許可、不許可の判断をしている。</p> <p>就職等の際に自動車免許を必要とする生徒がその時期までに確実に取得できるよう、入所時期を含めて適切に対応するよう、国の通知を踏まえて各学校に依頼しているところであり、引き続き適切な対応を求めていく。</p> <p>また、改正道路交通法が本年5月13日に施行されることに伴い、高齢者講習及び認知症機能検査の手数料額の引き上げや、高齢者講習等の受講件数に応じて、令和4年度においては、委託料の金額を伸ばすことを検討している。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策に係る経費については、引き続き支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立教育関係施設感染症予防対策支援事業 1,000千円</li> </ul>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>《私立学校振興会事業》</p> <p>①鳥取県私立学校振興会の実施する退職金給付事業に対する補助率を堅持すること。</p>	<p>退職金資金給付制度については、引き続き支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・私立学校支援等事業（私立学校教職員退職金給付財源補助金 90,198千円）</p>
<p>②日本私立学校振興・共済事業団の実施する私学共済制度に対する補助率を堅持すること。</p>	<p>私学共済制度については、引き続き支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・私立学校支援等事業（日本私立学校振興・共済事業団補助金 16,241千円）</p>
<p>③私立経営相談事業に対する補助金を堅持すること。</p>	<p>私学経営相談事業については、引き続き支援について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・私立学校支援等事業（私立学校経営相談事業補助金 314千円）</p>
<p>【鳥取県精神障害者家族会関係】</p> <p>①精神疾患の患者は毎年著しく増加しており、厚労省は精神疾患を5大疾病に認定している。鳥取県では、県立中央病院の精神科外来が常勤医師により開設となったが、入院受け入れはなく、県民の健康を守る地域の中核的な医療機関であるはずの2つの県立病院の精神科体制は未だ十分とはいえない。中部地域の基幹病院である県立厚生病院の精神科外来の開始と常勤医師を配置すること。県立中央病院、厚生病院に、精神科で入院できる体制を整備すること。</p>	<p>厚生病院では、常勤の精神科医1名により週2日の院内紹介患者を対象とした外来診療を行っている。引き続き地域保健医療計画の役割の中で、医療提供や医師確保に努めていく。</p> <p>精神科の入院施設については、本県では県立病院に代わって精神科医療を行う精神科病院を指定病院として指定していることに加え、国立病院機構鳥取医療センターもあることから、整備は考えていない。</p>
<p>②鳥取県特別医療費助成は、精神2級を対象に加えること。</p>	<p>障害者総合支援法の趣旨と同じく、地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は市町村であると考えており、17市町村で精神2級の方の医療費を独自に支援していることから、県の助成制度の対象とすることは考えていない。</p> <p>しかしながら、重度の障がいがある方は、物質面や精神面等で負担が大きく、重点的な支援が必要なため、県と市町村が共同して支援していくこととしている。</p>
<p>③障がいがある人が地域で安心して生活できるよう「地域包括ケアシステム」を充実させること。</p>	<p>圏域ごとに、保健・医療・福祉関係者により、精神障がい者の地域生活を推進するための支援体制の構築に向けて協議を行っており、今後も引き続き実施していく。</p> <p>また、基幹的な役割を果たす精神科医療機関を中心とした多職種・多機関連携による支援体制を構築し、地域での医療支援や住宅確保支援など必要な支援を行う取組の試行等を通じて、支援体制の充実につなげていく。</p> <p>・精神障がい者地域移行・地域定着支援事業 25,602千円</p>
<p>④鳥取県の「障がい雇用の実態調査結果」にみられるように、精神障がい者の就労率は極めて高いが、1年未満の離職率が63.2%と極めて高くなっている。その原因は、心身の状況に合わせた働き方が困難、職場環境の無理解が挙げられている。その改善のため、短時間（4時間程度）の就労形態を推進すること。</p>	<p>県では、国と連携し、就労開始後直ぐに週20時間以上の就業時間での勤務が難しい精神障がい者を対象として、週10～20時間の勤務から開始し、職場への適応や体調にに応じて週20時間以上の就労を目指す「障害者短時間トライアル雇用」制度助成金の活用を働きかけている。</p> <p>昨年、「障がい者雇用企業トップセミナー」を開催し、短時間勤務を含む仕事量の調整など、多様な働き方の重要性に関する理解促進を図ったところであり、今後も様々な機会を活用して働きかけていく。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
⑤障がい福祉サービス事業所への指導監督の中に、支援員の指導力向上を求め、作業中心でなく利用者の精神面の支援となるよう指導すること。	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び事業所職員を対象とした各種研修を通じて、障がいの特性に応じた適切な支援がなされるよう、引き続き人材育成に取り組んでいく。
【鳥取県森林組合連合会関係】 ①花粉発生源対策促進事業は再造林だけでなく、皆伐に対しても72%補助するものであり、森林所有者への利益還元額が多く、主伐・再造林への意欲が出るため、予算確保すること。	皆伐再造林を進める上で、国の「花粉発生源対策促進事業」は重要であると考えており、必要な予算確保について引き続き国に要望していく。 ・造林事業 886,751千円（農山漁村地域整備交付金 134,883千円）
②主伐・再造林をすすめ、2050年カーボンニュートラルを実現するため、主伐・再造林両方を支援する「鳥取県カーボンニュートラル推進事業」（仮称）を創設すること。鳥根県では、循環型林業に向けた主伐による原木生産を支援するため、主伐後の再造林を要件に、主伐材1立米当たり最高で1,000円補助しており、鳥取県でも支援すること。	主伐については、国の「花粉発生源対策促進事業」により支援しており、皆伐再造林を進める上で重要であると考えていることから、継続して国に予算確保の要望をしている。再造林については、単県で造林事業の嵩上げを行っており、主伐・再造林の双方に支援を行う。 ・造林事業 886,751千円（農山漁村地域整備交付金134,883千円）
③主伐・再造林を進める中で、大量に発生する林地残材は、木質バイオマスチップとして活用でき、林地内に放置すれば豪雨災害で下流に流出し二次被害を発生させることから、収集・搬出が必要である。収集・搬出経費を支援する制度を新設すること。	皆伐で生じる林地残材を有効活用するため、森林組合等林業事業者が行う林地残材の搬出システムの効率化に向けたトライアル施策について、令和4年度当初予算案で検討している。 ・皆伐再造林推進強化事業 17,954千円
④成長に優れ、花粉量の少ない特定母樹は、林業で最も過酷な下刈り作業の短縮、収穫期間の短縮、森林所有者の動機づけにもなり、主伐・再造林の推進に役立つことから、早期開発・普及をすること。	特定母樹の苗木については、民間事業者との協業等により、早期に安定供給できるような体制整備について、令和4年度当初予算案で検討している。 ・特定母樹（スギ・ヒノキ）早期供給体制構築事業 17,120千円
⑤主伐・再造林を推進する中で、植栽木をシカによる食害から守るため防鹿柵を設置しているが、設置後は積雪やイノシシによる掘り起しで破損が発生するため、定期的に点検・修繕が必要であり、その費用を支援すること	防鹿柵の点検・維持管理の省力化に係る支援について、令和4年度当初予算案で検討している。 ・皆伐再造林推進強化事業 17,954千円
⑥主伐・再造林するにあたり、需要と供給のバランスが悪く、苗木の確保が困難であることから、苗木供給をすること。	既存の少花粉スギ・ヒノキ採種園の育成・成熟を図るとともに、特定母樹の苗木は、民間事業者との協業等により、早期に安定供給できるような体制整備について、令和4年度当初予算案で検討している。 ・特定母樹（スギ・ヒノキ）早期供給体制構築事業 17,120千円
⑦間伐の促進や木材の安定供給、流木被害防止の観点から、間伐材の搬出は不可欠であり、搬出助成を継続・増額すること。	適正な森林の保全・整備、木材の有効利用を図るため、間伐材の搬出に対する支援について、令和4年度当初予算案で検討している。 ・間伐材搬出等事業 604,320千円
⑧造林事業は、間伐実施面積の増加、皆伐事業後の植林及び下刈り面積の増加、森林作業道開設延長の増加が見込まれており、予算を確保すること。	造林事業は国事業であるため、必要となる予算額が確保されるよう引き続き国へ要望していく。 ・造林事業 886,751千円
⑨林業機械の購入・リース支援に係る予算枠の拡充、単県嵩上げをすること。	林業事業者等の機械化を支援し、作業の効率化と持続的な林業経営を推進するため、令和4年度当初予算案で検討している。 ・低コスト林業機械リース等支援事業 153,208千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑩奥地、急傾斜地が多く、残土量及び路体補強費の増加で、開設事業費が高額になっている。林業専用道開設経費のうち、国補助額を超える経費について、助成を嵩上げすること。	路網整備は造林、保育等の施業を効率的に行うために最も重要な基盤であることから、令和4年度当初予算案で検討している。 ・路網整備推進事業 526, 102千円
⑪林道専用道、及び森林作業道の災害復旧を支援する森林作業路網災害復旧対策事業を迅速かつ効率的に実施するため、当初予算で制度化すること。	早急に復旧作業を進めるため復旧に要する経費支援について、令和4年度当初予算案で検討している。 ・路網整備推進事業 526, 102千円
⑫人材育成対策（鳥取県版緑の雇用支援事業、鳥取県森林整備担い手育成総合支援事業）を継続支援すること。	林業就業者の確保・育成及び定着に係る支援について、令和4年度当初予算案で検討している。 ・鳥取県版緑の雇用支援事業 53, 370千円 ・森林整備担い手育成総合対策事業 45, 372千円
⑬林業におけるドローンの導入及びドローンを活用した業務システムの構築を支援すること。	スマート林業の導入支援の中でドローンの活用等についても支援しているところであり、引き続き支援を行うため、令和4年度当初予算案で検討している。 ・スマート林業実践事業（森林施業のスマート化の推進） 2, 983千円
⑭森林簿や林地台帳の整備及び森林クラウドシステムを充実すること。	平成30年度から運用している「鳥取県森林クラウドシステム」について、より利便性や安全性が高いシステムに再構築するため、令和4年度当初予算案で検討している。 ・スマート林業実践事業（森林クラウドシステム推進事業） 32, 542千円
⑮令和2年11月設立した、素材生産、製材加工、木材流通、建築・設計の川上から川下までの各関係者で構成する「鳥取県産材サプライチェーンマネジメント推進フォーラム」が、ICT等を活用して、安定的な県産材供給体制整備と供給量増加を推進する取組に、継続支援すること。	県産材の安定的な供給体制整備を推進するため、令和4年度当初予算案で検討している。 ・県産材安定供給推進事業 3, 000千円
⑯新設着工件数の減少が見込まれる中、既存の住宅分野以外でも木材利用を促進し、需要を獲得することが必要である。県が率先して公共建築物などの木造化・内装の木質化を推進し、A材及び大径材などの需要拡大、利用促進に向けた施策を充実すること。合わせて森林認証の更新に係る支援をすること。	「非住宅建築物」の木造化促進に向け、令和4年度当初予算案で検討している。また、森林認証については、認証材の需要拡大が重要と考えており、認証材の普及・PRに努めていきたい。 ・非住宅木材活用推進事業 28, 670千円
⑰農地などの平野部に比べ山間部は地籍調査の進捗状況が低い中、森林所有者等境界を熟知した者が、高齢・離村などで境界確認が難しくなりつつある。間伐など森林整備に支障をきたすことが懸念されるため、山林地籍調査の早期実施をすること。	県としても地籍調査を進める必要性は認識しており、引き続き実施主体である市町村への助言・支援を行っていきたい。また、地籍調査推進に向けたレーザー航測成果の活用が国において認められており、関係者の合意等の条件が整えば、現地立会及び境界杭の設置を省略し、境界確認ができるようになっている。 ・国土調査事業 686, 625千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p><b>【鳥取県学校栄養士協議会関係】</b></p> <p>①栄養教諭と学校栄養職員の職務の違いを踏まえ、学校における食育推進の中核となる栄養教諭に一本化すること。また大幅増員すること。</p> <p>②栄養教諭の資格を有し、食育推進の実績がある学校栄養職員を栄養教諭に移行すること。</p> <p>③受験対象が学校栄養職員に限定されている栄養教諭採用試験の在り方を見直し、県立学校教員と同様の採用試験を実施すること。</p> <p>④栄養教諭の職務の一つである個別的な相談指導を適切に実施できるよう、小中学校に1校1名の栄養教諭を配置すること。</p>	<p>栄養教諭については、令和4年度に鳥取市に1名、令和5年度には米子市に1名追加配置する予定としており、今後も関係者の意見や効果等を踏まえ、採用試験の在り方も含め、適切に対応していく。</p>
<p><b>【鳥取民主医療機関連合会関係】</b></p> <p>①新型コロナの病床確保料が見直され、今年1月から、即応病床使用率が県の平均を30%下回る医療機関は、減額されることになったが、これでは病床確保が困難になる。国に改善を求め、鳥取県は減額しないこと。</p> <p>②病床確保料を活用して、新型コロナ対応を行う医療従事者に対して処遇改善するようになっているが、病床確保と処遇改善は目的が違う。処遇改善独自の支援策を講じ、コロナ患者への直接対応の有無や、コロナ患者受け入れの有無にかかわらず、広く医療従事者への処遇改善を図ること。</p>	<p>病床確保料の見直しについては、即応病床使用率が県平均を30%下回る場合であっても、病床の機能と患者像に乖離があるなど地域の実情によりやむを得ないと都道府県が判断した場合は、減額規定を適用しないこととされており、国への要望は考えていない。</p> <p>医療従事者の処遇改善については、国の責任において財政措置を講ずるべきであり、全国知事会を通じて国に要望している。</p>
<p>③県立中央病院が「初診時の非紹介加算」について、今年2月1日より、紹介状のない患者は、平日・休日・昼夜を問わず、非紹介加算料5,500円を請求することとしている。緊急入院した場合や、病気や障害に係る公費負担受給者は請求しないが、小児医療・ひとり親家庭の特別医療受給者は請求対象とするとしている。こうした対応は、子育てにお金がかかる小児やひとり親家庭の負担を軽減し受療権を保障しようという特別医療費助成の精神に反する。中央病院への患者の集中を避けるのであれば、非紹介加算の徴収ではなく、東部圏域の小児救急医療機関を丁寧に周知・紹介することである。小児・ひとり親家庭への非紹介加算料の徴収は中止すること。</p>	<p>非紹介加算（選定療養費）は、保険医療機関相互の機能分担及び業務連携の推進のため、中央病院のような一定規模以上の地域医療支援病院等に法律で徴収することが義務付けられている。</p> <p>中央病院は東部で唯一の救命救急センターを有しており、救急対応が必要でない方はまずは他の医療機関を受診してもらい、中央病院での治療が必要と判断された方を同病院へ紹介してもらおうという医療機関相互の役割分担を図り、円滑な医療提供体制を整えようとするものである。</p> <p>そのため、救急搬送された場合や受診後緊急入院された場合などは徴収しないが、救急対応以外の場合等には地域のかかりつけ医等を受診していただくよう周知しながら、本年2月1日より非紹介加算を徴収していく。</p>
<p><b>【鳥取県生活と健康を守る会関係】</b></p> <p>①コロナ感染が疑われる人だけでなく、PCR検査を職場・地域に拡大し、誰でも無料で受けられるようにすること。</p>	<p>従来株より感染拡大スピードの速いオミクロン株の特徴を踏まえ、隣県でのオミクロン株感染確認を受け、昨年末から県内薬局等に検査費用を助成することにより、感染不安のある無症状者を対象とした無料検査を実施している。</p>
<p>②コロナの生活支援の定額給付金の追加支給を国に要請すること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、令和3年11月に再支給が可能となるなど、国において適宜必要な見直しが図られており、追加支給の要請は考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③営業の自粛・短縮を要請する場合、補償とセットで行い、地域を限定することなく支援すること。	新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、施設の使用制限等を行った場合の協力金については、地方創生臨時交付金に設けた「協力要請推進枠」により国が都道府県の支援を行うこととされており、時短要請に協力した飲食店に対して、売上高に応じて協力金が支給されることとなっている。
④国保料を引き下げること。介護保険料を引き下げ、減免制度を拡充すること。	保険料は給付と負担能力に応じ、公平に設定するものであり、保険料の軽減について、県としてすでに応分の財政負担をしているところであり、新たな財政負担による引き下げは考えていない。 介護保険料は、市町村が介護サービス提供量等に応じて設定するものであるため、引き下げの是非については市町村において判断すべきである。減免制度の拡充については、県として低所得高齢者に対する介護保険料の軽減措置において既に応分の財政負担をしており、新たな財政負担による引き下げは考えていない。
⑤国に消費税減税を求めること。	少子高齢化の急速な進展や国・地方ともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえれば、国・地方双方にとって増嵩する社会保障費の安定財源の確保は避けることのできない喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めることは考えていない。
⑥国に各種年金額の引き上げを求めるとともに、最低保障年金制度の創設を求めること。	年金制度については、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築するため、国において適宜必要な見直しが行われているものであり、国に対する要望等は考えていない。
⑦所得に応じた累進課税による税収の確保と所得税減税を国に求めるとともに、住民税の減税をおこなうこと。	個人所得課税については、課税の公平性や望ましい税収規模など、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべき問題と考えることから、制度の見直しを求めることは考えていない。
⑧熱中症対策と生活環境の改善のため、高齢者、障がい者、ひとり親家庭の低所得世帯を対象にエアコン購入・設置の費用を助成すること。	個別世帯への助成については、まずは市町村において検討されるべきものであり、県としては、助成制度の創設は考えていない。
⑨家庭のインターネットなどの情報機器整備への支援を充実し、ひとり親家庭や準要保護世帯などの低所得世帯は、無料とし、負担をなくすこと。	生活困窮者に対しては、生活資金を貸し付ける「生活福祉資金」や、家賃相当額を支給する「住居確保給付金」による支援を行っており、県独自に生活困窮世帯への追加給付等を行うことは考えていない。
⑩年金が少ない低所得者、一人暮らしの高齢者の世帯への夏季の生活支援をすること。	個別世帯への助成については、まずは市町村において検討されるべきものであり、県としては、助成制度の創設は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑪生活保護の改善を以下求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護基準の引き下げと級地見直しによる生活保護費の引き下げをしないよう国に求めること。夏季加算の創設を国に求めること。生活保護の自家用車の所有を認めること。生活保護変更決定通知書の「変更理由」の記載は、「基準改定等」ではわかりにくいので、生活扶助などの変更前と変更後の金額などを具体的に記載すること。扶養義務調査は必ず本人の同意を得て行うこと。自宅への訪問は生活保護利用者の日常生活にも配慮し、事前連絡すること。コロナワクチン接種と移送費支給の周知を徹底すること。生活保護の担当職員は国家資格の社会福祉士を基本に配置すること。</li> </ul>	<p>生活保護基準は、国民の消費動向や社会情勢を勘案して、国の責任において設定されるものである。近年の猛暑による光熱水費の増加等、夏季においてこれまで以上に特別の需要が生じていると考えられるため、夏季における加算制度の創設について今年度も国に要望を行った。</p> <p>生活保護に係る自動車の取扱いについては、国の基準により、日常生活の利便性の向上を目的とする自動車の保有は原則できないこととされているが、一定の要件のもとでの保有や使用が認められている。</p> <p>基準改定による生活保護変更決定通知書に記載される変更内容については、国の示した基準により算出されたものであり、あらかじめ、公示や周知用チラシの配布等により変更内容が周知されており、決定通知書に変更前後の内訳の記載までは必要ないと考えている。なお、変更内容の詳細については、実施機関に問合せいただきたい。</p> <p>実施機関が行う扶養に関する調査の過程で存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞取り等により扶養の可能性の調査を行うこととされている。</p> <p>なお、可能性調査の結果、扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合には、扶養照会を控えることとされている。</p> <p>訪問調査は、被保護者の生活状況を実地に把握し、自立を助長するための指導・援助のために実施するものであり、実施機関で事前連絡の有無については判断されている。</p> <p>コロナ禍における生活保護の実施に当たっては、随時、国から通知等が発出されており、特に重要な取扱いについては、県からも周知している。</p> <p>福祉事務所の担当職員の資格については、社会福祉法に規定されており、社会福祉士を基本とするとはされていない。</p>
<p>⑫後期高齢者医療の保険料を引き下げること。</p>	<p>保険料は給付と負担能力に応じ、公平に設定するものであり、保険料の軽減について、県としてすでに応分の財政負担をしているところであり、新たな財政負担による引き下げは考えていない。</p>
<p>⑬米子市では、生活保護世帯は身元引受人がいないと、施設に入ることができなくなっている。これでは、身寄りのない人は施設に入ることでもできなくなってしまう。身元引受人制度を廃止するか、行政が引受人となり、施設入所がスムーズにできるようにすること。</p>	<p>社会福祉施設において、法令上は身元引受人等を求める規定はなく、身元引受人がいなかったのみをもってサービスの提供を拒否できないとされており、介護保険施設に対しては入所を断ることのないよう指導している。</p> <p>なお、市町村では、身寄りのない入所希望者に対して、成年後見制度の活用等も含めて個別に対応している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【鳥取県民主商工会連合会関係】</p> <p>①コロナ禍の需要喚起として有効な、住宅リフォーム助成制度・商店リニューアル助成制度を創設すること。</p>	<p>住宅の改修等に対する助成については、政策目的を持って行うことが望ましいと考えており、「とっとり住まいる支援事業」では県産材を活用して実施する住宅リフォームについて助成している。</p> <p>このほか、各市町村において独自のリフォーム助成など地域の実情に応じた助成制度を実施しているところもあり、今後も市町村と連携、補完し合いながら、政策目的に沿ったものについて取り組んでいく。</p> <p>地元商業の活性化を目的とした商店リニューアル助成事業は、来街者ニーズ等を踏まえて市町村がまちづくり方針等に沿って実施すべきである。</p> <p>既に県では市町村と協調した商店街の環境整備等への支援のみならず、経営革新や設備投資等に対する支援制度を設け事業者を活用いただいております、単なる商店リニューアル助成制度の創設は考えていない。</p>
<p>②「食用油が5回値上げされ、一斗缶で2,800円だったものが5,200円になった」（てんぷら店）などの声が会員から出ている。原油価格高騰の影響と実態把握、影響緩和策を講じること。</p>	<p>原油価格高騰の影響については、令和3年11月25日に「原油価格高騰に関するワンストップ相談窓口」を県内3カ所に設置したほか、商工団体や金融機関等と連携し実態把握に努めている。また、原油価格高騰による県内事業者への影響緩和を図るため、令和3年10月25日に発動した地域経済変動対策資金（令和3年度原油価格高騰対策枠）について、新たに市町村と協調して利子補給を行い、最長3年間、融資利率を最大無利子まで引き下げるよう資金繰り支援の強化を図るなど、様々な県内事業者を支援するための緊急対策を講じている。</p>
<p>③国「事業復活支援金」の受付が始まっているが、不正防止の観点から、一時支援金・月次支援金と同様に、「登録確認機関」による「事前確認」が必要となる予定である。事前確認とは、「①事業を実施しているか、②給付対象などを正しく理解しているかなどを事前に確認します」（月次支援金HPより）とされ、登録確認機関として、商工会、商工会議所、金融機関、税理士・行政書士などがあるが、「取引がない」「会員でない」との理由で、事前確認を断られ、士業に頼めば給付額に見合わない費用負担が発生し、確定申告期と重なるため繁忙を理由に受け付けてもらえない等、小規模事業者・家族経営者ほど事前確認を受けることが困難になることが予想される。そこで、①事前確認のできる登録機関を広げるよう、国に要望すること。②各自治体の条例に基づくすべての中小業者支援団体を登録確認機関として認めること。③確認機関への費用を予算化し、申請者へ負担を求めない制度設計とすること。④登録確認機関となっている団体や県内金融機関に対し、無償で事前確認するよう要請すること。⑤鳥取県が、以前実施したように、行政書士などの無料支援が受けられる「申請サポート窓口」を開設すること。</p>	<p>国「事業復活支援金」については、全国知事会を通じ繰り返し要望を重ねてきた結果、売上要件が大きく緩和されたほか、登録確認機関に生活衛生同業組合や商店街振興組合が追加されるなど制度改善が図られており、経済対策予算ワンストップ相談窓口において行政書士等専門家による無料相談体制を構築するなどし、国「事業復活支援金」の個別申請支援を行っている。また、商工団体や金融機関など県内登録確認機関による円滑な登録確認が図られるよう、関係機関間での情報共有を徹底している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
④国保の一部減免制度を周知するため、行政や医療機関にポスター・チラシを置くこと。	国民健康保険制度に関する情報については、制度改正時など必要に応じて関係機関等にポスター・チラシ等を配布し掲示等を依頼するなどして周知しており、引き続き情報の周知に努めていく。
<b>【新日本婦人の会鳥取県本部関係】</b> ①県独自の30人学級を実施し、高校まで拡大すること。	本県においては、市町村の協力のもと、平成24年度から小学校1・2年生の30人以下学級、中学校1年生の33人以下学級、その他の学年の35人以下学級を実施しているが、来年度の国の予算動向を見極めつつ、小学校全学年の30人以下学級の実現に向けて、令和4年2月議会に係る予算を提案する予定である。 なお、県立高等学校においては、専門学科を中心に1学級の生徒数を38人としており、現時点で高等学校における30人以下学級は考えていない。
② 教職員定数を増やし、正規化を進めること。	学校教育をめぐるニーズ・課題が複雑化・多様化する中、学校現場の働き方改革の推進により教職員一人ひとりが児童生徒の指導に専念できる環境を整えることができるよう、国に対して教職員定数の改善や教員業務アシスタントの配置拡充等について、本年7月に国に要望を行ったところであり、今後も必要な要望を行っていく予定である。
③ すべての小中高、高等専門学校のトイレに生理用品を配備すること。	県立学校では、ほとんどの学校で保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配布する形で対応している。生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るようにしている。そのため、県立学校内の女子トイレ等に生理用品を配備することは考えていない。
④ADHDやLDへのきめ細かな対応のため、教職員配置と、保護者が無料で利用できる医療、相談窓口を設置すること。	本県の特別支援学級は国基準より手厚い本県独自の学級編制基準（国8人／学級→本県7人／学級）を実施しており、また、特別支援学級で学ぶ小学生3人に対して1人、中学生4人に対して1人の指導が可能となるよう非常勤講師を配置し、児童生徒の学習の充実を図っているところであり、更なる学級編制基準の引き下げについては考えていない。
⑤スクールカウンセラーの増員など、不登校や悩みを抱える生徒へのきめ細やかな対応ができるようにすること。	スクールカウンセラーの増員については、人材確保が必要であり、県内の有資格者等の状況から困難であると考えますが、不登校や悩みを抱える生徒への支援については、公立小学校への学校生活適応支援員の配置や、公立中学校への校内サポート教室の設置等を行い、支援体制を整えてきており、今後も困り感に寄り添うことで、不登校等の解決や改善を図っていく。 ・不登校児童生徒支援事業（学校生活適応支援員配置事業、校内サポート教室設置事業） 27,962千円
⑥防災拠点となる学校の体育館の洋式化、バリアフリー化、エアコン設置をすること。	全特別支援学校の体育館については、トイレ洋式化、バリアフリー化及びエアコン整備を行っている。その他の学校については、大規模改修等に合わせて、トイレの洋式化やバリアフリー化を検討する。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑦地産地消にすると学校給食費が割高になるという声を自治体から聞くが、地場産業を守るために、給食に地元産品への補填を県として行うこと。</p>	<p>学校給食に係る経費負担については、学校給食法の規定に基づき、施設設備費や人件費は学校の設置者が、食材費等（＝「学校給食費」）は保護者が負担することとされている。</p> <p>学校給食における地産地消の推進と、それに伴う保護者負担の増との調整については、学校給食を実施している各市町村がそれぞれの地域の実情に応じて対処されているところであり、県が食材費の補填を行うことは考えていない。</p> <p>学校給食の地産地消率向上については、市町村等が行う、食材供給をシステム化し給食の地産地消率を高める取組への支援を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・食のみやこ鳥取県推進事業（学校給食等食材供給システム化促進事業） 150千円</p>
<p>⑧公的施設（公民館を含む）のWi-Fi環境を早急に整備すること。</p>	<p>県立施設については、無線LAN環境の整備を行っており、公民館を含め、市町村立施設についても必要な整備を検討するよう各市町村へ働きかけを行っている。</p>
<p>⑨困窮するひとり親世帯に対し、例えば住宅補助制度や、大学・専門学校に進学する際の支援金を出すなど、県独自の支援制度をつくること。</p>	<p>県内在住の篤志家から県に寄せられた寄付金を財源として、令和2年度から低所得のひとり親家庭等の大学等に進学する方を対象に県社会福祉協議会が進学支援金を給付する制度がある。なお、ひとり親世帯に対しては、県営住宅等へ優先的に入居する制度が設けられている。</p> <p>また、民間賃貸住宅の家賃助成については、住宅セーフティネット法に基づきひとり親世帯を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録した住宅に対して、県、市町村で協調して家賃補助を行う制度を平成30年度に創設している。</p> <p>現在、市町村で制度を設けているのは鳥取市、倉吉市、米子市及び南部町であるが、他の市町村にも制度を創設するよう鳥取県居住支援協議会などを通じて働きかけている。</p> <p>・住宅セーフティネット支援事業 14,081千円（うち家賃助成3,750千円）</p>
<p>⑩米子市では、就学援助の通知を子どもを通じて家庭に持ち帰らせているが、子どもの気持ちに配慮すべきである。郵送など子どもを介さないやり方をするよう、米子市を指導すること。</p>	<p>子どものいる世帯への就学援助制度周知については、進級時の書類配布や、教育委員会のウェブサイト掲示、就学時健診及び入学説明会等の場における説明などによって行われており、市町村に対し、子どもの気持ちに配慮した上で、就学援助制度を周知するよう呼びかけていく。</p>
<p>⑪自営業者の妻などの働き方を税制上認めない、所得税法56条を廃止するよう求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府税制調査会等の動向を注視していくこととしている。</p>
<p>⑫子どもの医療費窓口負担530円の引き下げや、無料化をすること。</p>	<p>小児特別医療費助成は、医療費の助成を必要とする者の健康の保持等を目的とするものであり、自己負担額の単価は適正なものと考えている。一部負担金をなくし無料化を実施した場合、県及び市町村において相当な財政負担が生じるため実施は困難である。</p>



要望項目	左に対する対応方針等
⑬八街市の交通事故を受けて、通学路の危険個所の総出しと改修工事が前向きに取り組まれるようだが、鳥取県でも、危険個所がある場合は早急に工事をする事。	9月補正、11月補正で対策を実施中であり、引き続き通学路の安全対策に取り組んでいきたい。
⑭白線や路面の道路標識が消えかかっているところが多くあるため、改善すること。	横断歩道等の消えかかっている箇所の道路標示は、これまでも必要性に応じて補修を行っているが、引き続き計画的に道路標示の点検、補修を実施する。
<p><b>【鳥取県労働組合総連合関係】</b></p> <p>①鳥取県の最低賃金は、全国最低のDランクで、最低額の沖縄県・高知県と1円違いの821円である。全労連の2021年9月の最低生計費試算調査では、東京が最高額の1,664円、最低の長崎が1,499円と、全国どこでも生活をするには、時給1,500円が必要であることがわかる。またコンビニなど、同じ会社で同じ仕事をしているのに、最低賃金が低いため安い賃金にされてしまうのはおかしなことである。全国一律最低賃金時給1,500円を求めること。その実現のためにも、中小企業の社会保険料等への補助を行うよう国に求めること。</p>	最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項であるため、その動向を注視していく。